

# 中堅・中小企業の皆様へ

## ～ご利用いただける支援施策のご案内～

1. 資金調達・設備投資

2. 人材確保

3. M&A、専門家活用

4. イノベーション

5. 海外展開

6. GX・DX

### 中堅企業成長促進パッケージ2025

【2025年2月版】

本資料は首相官邸HPに掲載しております。

 中堅企業等支援施策



# 中堅企業成長促進パッケージ2025 概要

中堅企業成長ビジョンの重点6本柱をもとに、今後、中堅企業や支援団体等が活用可能な、**13府省庁・全155件、総額1兆円超(1.4兆円)の施策**をまとめた。主な施策は以下のとおり。

パッケージ【施策集】  
本文は[こちら](#) ➔



## 1. 資金調達・設備投資

- 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金【経産省】
- 中小企業成長加速化補助金【中企庁】
- 地域未来投資促進税制【経産省】
- 早期での事業再生に取り組める制度基盤の整備【経産省】
- 地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）【総務省】

## 2. 人材確保

- 地域企業経営人材マッチング促進事業、地域企業経営人材確保支援事業給付金【金融庁・経産省】
- プロフェッショナル人材事業【内閣府】
- 先導的人材マッチング事業【内閣府】
- 地域の人事部支援事業【経産省】
- 特定技能制度の整備・運用【法務省】
- 賃上げ促進税制〔中堅企業枠〕【経産省】
- 人的資本経営コンソーシアム【経産省】
- 地方拠点強化税制【内閣府】
- 新卒者等に対する就職支援事業【厚労省】

## 3. M&A、専門家活用

- 中堅・中小グループ化税制【経産省・中企庁】
- 地域の中堅・中核企業支援プラットフォーム【経産省】

## 4. イノベーション

- イノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)【経産省】
- 研究開発税制【経産省】
- INPITによるオープン&クローズ戦略に関する助言【経産省】
- 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)【文科省】
- OCEANプロジェクト(特定新需要開拓事業活動計画認定制度等)【経産省】
- 新市場創造型標準化制度【経産省】

## 5. 海外展開

- 新輸出大国コンソーシアム【経産省】
- 中小企業・農林水産業輸出代金保険【経産省】
- 国際協力銀行(JBIC)の地域金融機関を通じた支援【財務省】
- グローバルサウス未来志向型共創事業【経産省】
- 中堅・中小建設企業の海外進出支援業務【国交省】
- ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化【国交省】
- 在外公館を通じた支援事業【外務省】
- 中小企業・SDGsビジネス支援事業【外務省】

## 6. GX・DX

- 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金/省エネルギー投資促進支援事業費補助金【経産省】
- 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費【経産省】
- 物流脱炭素化促進事業【国交省】
- 中小物流事業者の労働生産性向上事業【国交省】
- DX認定制度【経産省】
- 地域デジタル人材育成・確保推進事業【経産省】
- 食品産業の生産性向上に向けた支援【農水省】

※本パッケージの施策については、2025年2月時点の関連施策をとりまとめたものであり、  
今後は中堅企業成長ビジョンに沿って各施策の具体化を行う。

地域経済の担い手として中核的な役割を果たすことが期待される中堅・中小企業の皆様の成長促進に資するよう、政府として、支援施策を展開しています。このたび、中堅・中小企業の皆様が活用できる施策を集めたPR集を作成しましたので、ぜひご活用ください。

中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ事務局（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課）

※本パンフレットに記載の事業のうち、令和7年度予算事業については、令和7年度当初予算の成立が前提です。また税制についても国会での法案成立が前提です。

※今後、事業内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

# 目次

 概要ページ掲載施策

## 1. 資金調達・設備投資

総務省	 地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト).....2
	● 産地連携推進緊急対策事業.....3
農水省	● 肥料原料備蓄対策事業.....4
	● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業【畜産クラスター事業】.....5
	 農業競争力強化支援法に基づく支援.....6
経産省	 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金.....7
	 地域未来投資促進税制.....8
中企庁	 早期での事業再生に取り組める制度基盤の整備.....9
	● 中小企業成長加速化補助金.....10
国交省	● 中小企業信用補完制度関連補助事業.....11
	● 地域公共交通確保維持改善事業.....12

## 2. 人材確保

内閣府	● 地方創生移住支援事業.....14
	● 総合戦略に基づく重点施策広報事業.....15
	 地方拠点強化税制.....16
	 プロフェッショナル人材事業.....17
	 先導的人材マッチング事業.....18
金融庁	 地域企業経営人材マッチング促進事業(金融庁) 地域企業経営人材確保支援事業給付金(経産省).....19
	● 移住・交流情報ガーデン事業.....20
総務省	● テレワーク普及展開推進事業.....21
	 特定技能制度の整備・運用.....22
法務省	● 生活・就労ガイドブック.....23
	● 外国人生活支援ポータルサイト.....24
	● 留学生就職支援.....25

## 2. 人材確保

法務省

- オンラインによる在留申請手続について……………26
- 高度人材ポイント制……………27
- 外国人在留支援センターでの講演会・説明会等の開催……………28
- 特別高度人材制度(J-Skip)・未来創造人材制度(J-Find)……………29
- 刑務所出所者等の雇用促進……………30
- 社会人の大学等での学びを応援するサイト「マナパス」……………31

文科省

- 貸与型奨学金の企業等による代理返還制度……………32
- 大学等におけるインターンシップ等の状況調査……………33
- 優良なインターンシップの周知・広報……………34
- 両立支援等助成金……………35
- えるぼし認定企業への優遇措置……………36
- くるみん認定企業への優遇措置……………37
- ユースエール認定制度……………38
- 民間企業における女性活躍促進事業……………39
- 賃上げ・設備投資等への助成【業務改善助成金】……………40
- 生産性向上人材育成支援センター事業……………41
- キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)……………42
- キャリア形成・リスクリング推進事業……………43
- 人材開発支援助成金……………44
- 教育訓練給付金……………45

厚労省

## 2. 人材確保

厚労省

- 職場における学び・学び直し促進ガイドラインの周知広報(キャリア形成・リスクリング推進事業)……………46
- 公的職業訓練・地域職業訓練実施計画の策定……………47
- 新卒者等に対する就職支援事業……………48
- 早期再就職支援等助成金(UIJターンコース)……………49
- 地方人材還流促進事業(LO活プロジェクト)……………50
- 外国人雇用サービスセンター等での就職支援……………51
- 外国人求職者等への就職支援……………52
- 補助金における女性活躍・子育て支援に取り組む企業への優遇措置……………53
- フェムテック等の活用促進……………54
- なでしこ銘柄を活用した両立支援の推進……………55
- ダイバーシティ経営の推進……………56
- 職場でのミスコミュニケーションを考える動画教材・学びの手引きの活用促進……………57
- 外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブックの活用促進……………58
- 人的資本経営コンソーシアム……………59
- リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業……………60
- 高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業(JETRO)……………61
- 高度外国人材の採用に向けた伴走型支援事(JETRO)……………62
- 地域の人事部支援事業……………63

経産省

## 2. 人材確保

中 企 庁	● 賃上げ促進税制	64
	● パートナーシップ構築宣言	65
	● 中小企業大学校による研修事業	66

## 3. M&A、専門家活用

金 融 庁	● 地域経済活性化支援機構(REVIC)による事業者支援	68
	● 営業秘密支援窓口	69
経 産 省	● 日本企業向け「対日M&A活用事例集」・「協業連携事例集」	70
	● 地域の中堅・中核企業支援プラットフォーム	71
中 企 庁	● 中堅・中小グループ化税制	72
	● ミラサポplus事業	73
	● 「事業継続力強化計画」認定制度	74
	● 中小企業活性化協議会事業	75
	● 経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業	76

## 4. イノベーション

文 科 省	● 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)	78
	● 大学見本市～イノベーション・ジャパン～	79
	● 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による技術支援	80
農 水 省	● フードテックビジネス実証事業	81
	● 「知」の集積による産学連携推進事業 うち『「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の運営』	82
	● 「知」の集積による産学連携推進事業 うち技術交流推進事業(展示会「アグリビジネス創出フェア」の開催)	83
	● 医療機器等における先進的研究開発・ 開発体制強化事業(うちロボット介護機器開発等推進事業)	84
	● 規制改革に取り組む事業者支援	85
経 産 省	● 中小機構が運営するインキュベーション施設による支援	86
	● 2025年大阪・関西万博でのスタートアップの活用 【Global Startup EXPO 2025】	87
	● J-Startup	88
	● NEDOによる中堅・中小企業/スタートアップ向け施策	89
	● 国立の研究機関による技術支援	90
● 産学融合拠点創出支援事業	91	

## 4. イノベーション

経産省

中企庁

国交省

- 産総研の中堅・中小企業連携……………92
- ● イノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)  
……………93
- ● 研究開発税制……………94
- ● OCEANプロジェクト  
(特定新需要開拓事業活動計画の認定制度等)……………95
- ● 新市場創造型標準化制度……………96
- ● 加速的支援……………97
- ● 海外展開知財支援窓口……………98
- ● 特定中堅企業に対するINPITの助言等……………99
- ● INPITによるオープン&クローズ戦略に関する助言  
……………100
- ● IPランドスケープ支援事業……………101
- ● スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業  
(IPAS)……………102
- ● 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事  
業)……………103
- ● 内航変革促進技術開発費補助金(NX補助金)……………104
- ● 研究開発事例等の周知・広報……………105

## 5. 海外展開

総務省

- 先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業  
……………107
- CIR(国際交流員)による海外展開支援……………108

## 5. 海外展開

外務省

財務省

農水省

- ● 在外公館を通じた支援事業(企業支援)……………109
- ● 弁護士活用事業……………110
- ● インフラシステムの海外展開への支援……………111
- ● EPA利活用促進……………112
- ● EPA利活用促進(相談窓口)……………113
- ● JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」……………114
- ● JICA「協力準備調査(海外投融資)」……………115
- ● 脱炭素技術海外展開イニシアティブの促進……………116
- ● 海外安全対策・危機管理に関する知識及び能力向上の  
支援……………117
- ● ジャパン・ハウス事業……………118
- ● 国際協力銀行(JBIC)の地域金融機関を通じた支援  
……………119
- ● 産地生産基盤パワーアップ事業……………120
- ● 加工食品クラスター輸出緊急対策事業……………121
- ● 農林水産物・食品の輸出促進のうち輸出物流構築緊急  
対策事業……………122
- ● 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)……………123
- ● HACCP等対応……………124
- ● 農林水産物・食品の輸出促進、食品事業者の海外展開支  
援……………125

## 5. 海外展開

経産省

中企庁

国交省

- Japan Innovation Bridge(J-Bridge).....126
- グローバルサウス未来志向型共創等事業.....127
- 経済ミッションによるトップセールス.....128
- J-messeによる展示会情報の提供.....129
- 海外見本市・展示会.....130
- 越境EC等利活用促進事業.....131
- 新規輸出1万者支援プログラム.....132
- 新輸出大国コンソーシアム.....133
- 知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業.....134
- INPIT外国出願助金.....135
- 海外出願支援事業.....136
- 中小企業等海外侵害対策支援事業.....137
- 海外知財訴訟保険事業.....138
- 地域貢献プロジェクト.....139
- 中小企業・農林水産業輸出代金保険.....140
- J-GoodTech.....141
- 中堅・中小建設企業の海外進出支援業務.....142
- 地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業.....143
- ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化.....144

## 6. GX・DX

農水省

経産省

国交省

- 食品産業の生産性向上に向けた支援.....146
- デジタルガバナンス・コード3.0.....147
- DX支援ガイダンス.....148
- DX認定制度.....149
- DXセレクション.....150
- 地域デジタル人材育成・確保推進事業.....151
- サークュラーパートナーズを通じた産官学連携の活動強化.....152
- 産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業.....153
- 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金/省エネルギー投資促進支援事業費補助金.....154
- 省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費.....155
- 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費.....156
- 建設現場管理のデジタル化の推進事業.....157
- モーダルシフト等推進事業.....158
- 物流脱炭素化促進事業(流通業務の脱炭素化促進事業).....159
- 物流標準化・データ連携促進事業.....160
- 中小物流事業者の労働生産性向上事業.....161



# 1. 資金調達・設備投資

## 地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）

- 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。
- 国の重要施策（デジタル技術の活用、脱炭素、女性・若者活躍）と連動した事業については、重点支援。

## ローカル10,000プロジェクト

イメージ図

&lt; 宿泊業 &gt;

古民家を改修し  
宿泊施設を整備

&lt; 製造業 &gt;

廃校を活用したブルワリー  
事業の設備導入

## 予算額

R6補正予算額

・地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円

R7予算額（案）

・地域経済循環創造事業交付金 6.2億円

## 事業スキーム

産官学金労言の連携により、地域金融機関からの融資等により新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者等の初期投資費用を支援。

&lt; 支援対象 &gt;

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・地域課題への対応の代替となる事業
- ・新規性・モデル性がある事業

&lt; 地域金融機関による融資 &gt;

- ・公費（国費＋地方費の合計額）による交付額以上に地域金融機関からの融資が必要。

&lt; 交付上限額 &gt;

- ・原則2,500万円。ただし融資等の額によって最大5,000万円。

&lt; 対象経費 &gt;

- ・施設整備費、機械装置費、備品費等

お問合せ先：総務省地域力創造グループ地域政策課（03-5253-5523）

E-mail:chisei@soumu.go.jp

## 産地連携推進緊急対策事業

- 輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっております。
- このような課題に対応するため、食品製造事業者による産地を支援する取組や、産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加の取組を支援することで、食料システムの持続可能性の向上を図ります。

### ・事業内容：

食品製造事業者が求める食品原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地と連携する計画を策定した食品製造事業者が産地を支援する以下に掲げるア～エ又はこれらに類する取組や産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入及び新商品等の開発・製造・PR等の取組を支援する。

- ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
- イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
- ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
- エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術指導

### ・予算額：43億円

・補助率及び補助上限額：1/2以内、2億円（産地を支援する取組を行う場合は3億円）

### ・補助対象経費：

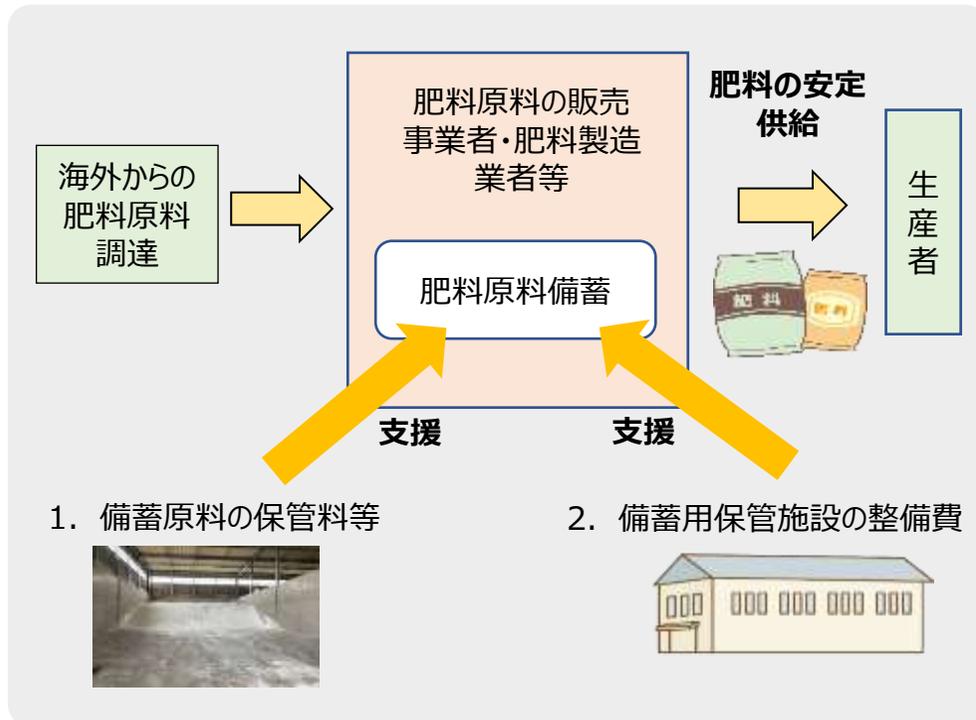
産地を支援する取組に係る経費（資材・機械・設備導入費、生産作業補助のための社員等派遣旅費、専門家・篤農家の派遣謝金・旅費等）産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に係る経費（新商品開発費、機械導入費、製造ラインの変更・増設費、包装資材の更新費、新商品PR費等）

### ・成果目標：産地との連携による国産食品原材料の取扱量の増加

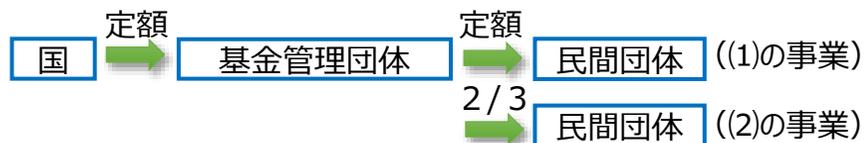
お問合せ先：農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課 原材料調達・品質管理改善室（03-6744-2089）

# 肥料原料備蓄対策事業

- 化学肥料原料のほとんどを海外に依存している中で、輸入が途絶した場合にも生産現場への肥料の供給を安定的に行うことができるよう、**化学肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備を支援**します。



(事業の流れ)



## 予算額

基金総額 **161億円**

(令和4年度第2次補正予算額160億円、令和5年度当初予算額1億円、令和6年度当初予算額0.26億円)

## 事業スキーム

主要な肥料原料のうち、安定供給確保の必要性が高いりん安及び塩化加里の備蓄に係る以下の費用を支援

- (1) りん安・塩化加里を備蓄するために必要な保管費用 (保管料・保険料等) (補助率：**定額**)
- (2) りん安・塩化加里を保管するために必要な保管施設の整備費用 (補助率：**2/3**)

※経済安全保障推進法第9条の規定に基づく供給確保計画の認定を受けた事業者が対象

## 成果目標

令和9年度までに、りん安及び塩化加里の年間需要量の3か月分に相当する数量を恒常的に保有する体制を構築し、肥料の安定供給を確保する。

お問合せ先：農林水産省農産局技術普及課 生産資材対策室 (03-6744-2107)

E-mail:hiryo-chousa120@maff.go.jp

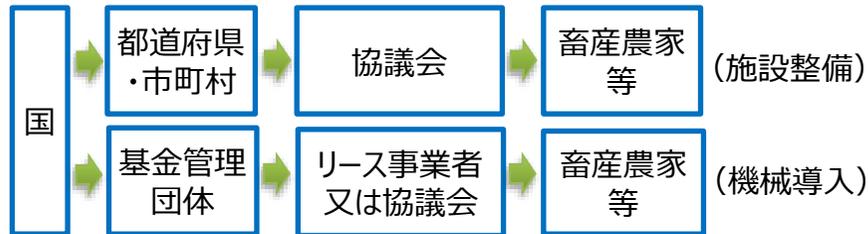
## 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業【畜産クラスター事業】

中堅・中小企業

- 畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等を支援

## 畜産クラスター事業

## 【事業の流れ】



## 【施設整備の例】



家畜飼養管理施設



飼料調製施設



縦型コンポスト



污水浄化処理施設

## 【導入機械の例】



搾乳ロボット



エサ寄せロボット



自動給餌機



飼料収穫機

## 所用額

319億円

## 事業スキーム

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家、飼料生産組織）の収益性向上に必要な施設整備や機械導入等を支援

補助率 **1/2以内**

※施設整備事業は、1件当たり補助上限額を5億円/年とし、2年間までの事業計画を申請可

※機械導入事業は、リース方式・購入方式いずれの方式も可

## 成果目標

- (1) 1頭当たり販売額の増加
- (2) 生産コストの削減
- (3) 所得の増加

(1)～(3)の**いずれか**を  
【施設整備事業】

整備後5年以内に10%以上

【機械導入事業】

導入年度の翌年度に5%以上

お問合せ先：農林水産省 畜産局 企画課 (03-3501-1083)

# 農業競争力強化支援法に基づく支援

- 農業の持続的な発展のため、**農業生産関連事業者**が事業再編等により経営体質の強化を図る「事業再編計画」の認定を受けた場合、日本政策金融公庫による**低利融資等の支援**を受けることができます。

## (1) 施策の内容

### ① 金融支援

#### ・中小企業基盤整備機構の債務保証

保証割合：借入れの50%（25億円まで）

保証期間：5年または10年

#### ・日本政策金融公庫の長期・低利融資 ※中小企業のみ

貸付限度額：負担額の8割

償還期限：20年以内

据置期間：3年以内

#### ・日本政策金融公庫の債務保証（スタンドバイ・クレジット） ※中小企業のみ

証限度額：1法人当たり4億5千万円

### ② 手続特例

#### ・事業譲渡時の債権者のみなし同意

## (2) 対象要件等

- 農業生産関連事業者：①農業資材の製造・卸売・小売、②農産物の卸売・小売、  
③農産物を原材料として飲食料品の製造・加工を行う事業者

## 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

中堅・中小企業  
概要ページ掲載施策

- 昨年の経済対策において、**中堅・中小企業の持続的賃上げを伴う大規模成長投資を促進する補助制度を創設**。計194件を採択（採択倍率は約7倍）し、投資後3年間の平均賃上げ率は、15%以上。
- 令和6年度補正予算において、**新規公募分として、3年・3,000億円の追加予算を計上**。

## 予算額

国庫債務負担行為含む総額

**3,000億円**（既採択分）+ **3,000億円**（新規公募分）

（令和5年度補正予算額1,000億円、令和6年度補正予算額1,400億円）

## 事業スキーム

中堅企業等が行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援

補助上限 **50億円**（補助率 **1/3以下**）

※10億円以上の投資、地域別の最低賃金の伸び率を超える賃上げ等が要件  
 ※対象経費は、建物（拠点新設・増築）、機械装置、器具備品、ソフトウェア等

## 公募・採択結果（1・2次公募）

- 採択社数：**194者**（採択倍率約7倍）  
（うち95%以上が東京以外での事業実施）
- 投資後3年間の平均賃上げ率：**+15.8%**（+5%/年）
- 平均投資額：**50億円**

## 採択企業例

## 西部技研株式会社

- 福岡県、従業員数348名
- 工場用の空調設備や除湿機等の製造、販売。
- 事業完了後、3年間で約17%の賃上げにコミット。

## 株式会社アイ・テック

- 静岡県、従業員597名
- 鋼材の加工、在庫管理、販売までを行う鋼材流通商社。
- 事業完了後、3年間で約26%の賃上げにコミット。

## 浦島観光ホテル株式会社

- 和歌山県、従業員数227名
- 世界遺産熊野古道を擁するエリアでホテル・旅館を経営。
- 事業完了後、3年間で約18%の賃上げにコミット。

## 株式会社ロッキー

- 熊本県、従業員数907名
- 熊本県内で26店舗展開するスーパーマーケット。
- 事業完了後、3年間で約16%の賃上げにコミット。

お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課（03-3501-1697）  
 産業創造課（03-3501-1560）

## 地域未来投資促進税制

- 地域経済を牽引する**企業**の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、**地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する大型の設備投資への優遇措置（特別償却50%、税額控除5%）を創設する。**
- **適用期限を3年間延長**し、令和9年度末(2027年度末)までとする。

## 改正概要

【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】

※赤字が今回の新設箇所  
(下線は今回の主な改正箇所)

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常枠	特別償却35% 又は税額控除4%
	下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%*2以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除5%
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

## &lt;地域経済の発展・成長に特に資する分野について&gt;

## 下記の①～③を満たす産業（※）を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（3つまで）

※要件詳細については調整中

## ① 地域経済への波及効果

付加価値額の伸び率もしくは、県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

## ② 当該産業の成長性

売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること

## ③ 自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

※ なお、対象となる地域経済牽引事業に対して、別途下記要件を求める。

・ 対象事業における設備投資額が10億円以上であること

・ 対象事業において1億円以上の付加価値額を創出すること

お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課（03-3501-0645）

E-mail:bzl-miraihou@meti.go.jp

## 早期での事業再生に取り組める制度基盤の整備

- 経済的に窮境に陥るおそれのある中堅企業等が、多数決によって金融負債の整理を進めることで、早期での事業再生に取り組める制度基盤を整備する。

### 概要（案）

#### ① 手続申請

事業者（債務者）が第三者機関（指定法人）※に手続を申請。

※ 手続の監督等を行う公正な第三者機関として、事業再生の専門的知識・実務経験を有する者を経済産業大臣が指定

#### ② 第三者機関による確認

第三者機関は、事業者から提出された、書面（対象債権（金融機関等が有する金融債権）の権利変更の方向性や事業再生の方向性等を記載）、対象債権の一覧、財務諸表等から、債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）、対象債権者集会の決議成立の見込み、対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込みを確認。

#### ③ 対象債権者集会における決議

対象債権者集会において、事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決（総議決権の3/4以上の同意。単一の債権者が議決権の総額の3/4以上を有する場合には、議決権者の過半数の同意も必要。）により、対象債権のうち担保により保全されていない非保全部分の権利変更を可決。

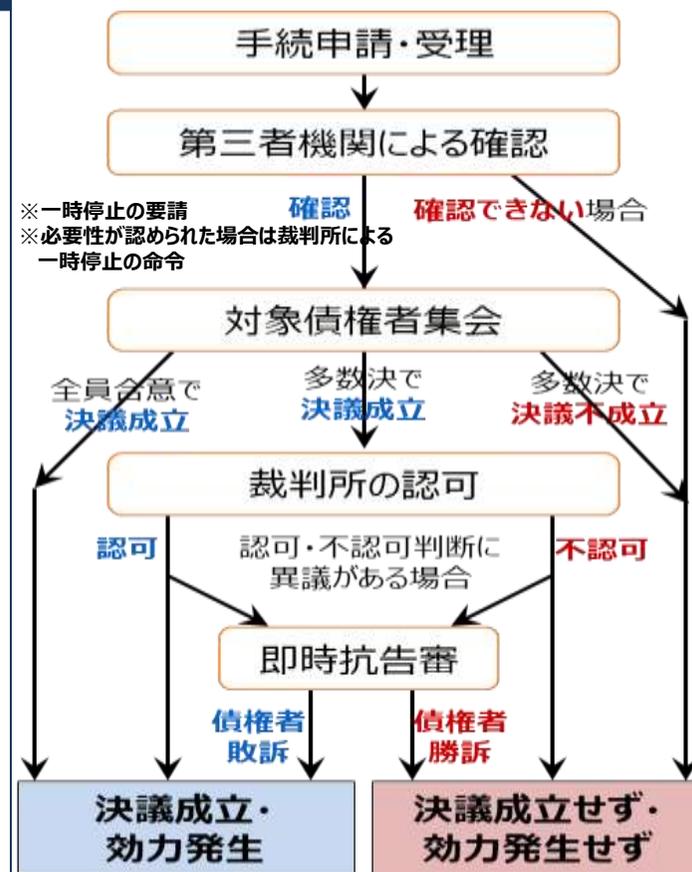
※ 対象債権の権利変更に係る賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画（事業者の資産や負債等の見込み等を記載）を提示

※ 第三者機関は、決議前に、対象債権の権利変更に関する内容及び早期事業再生計画について、法令に定める調査事項（事業者の資産や負債の算定等）を調査し、その結果を報告

#### ④ 裁判所による対象債権者集会の決議の認可

裁判所は、第三者機関及び債権者の意見の陳述を聴取しつつ、後見的に、決議の瑕疵（手続の法令違反、決議の公正性を損ねる点がないか）や清算価値保障等を審査して、認可又は不認可を決定。

※ 裁判所の認可に関する即時抗告が可能（異議申立ての機会の確保）



お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 産業組織課（03-3501-6521）

# 中小企業成長加速化補助金

中小企業

概要ページ掲載施策

- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい「**売上高100億円を越える中小企業**」を目指す中小企業の大胆な投資を支援。

## 予算額

### 3,400億円の内数

(令和6年度補正予算 生産性革命推進事業の内数)

## 事業スキーム

売上高100億円を目指す中小企業が行う設備投資を支援

補助上限 **5億円** (補助率 **1/2**)

※対象経費は、建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、  
 専門家経費等

## 要件

- ①投資額1億円以上 (専門家経費・外注費を除く補助対象経費分)
- ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること
- ③その他、賃上げ要件 など



工場、物流拠点  
などの新設・増築



量産体制構築に  
向けた設備の導入



DX推進に向けた  
情報システムの構築

売上高100億円を目指す宣言

「飛躍的成長」を目指す中小企業の皆様へ  
**「売上高100億円を目指す！」**  
 その「挑戦」を宣言しませんか

成長ビジョンを示し、国の支援や同じ志の  
 経営者ネットワークも活かして、目標の実現へ！

「売上高100億円を目指す宣言」とは？

・中小企業が、「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を自ら宣言し、ポータルサイト(令和7年春頃開設予定)上に公表をするものです。

＜宣言の内容＞ ※詳細検討中  
 ①企業の現状(足下の売上高、賃上げ等企業目標、課題等)  
 ②売上高100億円の実現のための目標(売上高成長目標、期間、プロセス等)  
 ③売上高100億円の実現に向けた具体的措置(生産増強、海外展開、M&A等)  
 ④実施体制  
 ⑤経営者のコミットメント(経営者自らのメッセージ) 等

※「宣言」に関しては、要件と記載内容の確認があります。

「宣言」をすると、  
 どんなことができるの？  
 いいことがあるの？

「宣言」をされた企業さま  
 限定の特別なメニューが  
 あります！

「宣言・公表」のメリット

- ・「宣言」取得による補助金等の活用  
 設備投資等に活用いただける「宣言」が条件となる補助金(上限5億円(補助率1/2))の申請が可能になります(その他、必要書類を提出した上で、審査があります)。
- ・経営者ネットワークへの参加  
 「宣言」を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて刺激し合える経営者ネットワークを構築します。また、経営の「気づき」につながるような、「宣言」企業限定のイベント等にご参加いただけます。
- ・「宣言」マークの活用による自社PR  
 「宣言」を行った企業だけ「ロゴマーク」を使用できます。自社の取組のPRにご活用ください。  
 ※「宣言」企業がご活用いただけるメニューについては、今後追加・内容変更の可能性がございます。

詳しくはこちら



お問合せ先：中小企業庁 経営支援部 経営支援課 (03-3501-1511)

## 中小企業信用補完制度関連補助事業

- 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、経営者による思い切った事業展開を躊躇させるなどの阻害要因となっている。
- このため、保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度により積極的な投資促進、中小企業の資金繰りの円滑化を図る。

### 【制度詳細】

全国51ある信用保証協会による信用保証制度において、経営者保証改革を進めるにあたり、保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる新制度の構築に際し、信用保証料の補助を行うと共に、信用保証協会の損失の一部補填に係る措置を行う。

なお、新制度の活用を促す観点から制度創設後3年間に限り信用保証料の補助を行うこととし、その補助については、令和6年度（制度創設1年目）は0.15%分の補助、令和7年度（制度創設2年目）は0.1%分の補助、令和8年度（制度創設3年目）は0.05%分の補助と段階的に引き下げることで早期の利用を促す。

### 【予算額】

71億円

### 【事業スキーム】



お問合せ先：中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876)

# 地域公共交通確保維持改善事業

- 「交通空白」解消に向けた日本版・公共ライドシェア等の取組強化や、多様な地域の関係者による連携・協働の取組、MaaS等の交通DX・GX推進、運転手等の人材確保、ローカル鉄道の再構築等に係る支援により、地域交通のリ・デザインを全国的に展開する。

**予算額** 令和6年度補正 326億円、令和7年度 209億円

## 事業イメージ

- 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ・ 「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し  
(調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援)



### 地域の足：「かなライド」

- ・ 地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援
- ・ 『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム」パイロットプロジェクト推進  
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)

- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援



### クレカタッチ決済

- 交通分野における人材確保支援
- 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保 等

- ローカル鉄道再構築



### 軌道強化による高速化

- 地域公共交通再構築事業  
(社会資本整備総合交付金)  
EV車両・自動運転車両などの先進車両導入支援



### EVバス充電施設の設置

**補助率** 2/3、1/3等 **手続スケジュール** 最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

お問合せ先：国土交通省 総合政策局 地域交通課 (03-5253-8536)

## **2. 人材確保**

# 地方創生移住支援事業

- 東京23区に在住又は東京圏から東京23区に通勤する方が、東京圏外へ移住し、企業や就業等を行う場合に、都道府県・市町村が共同で**移住支援金**を支給します。（移住支援事業）
- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く**大学・大学院（令和7年度より追加）**の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、**地方の企業への就職活動のための交通費**及び**地方に移住する際に要した移転費（引っ越し費用）**を支援します。（地方就職学生支援事業）

**予算額** 新しい地方経済・生活環境創生交付金 **2,000億円の内数**（令和7年度当初予算（案）額）

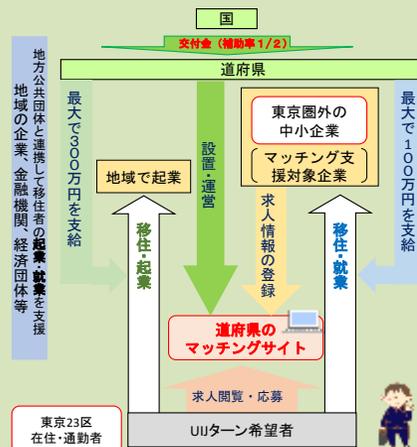
**成果目標** 東京圏から地方への移住者 年間10,000人（2027年度）（デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるKPI）

## 事業スキーム

### 【移住支援事業】（社会人向け）

- 要件を満たす場合に、**最大100万円**を支給する地方公共団体の取組を国が支援
- 移住希望者と地域の企業との就業を取り持つ各都道府県のマッチングサイト（※1）の整備・運営を支援

※1 中小企業は無料で求人掲載が可能



### 【地方就職学生支援事業】（学生向け）

- 地方の企業において実施される就職活動等に参加するための**交通費**を支給する地方公共団体の取組を国が支援
- 地方に移住する際に要した**移転費**を支給する地方公共団体の取組を国が支援  
※地方就職学生支援事業においては、上記マッチングサイトの掲載求人以外も対象となります。

お問合せ先：移住先市町村 または 都道府県移住担当部局

こちらから連絡先を探ることができます（[地図から探す！日本全国移住関連情報リンク集](#) | [いいかも地方暮らし](#) | [はじめての移住応援サイト](#)）

# 総合戦略に基づく重点施策広報事業

- 令和2年1月に実施した調査で、東京圏に住む20代の39.9%、30代の35.7%が地方移住に関心はあるが、移住への行動に移せておらず、実際に移住に対する検討を行っている方は全体の1割程度ということが判明。令和2年10月にウェブサイト「いいかも地方暮らし」を開設。

## 移住応援サイト いいかも地方暮らし



予算額 令和7年度予算案 **0.2億円**

### 事業内容

地方移住の推進、関係人口の創出・拡大を図り、過度な東京圏への一極集中を是正するため、**20代前半の若者や女性**をはじめとした**東京圏居住者**に向けて、地方暮らしへの興味・関心を高める効果的な情報発信を行うとともに、人口減少・東京一極集中等に関する認識を国民に広く共有するなど、地方創生に係る広報事業を実施する。

### 成果目標

ウェブ広告等により、ウェブサイトへの閲覧者の誘引を行う。また、移住に関するコンテンツを配信し、移住に向けた具体的な検討行動を促す。

# 地方拠点強化税制

- 企業が対象となる施設を東京23区から地方に移転する場合や、地方で拡充/地方から地方に移転する場合に、オフィス減税や雇用促進税制の適用を受けることができます。

※都道府県から地域再生法に基づく整備計画の認定を受けた事業者の移転・拡充が対象

## 対象となる施設

事務所※<sub>1</sub>



研究所



研修所



保育所、学童等※<sub>2</sub>



※<sub>1</sub>調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、情報サービス事業部門、商業事業部門の一部（オンライン営業）、サービス事業部門の一部（調査、企画、人事業務等の受託事業）の業務のために使用されるもの。

※<sub>2</sub>令和6年度税制改正により、本社機能（事務所、研究所、研修所）と併せて整備される子育て支援施設も対象へ追加（オフィス減税のみ）。

## 措置内容

- オフィス減税**：建物の取得価額に対して税額控除等

税額控除 **7%**（移転型） / **4%**（拡充型）

or

特別償却 **25%**（移転型） / **15%**（拡充型）

and/or

- 雇用促進税制**：増加した従業員※に対して税額控除

最大 最大  
税額控除 **90万円**（移転型） / **30万円**（拡充型）  
（1人あたり）（3年間で最大170万円）

※新規雇用又は転勤者。正規雇用者が対象。

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金や中小機構による債務保証、日本政策金融公庫による融資等も併用可

## 備考（対象要件等）

- 工場や店舗は対象外ですが、**業種や企業規模に関わらず**ご利用いただけます。

お問合せ先：内閣府地方創生推進事務局

【地方拠点強化税制全般・オフィス減税(経済産業省 地域経済産業政策課内)】(03-3501-1697)

【雇用促進税制(厚生労働省 雇用政策課内)】(03-3502-6770)

URL:<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

# プロフェッショナル人材事業

- 45道府県(※)が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。

※別途新潟県は、独自事業として類似事業を実施

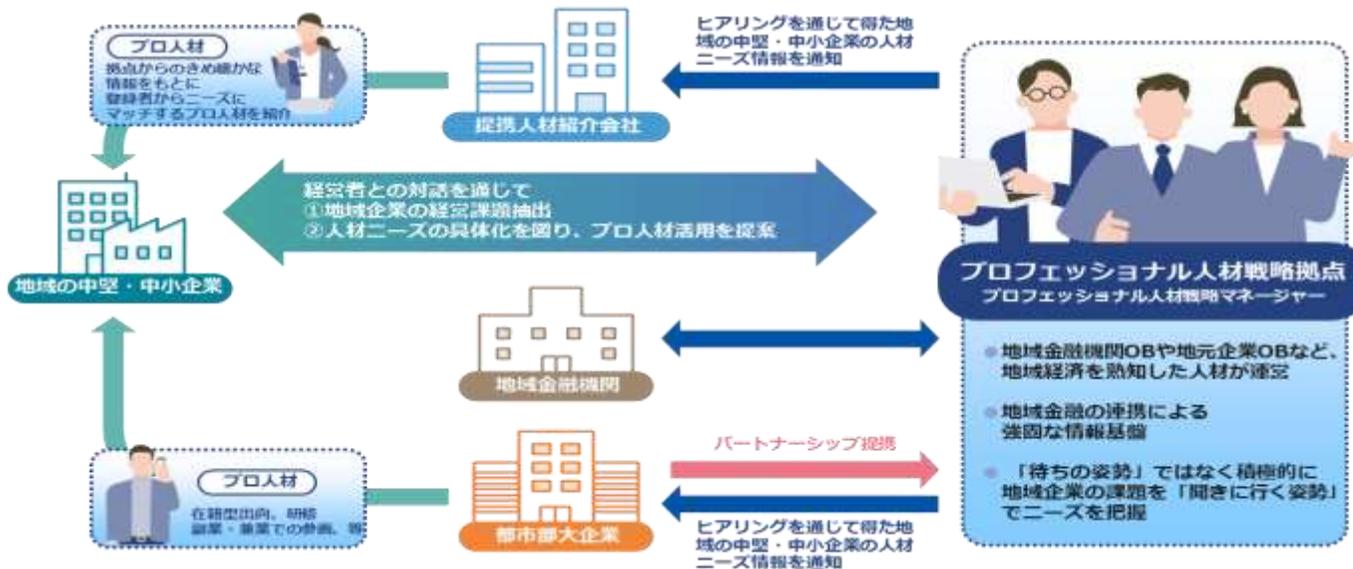
令和7年度当初予算(案) 0.91億円 及び

新しい地方経済・生活環境創生交付金 令和7年度当初予算(案) 2,000億円の内数

## 事業概要

- 各拠点は、地域企業の経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として提携人材紹介会社へ情報発信する。
- 専門人材の常勤雇用だけでなく、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。

## 事業スキーム



## その他

- 対象企業の要件に関しては、実施主体である道府県ごとに異なります。

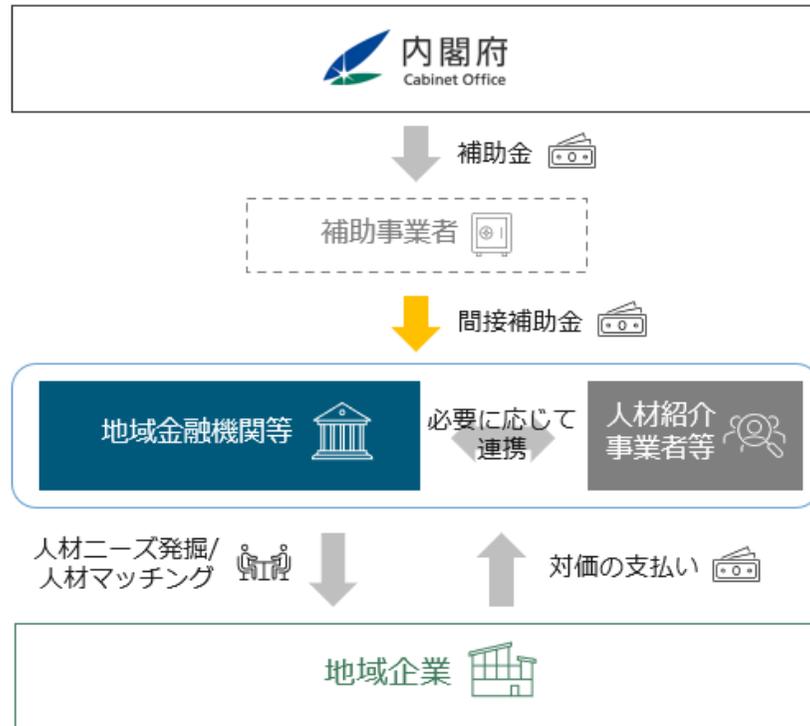
お問合せ先：内閣府 地方創生推進室 (03-6257-1412)

URL:<https://www.pro-jinzai.go.jp/>

## 先導的人材マッチング事業

- 地域金融機関等が、地域企業の経営課題や人材ニーズを調査・分析し、地域金融機関等が職業紹介事業者等と連携して行う人材マッチング事業（地域人材支援事業）を支援。

## 事業スキーム



予算額 **20億円**（令和7年度当初予算（案）・令和6年度補正予算額計）

## 実施主体

- 地域金融機関等

## 支援企業の要件

- 資本金10億円以上の法人でないこと
- 本店所在地が東京都以外の地域、または条件不利地域であること 等

## 対象業務

- 支援企業に対して行う、ハイレベル人材のマッチング

## 交付額

- マッチングした人材の年収に応じ、以下の補助率により算出した金額（原則上限100万円）
  - ✓ 常勤雇用（両手型）：年収×16%
  - ✓ 常勤雇用（片手型）：年収×10%
  - ✓ 常勤雇用以外：年収×8%+20万円

## 実施主体毎の交付上限額

- 50百万円（前年度から継続している実施主体の場合、前年度分と合算して累計1億円）

## 成果目標

地域企業やスタートアップ企業の経営幹部やデジタル人材等のハイレベル人材ニーズの発掘強化により、地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。

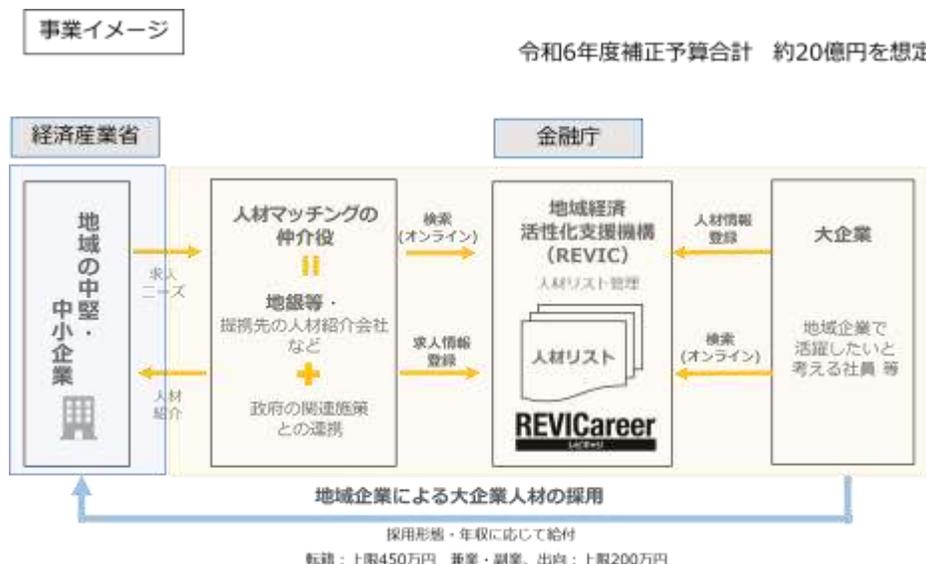
お問合せ先：内閣府 地方創生推進室（03-6257-1412）

# 地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁） 地域企業経営人材確保支援事業給付金（経産省）

- 大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材の確保を後押しすることにより、企業の経営革新・生産性向上を図り、地域経済を活性化することを目的とした事業を実施。

## 金融庁と経済産業省が連携した経営人材の マッチング推進の取組み

令和6年度補正予算合計 約20億円を想定



## 予算額

令和6年度補正予算 **合計20億円を想定**

## 事業スキーム

地域経済活性化支援機構（REVIC）が運営する人材プラットフォーム(REVICCareer（レビキャリア）)を活用し、大企業人材と地域の中堅・中小企業を地域金融機関がマッチング。

給付上限額 **450万円/人（転籍）** ※1

**200万円/人（兼業・副業・出向）** ※2

- ※1 地域企業が経営人材の要件を満たす人材を採用した場合に、当該人材に支払う年収の3割、最大2年分相当の金額を一時金で給付。
- ※2 地域企業に対し、要件を満たす人材に支払う年収等の3割、最大2年分の金額を一時金で給付
- ※3 給付金の給付対象は、資本金10億円未満かつ常用従業員2,000名以下の企業等の要件あり。

# 移住・交流情報ガーデン事業

- 地方への移住を検討している方等に対し、居住・就労・生活支援等に係る 情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流 情報ガーデン」を東京駅八重洲口に開設（平成27年3月28日開設）
- 関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



(移住フェアの様様)

## 予算額

国庫債務負担行為含む総額 **1.0億円**

## 施策の内容

- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「相談窓口コーナー」
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能な「イベント・セミナースペース」
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「情報検索コーナー」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「地域資料コーナー」
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「地域おこし協力隊サポートデスク」

## 成果目標

「移住・交流情報ガーデン」における移住・交流に関するあっせん件数の増加

お問合せ先：総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 (03-5253-5392)

E-mail:chiikikasseika1@soumu.go.jp

# テレワーク普及展開推進事業

- 多様な働き方と企業の成長を実現し、人材確保等にも有効なテレワークを一層推進するため、厚生労働省と連携し、テレワークを導入する上で多くの企業・団体に共通して課題となるICT（情報通信技術）と労務管理の双方をワンストップで解決できる「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」を通じて、テレワークの導入・定着を支援します。

## ■ 施策の内容

### ✓ 相談対応

テレワークの導入・実施時のICT（情報通信技術）や労務管理に関する課題について、電話や電子メールにより相談対応いたします。

### ✓ コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを3回まで無料で実施します。

### ✓ 全国セミナー・個別相談会の開催

各地域における中小企業支援の担い手となる団体（商工会議所、総合通信局等）と連携し、「テレワークに関する一次的な相談・問合せ対応等」を行う地域窓口を全国に設置することで、全国の中小企業等へのテレワーク導入促進を支援します。

### ✓ テレワーク総合ポータルサイトによる情報発信

テレワークに関連する支援策や事例集等の有益な情報を一元的に発信します。（<https://telework.mhlw.go.jp/>）

## ■ 予算額

- ✓ 令和7年度予算案額：1.3億円の内数

## ■ 対象要件等

- ✓ 企業規模に関わらずにご利用いただけます。

## 特定技能制度の整備・運用

- 分野を所管する行政機関から特定技能制度における新たな分野追加の申入れがあった場合、**有識者会議での議論等を踏まえ、政府として分野追加の判断を行う。**
- 令和6年度以降、制度創設から在留する1号特定技能外国人の在留期限が上限の5年を迎えることを踏まえ、**分野所管行政機関が計画的に特定技能2号に係る試験を実施し、特定技能2号に円滑に移行できるように制度を適切に整備・運用していく。**

- 人手不足状況が深刻であり、産業の存続・発展のために外国人の受入れが必要である分野について、当該分野を所管する行政機関から特定技能制度における新たな分野追加の申入れがあれば、法務省等の制度を所管する省庁において、追加の適否について検討を行う。その上で有識者・労使団体等で構成する有識者会議において議論を行い、その意見を踏まえ、対象分野として追加することが適当であると認められる場合には、対象分野の追加の措置を講じる。
- 令和5年6月に特定技能2号の対象分野を追加したところ、試験実施環境が整った特定産業分野から**特定技能2号に係る技能試験を順次実施する。**

(参考1) 特定産業分野(16分野)

介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業(下線部は令和6年3月29日の閣議決定により新規分野として追加されたもの)

※「特定技能1号」は全16分野、「特定技能2号」は介護、自動車運送業、鉄道、林業及び木材産業を除く11分野

(参考2) 特定技能制度について

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>

お問合せ先：法務省 出入国在留管理庁 政策課(045-370-9755) (内線6854)

## 生活・就労ガイドブック

- **在留外国人の安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報**（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）を掲載した生活・就労ガイドブックを、（※）やさしい日本語を含む**19言語**で「**外国人生活支援ポータルサイト**」に掲載している。



生活・就労ガイドブック

## 発信方法

入管庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において、親しみやすいものとなるようイラストなどを加え、多言語及びやさしい日本語で発信

## （※）対応言語（19言語）

日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語

- ・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・タイ語・インドネシア語・ミャンマー語
- ・クメール（カンボジア）語・フィリピン語・モンゴル語・トルコ語・ウクライナ語
- ・ロシア語・フランス語・やさしい日本語

## ＜施策の内容＞

在留外国人が安全・安心に生活・就労するために必要な基礎的情報を、政府横断的に作成し、**外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握できるようにする**とともに、地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセスできる環境を整えている。

# 外国人生活支援ポータルサイト

- 出入国在留管理庁のホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に、各府省庁が公表している**外国人への生活支援等の多言語情報を集約して掲載**している。

## ポータルサイトバナー



### <施策の内容>

- ・出入国在留管理庁ホームページ内に「外国人生活支援ポータルサイト」を作成。
- ・外国人への生活支援等の情報や、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意事項**について、各府省庁が公表している多言語情報へのリンクを集約して掲載。
- ・掲載情報を定期的に各府省庁に照会・情報を更新することで、在留外国人が、最新の情報にアクセスできるようにしている。

## 1. テーマ別ページ

- 「生活・就労ガイドブック」の各章に沿った13のテーマ別に情報を集約。
- 定期的に更新し、最新の情報を掲載。

## 2. 生活・就労ガイドブック

- やさしい日本語を含む19言語で掲載。

## 3. 特設ページ

- マイナンバーカードの取得方法等の解説や、令和6年能登半島地震に関する情報など“特に伝えたい”ことを掲載。

## 4. やさしい日本語関連情報

- やさしい日本語ガイドラインや「話し言葉のポイント」など、やさしい日本語の活用促進に関する情報を掲載。

## 留学生就職支援

- 高度外国人材の定着率向上のため、専修学校等を卒業又は修了した外国人材に一層の活躍の機会を提供することを目的として、高度専門士の称号を付与された留学生（文部科学大臣の認定を受けた専修学校の専門課程の学科修了者に限る。）等を大学卒業者と同等のものとして、特定活動告示第46号の対象に加えた。

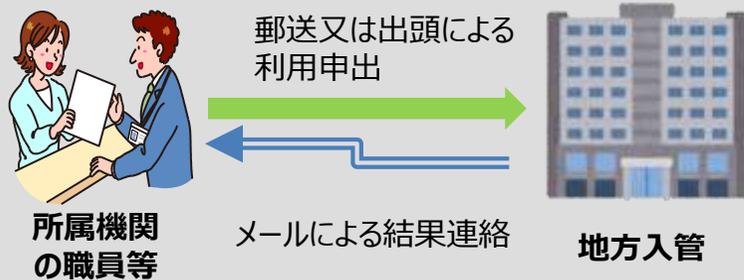
- ✓ これ以前の特定活動告示第46号は、本邦の大学を卒業又は大学院を修了して、学位を授与された留学生に対象を限定していたところ、本邦の短期大学又は高等専門学校を卒業等した者で、大学における一定の単位の修得等を行い、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格し学士の学位を授与された留学生、高度専門士の称号を付与された留学生（文部科学大臣の外国人キャリア形成支援プログラムの認定を受けた専修学校の専門課程の学科を修了した者に限る。）についても、大学卒業と同等レベルと考えられることから、これらの者も特定活動告示第46号の対象に加えることとし、令和6年2月に同告示を改正した。

# オンラインによる在留申請手続について

- 在留資格手続の円滑化のため、令和元年7月から**オンラインによる在留手続を開始**。
- 令和2年3月に対象手続・対象となる在留資格を拡大し、令和4年3月にはマイナンバーカードの個人認証機能を活用した外国人本人等によるオンライン申請を可能とするとともに、「日本人の配偶者等」などの入管法別表第2の在留資格を対象に追加。

## オンラインによる在留手続の流れ（所属機関等の職員）

### ■ 事前の利用手続



- ・郵送や出頭により地方入管に利用申出を行う
- ・審査の結果、承認された場合、認証IDが付与される



地方出入国在留管理局の窓口への来訪は不要



自宅やオフィスから24時間365日申請可能



システムの利用料金は不要



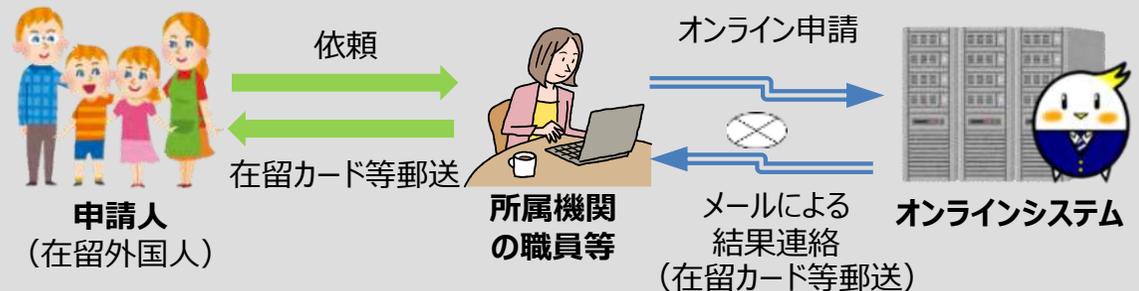
在留カードを郵送でも受領可能



オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らすっぴ」

こんにちは  
あります！が

### ■ オンライン申請



- ・認証IDで本人確認し、オンライン申請
- ・登録支援機関や公益法人の職員は所属機関から依頼を受ける必要あり

お問合せ先：法務省 出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留企画室（045-370-9755）（内線2779）

# 高度人材ポイント制

- 「**高度人材ポイント制**」は、「学歴」、「職歴」、「年収」、「年齢」の項目のほか、さまざまな特別加算の項目を設けている。それぞれの特性に応じてポイントを加算することが可能。



項目	ポイント	備考
学歴	10	博士(学術) 10点、博士(学術)以外 5点
職歴	10	高度専門職 10点、高度専門職以外 5点
年収	10	年収1,000万円以上 10点、年収800万円以上999万円未満 5点
年齢	10	30歳未満 10点、30歳以上39歳未満 5点
特別加算	30	高度外国籍外国人労働者 10点、高度外国籍外国人労働者以外 5点
合計	70	

- ✓ 高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材の活動内容やそれぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数（70点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」を平成24年5月より導入している。
- ✓ 令和5年3月31日からは、地方公共団体が補助金の交付等により支援する企業等に就労する外国人に対して、特別加算の対象とすることにより、10点を加算している。

■ 制度詳細はこちら

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/newimmiact\\_3\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/newimmiact_3_index.html)

■ 新たに申請案内ページを作成しました！

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities\\_02\\_00004.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities_02_00004.html)

## 外国人在留支援センターでの講演会・説明会等の開催

- 出入国在留管理庁では、外国人が、雇用、医療、福祉、出産・子育て等の生活に関わる様々な事柄について、相談や各種申請手続などのために地方公共団体の行政窓口を訪れた際に、外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、通訳支援事業を行う。
- 同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を実施。

### <施策の内容>

- 在留外国人の増加に伴い、通訳の確保が困難となっている地方公共団体の行政窓口に通訳支援を実施している。
- 同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を実施し、在留外国人支援に取り組んでいる。
- 対応言語：英語・韓国語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ（フィリピン）語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タイ語・カンボジア語・ミャンマー語・モンゴル語・フランス語・シンハラ語・ウルドゥー語・ベンガル語・ロシア語・ウクライナ語・アラビア語

### ■ 事前登録制

### ■ 外国人在留支援センターのイベント情報

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

### ■ JETRO（外国人在留支援センター入居機関）における取組み「高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援サービス」

<https://www.jetro.go.jp/services/escort/>

### ■ この他にも、外国人労働者を雇用する事業主、雇用を予定する事業主向けのセミナーを開催



お問合せ先：法務省 出入国在留管理庁 在留支援課（03-5363-3008）

# 特別高度人材制度（J-Skip）・未来創造人材制度（J-Find）

- 更なる高度人材の呼び込みのため、「特別高度人材制度（J-Skip）」及び「未来創造人材制度（J-Find）」を令和5年4月に創設。

## ■ 特別高度人材制度（J-Skip）

これまでの高度人材ポイント制とは別途、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば「高度専門職」の在留資格を付与し、「特別高度人材」として現行よりも拡充した優遇措置を認めている。

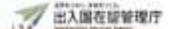
([https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyu\\_ukokukanri01\\_00009.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyu_ukokukanri01_00009.html))

## ■ 未来創造人材制度（J-Find）

優秀な海外大学等を卒業等した方が、本邦において「就職活動」又は「起業準備活動」を行う場合、在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与され、最長2年間の在留が可能。

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities51.html>)

### 高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について



#### 特別高度人材（J-Skip）の概要

##### 1 在留資格

ポイント制によらず学歴又は職歴と年収が下記の水準以上であれば、「高度専門職（1号）」を付与

- |   |                            |  |
|---|----------------------------|--|
| ① 高度学術伊勢活動<br>（大学教授や研究者等）<br>・修士号以上取得、年収2,000万円以上の者<br>・職歴10年以上、年収2,000万円以上の者 | ② 高度専門・技術活動<br>（企業で働く技術者等） | ③ 高度経営・管理活動<br>（企業の経営者等）<br>・職歴5年以上であり、年収4,000万円以上の者 |
|---|----------------------------|--|



##### 2 追加優遇措置：高度人材ポイント制の優遇措置に加え、以下の拡充した優遇措置を受けられる。

1. 所得年収が3,000万円以上の場合、外国人労働者使用人2人まで雇用可能（家庭事情要件等は課さない）(※)
2. 配偶者は、在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「興行」に該当する活動に加え、在留資格「教授」、「助教」、「准教」、「専任」及び「専任」に該当する活動について、経験等の要件を満たさなくても、最長2年間を超えて就労を認める
3. 出入国時に大規模空港等に設置されているプライオリティレーンの使用が可能

※1. 3歳未満の子又は出生前により日本の国籍に取得できない申請者があること、同時申請で継続して1年以上雇用していた労働者使用人を引き続き雇用することを認める以外の

### 高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について



#### 未来創造人材制度（J-Find）の概要

対象者：以下の3要件全てを満たす者

1. 3つの世界大学ランキング(※1)中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学を卒業、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与されている
2. 卒業から5年以内
3. 滞在当初の生計維持費20万円の所持

在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与

活動内容 在留期間は、最長2年間（1年又は6か月ごとに更新が必要）(※2)

- ・就職活動
- ・起業準備活動
- ・上記活動を行うために必要な資金を補うための就労

##### 配偶者・子について

扶養する配偶者・子は、在留資格「特定活動」（未来創造人材の配偶者等）が付与され、帯同することが可能。なお、配偶者・子の就労には、資格外活動許可が必要。

(※1) ①QS World University Rankings ②THE World University Rankings ③U.S. News & World Report World University Rankings  
 (※2) 特定活動（帰国後活動）、企業活動促進事業、特区企業活動促進事業、特定活動（卒業後帰国活動）等の特別制度と併せて累計2年を超えない範囲で適用できる。

お問合せ先：法務省 出入国在留管理庁 政策課（045-370-9755）（内線5685）

# 刑務所出所者等の雇用促進

- 協力雇用主に対する支援策として
- 刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を行った場合、**年間最大72万円を支給**します。(⇒施策①)
- 就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、**適切なマッチングと職場定着のための丁寧な支援**を行います。(⇒施策②)

## ○協力雇用主とは



- ✓ 犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業者です。
- ✓ 協力雇用主になるには、最寄りの保護観察所への登録が必要となります。
- ✓ 求人・雇用に当たっては、ハローワークにおける求人票の提出等が必要です。

※保護観察所は、法務省の地方支分部局として、全国50箇所に置かれています。

### ①刑務所出所者等就労奨励金支給制度

- ✓ 刑務所出所者等を雇用し、保護観察所の依頼を受け、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を実施いただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただいた協力雇用主に対して、奨励金を支給します。  
(令和7年度予算案：4.5億円)

### ②更生保護就労支援事業

- ✓ 保護観察所が、就労支援に関するノウハウや企業ネットワークを有する民間団体に事業を委託し、本人の特性や希望を踏まえた適切なマッチング支援のほか、雇用後の職場定着支援として、本人への接し方や雇用管理に関する相談等の支援を行います。  
(令和7年度予算案：2.6億円)

お問合せ先：協力雇用主の登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所へ

全国の保護観察所  
連絡先一覧



# 社会人の大学等での学びを応援するサイト「マナパス」

- 大学等における社会人向けの講座情報や関連する支援制度の情報を社会人向けに発信するポータルサイト。  
※令和7年2月末にリニューアルを実施。
- 学びに関する情報取得を容易にすることで、個人の学び直しや企業の人材育成を促進するとともに、学習によって得られる成果や学習歴を可視化し、時代の変化に対応できる人材の輩出や自律的キャリア形成の意識向上、キャリアアップにつなげることを目指しています。

## <マイページ機能>

- ✓ 会員登録をすることで、お気に入りの講座を登録したり、過去に見た講座情報が確認できるように！
- ✓ 最新のおすすめ講座に関する情報も随時発信。
- ✓ 学習履歴を記録でき、オープンバッジ（URL）の貼付も可能。

## <講座検索>

- ✓ デジタル・グリーン等成長分野を含む様々な分野において、大学等が提供する社会人向けプログラムを掲載！
- ✓ 「オンライン」「取得資格」「費用支援（教育訓練給付制度対象講座等）」など、希望に沿った条件検索も可能。

## <特集ページ・修了生インタビュー等>

- ✓ 大学等のリカレント教育実施状況を企業担当者向けにまとめた特集ページや学びのロールモデルを見つけるための修了生インタビューを掲載！
- ✓ 経済的支援に関する情報やリカレント教育について知ることができるコラムも閲覧可能。
- ✓ 社会的にホットなテーマと学びを掛け合わせた特集記事や最新の開発プログラムに関する情報も随時更新。

## <ランキング機能>

- ✓ ビジネスや情報、教養といった分野別のアクセスランキングを日々更新中！

## <いいね機能>

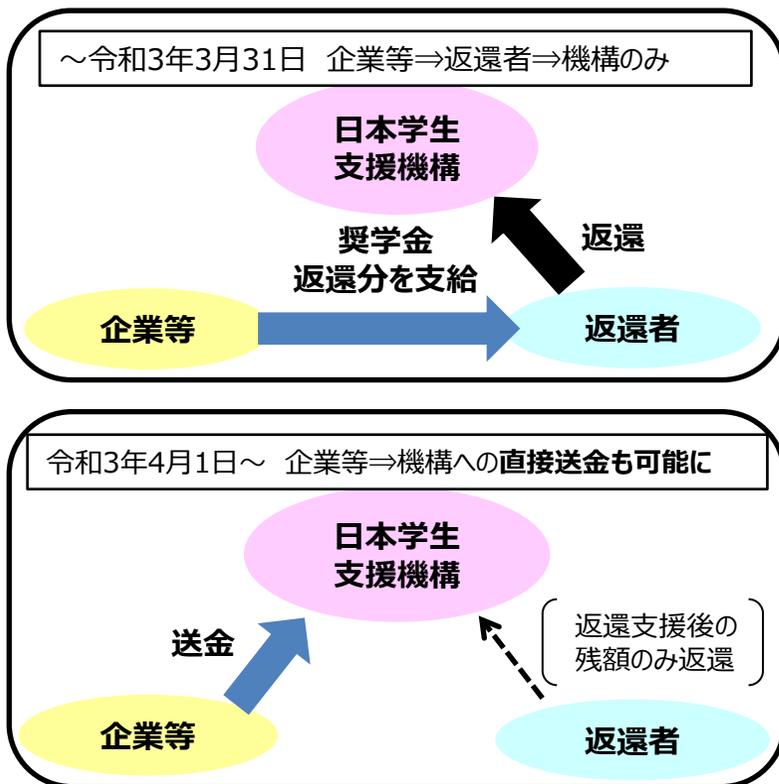
- ✓ ユーザーから関心の高い講座が一目でわかるように、「いいね機能」を搭載！



# 貸与型奨学金の企業等による代理返還制度

- 日本学生支援機構の貸与型奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた社員の返還を支援するため、企業等が返還残額の一部又は全部を日本学生支援機構に直接送金する制度です。
- 本制度の活用により、以下に記載の税制上のメリット等を活用できるほか、社員の返還負担の軽減、それを通じた企業等の人材確保の後押しが期待できます。

## 制度の概要



## 税制との関係

### ①【所得税】非課税となり得る

返還者にとって、企業が直接日本学生支援機構へ送金することで、自身の通常の給与と返還額が区別され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、返還額の所得税は非課税になり得る。

※返還者が役員の場合等、一定の場合に所得税の課税対象となる場合がある。

### ②【法人税】給与として損金算入が可能

企業にとって、返還支援に充てる経費は使用人の奨学金の返還に充てるための給付に当たるので、給与として損金算入が可能。

※役員給与、使用人兼務役員の場合、役員部分の給与は一定の場合を除き、損金不算入となり、また、過大な使用人給与も損金不算入となる。

### ③【法人税】中小企業向け賃上げ促進税制の対象となり得る

代理返還に充てる経費は、中小企業向け賃上げ促進税制の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には法人税の税額控除の適用が可能。

※賃上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除（税額控除上限：法人税額の20%）

### ④【社会保険料】標準報酬月額の対象外

代理返還した返還金は原則「報酬」には含まれず、社会保険料の賦課対象とはならない。

※給与規定等で給与に代えて支払われている場合は「報酬」に含まれる。

お問合せ先：独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係（03-6743-6029）

URL：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>

# 大学等におけるインターンシップ等の状況調査

- 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省 令和4年6月13日一部改正）の改正により新たな4種類の整理に基づき実施されることとなった学生のキャリア形成支援活動の大学等における状況調査を実施しています。

## 令和5年度大学・短期大学・高等専門学校における学生のキャリア形成支援活動実施状況等調査

### <概要>

**目的** : 大学等における学生のキャリア形成支援活動の実施に関する各種データを収集し、キャリア形成支援活動のより一層の推進・普及に関する施策の企画・立案等を行うための基礎資料とすること。

**調査の時期** : 令和6年6月～9月

**対象の機関** : 全国の国公立大学、短期大学、高等専門学校

**調査の内容** : 大学・短期大学・高等専門学校における学生のキャリア形成支援活動の実施状況

**対象期間** : 令和5年4月1日～令和6年3月31日

### 【学生のキャリア形成支援活動の4類型】

- ・タイプ1 : オープンカンパニー（業界・企業による説明会・イベント）
- ・タイプ2 : キャリア教育（大学等の授業（講義）や企業による教育プログラム）
- ・タイプ3 : 汎用的能力・専門活用型インターンシップ（職場における実務体験）
- ・タイプ4 : 高度専門型インターンシップ（特に高度な専門性を要求される実務を職場で体験）

### <本調査において対象となる活動>

**対象① 教育活動の一環として（単位認定を行う授業科目において）実施したキャリア形成支援活動**

- ・特定の資格取得に関係するもの（教育実習、看護実習、臨床実習等）は含まない

**対象② 単位認定していないが（正課外）、学生の参加状況を大学が把握・関与しているもの**

- ・学校が窓口となって紹介・あっせんしているものなど、組織として関与しているものが対象

※学生が各自で企業に直接申し込むようなものは含まない

上記①もしくは②に該当し、タイプ2（キャリア教育）、タイプ3（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）、タイプ4（高度専門型インターンシップ）に分類される活動が対象

お問合せ先：文部科学省 高等教育局 学生支援課（03-5253-4111）（内線3345）

E-mail: intern@mext.go.jp

# 優良なインターンシップの周知・広報

- 学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学等や企業等に普及するのに相応しいモデルとなり得る学生のキャリア形成支援活動を、グッドプラクティスとして表彰し、その成果を広く普及する取組を実施しています。

## 令和6年度インターンシップフォーラム

### <概要>

企業、大学関係者によるパネルディスカッションや事例の紹介等を通じて、「キャリア形成支援活動」を取り巻く状況や、今後の方向性等について相互に理解を深め、より質の高いキャリア形成支援活動を促進していく機運を醸成することを目的として大学等の教職員、企業、地方公共団体等のインターンシップ関係者を対象に令和6年7月に開催。対面・オンラインにより約500名が参加。

### <プログラム>

- ・令和5年度大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰」講評
- ・特別講演、パネルディスカッション
- ・「令和5年度大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰」受賞校の取組についてのポスター発表、意見交換会

【参考】令和5年度大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰受賞校一覧



(パネルディスカッション)



(ポスター発表)

	学校名	科目名
最優秀賞	京都産業大学	キャリア実習（インターンシップ実践型）、キャリア実習（職場体験型）
優秀賞	北海道大学	インターンシップⅡ（工学部専門科目）、インターンシップ（インターンシップ第二）（大学院工学院専門科目）
優秀賞	新潟大学	課題解決インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ
優秀賞	開志専門職大学	臨地実務実習Ⅰ、臨地実務実習Ⅱ
選考委員会特別賞	大阪公立大学	イノベーション創出型研究者養成4（TEC4；研究リーダー養成特別演習）

お問合せ先：文部科学省 高等教育局 学生支援課（03-5253-4111）（内線3345）

E-mail: intern@mext.go.jp

## 両立支援等助成金

- 働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対し両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

コース名/コース内容	支給額 (休業取得/制度利用者 1人当たり)	加算措置/加算額
<b>育児休業</b> <b>出生時両立支援コース</b> 33.8億円 (41.5億円) 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育児開始 ※第2種は第1種未受給でも申請可能	<b>1人目 20万円</b> <b>2～3人目 10万円</b> <b>60万円</b> ①第1種 (男性の育児休業取得) > 対象労働者が子の出生後8週以内に育児開始 ②第2種 (男性育児取得率の上昇等) > 申請年度の前年度を基準とし、男性育児取得率 (%) が30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等	<b>加算措置/加算額</b> <b>&lt;出生時両立支援コース&gt;</b> ①第1種 1人目で雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合 <b>10万円</b> 加算 ②第2種 第2種申請時にプラチナくるみん認定事業主であった場合 <b>15万円</b> 加算 <b>&lt;育休中等業務代替支援コース&gt;</b> プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下の通り割増。 ①育児休業中の手当支給 業務代替手当の支給額を4/5に割増 ③育児休業中の新規雇用 代替期間に応じた支給額を割増 <b>最大82.5万円</b> ・最短：7日以上：11万円 ・最長：6か月以上：82.5万円 育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合 ①～③に <b>10万円</b> 加算 (1か月以上の場合のみ)
<b>育児休業等支援コース</b> 33.6億円 (40.2億円) 育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰	<b>30万円</b> <b>30万円</b> ※無期雇用者、有期雇用労働者各1人限り ①育休取得時 ②職場復帰時	<b>&lt;柔軟な働き方選択制度等支援コース&gt;</b> 対象となる子の年齢を中学校卒業まで引き上げた場合 <b>20万円</b> 加算
<b>育休中等業務代替支援コース</b> 266.3億円 (87.8億円) 育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用 (派遣受入含む) を実施 ※支給額欄①②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象	<b>最大140万円</b> (「休業取得時」30万円+「職場復帰時」110万円) <b>最大128万円</b> (「育休取得時」23万円+「子が3歳到達時」105万円) <b>最大67.5万円</b> ※①～③合計で1年度10人まで、初回から5年間 ①育児休業中の手当支給 ・業務体制整備経費 1人目20万円 (社労士委託なしの場合6万円) ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限計10万円/月、12か月まで ②育短勤務中の手当支給 ・業務体制整備経費 1人目20万円 (社労士委託なしの場合3万円) ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで 代替期間に応じた以下の額を支給 ・最長：7日以上：9万円 ・最長：6か月以上：67.5万円 ③育児休業中の新規雇用	<b>&lt;各コース共通&gt;</b> <b>育児休業等に関する情報公表加算</b> 申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、 <b>2万円</b> 加算 対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数 ※出生時両立支援コース (第2種) 以外が対象。各コースごと1回限り。
<b>柔軟な働き方選択制度等支援コース</b> 12.1億円 (3.7億円) 育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援	<b>20万円</b> 制度2つ導入し、対象者が制度利用 <b>25万円</b> 制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 <b>20万円</b> 制度3つ導入し、対象者が制度利用 <b>25万円</b> 制度4つ以上導入し、対象者が制度利用 (※)柔軟な働き方を実現するための措置 <b>・子の看護等休暇制度有給化支援</b> <b>制度導入時 30万円</b> ※1年度5人まで	<b>環境整備加算 10万円</b> 加算 > 雇用環境整備措置を4つ全て実施した場合
<b>介護離職防止支援コース</b> 11.9億円 (5.1億円) 「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援	<b>40万円</b> (※5日以上、15日以上取得・復帰で60万円) <b>20万円</b> (30万円) <b>25万円</b> (40万円) <b>20万円</b> (30万円) <b>5万円</b> (10万円) <b>3万円</b> (※15日以上利用の場合のみ) ①介護休業 取得・復帰 ②介護両立支援制度 ※20日以上利用。 () は60日以上利用。 制度1つ導入し、対象者が制度を1つ利用 制度2つ以上導入し、対象者が制度を1つ利用 ③業務代替支援 ※5日以上利用。 () は15日以上取得・利用の場合 介護休業中の新規雇用等 介護休業中の手当支給等 短時間勤務中の手当支給等	事業の詳細はこちら (厚生労働省HP) <a href="#">両立支援等助成金</a>



## えるぼし認定企業への優遇措置

- 公共調達で加点評価を受けることができる場合がある。
- 日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強貸付）」を通常よりも低金利で利用することができる。
- 賃上げ促進税制において、税額控除率の上乗せを受けることができる。

### えるぼし認定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である

等の一定の要件を満たした場合に認定。（評価基準を満たす項目数に応じて3段階あり）

※プラチナえるぼしは、えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。



### 公共調達における優遇措置

加点評価の具体的な内容は、各調達の問い合わせ先にお尋ねください。

### 日本政策金融公庫による融資制度（日本政策金融公庫のホームページ）

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>

### 賃上げ促進税制における税額控除率の上乗せ（経済産業省のホームページ）

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6\\_chinagesokushinzeisei/r6\\_chinagesokushinzeisei.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei/r6_chinagesokushinzeisei.html)

お問合せ先：厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課 女性活躍推進係（03-5253-1111）（内線5110）

## くるみん認定企業への優遇措置

- 企業が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画（以下、行動計画）の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、**「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）**。
- くるみん認定企業に対して、**i 商品や広告等へのマーク使用、ii 公共調達の加点評価**等の優遇措置。

### 商品や広告などへのマーク使用

- ✓ 認定、特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業としてそれぞれ「認定マーク（愛称：くるみん、トライくるみん）」、「特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。
- ✓ 「プラス」認定によって、不妊治療と仕事との両立サポート企業であることのPRもできます。

### 公共調達の加点評価

- ✓ 国の機関及び独立行政法人等は、総合評価落札方式または企画競争による調達によって公共調達を実施する際に、認定を受けた企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）などを加点評価する取組を実施しています。
- ✓ 地方公共団体も国に準じた取組を実施するよう努めることとされています。

### 日本政策金融公庫による融資制度

- ✓ 国のくるみん認定を受けた事業主は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」を通常よりも低金利で利用することができます。詳しくは、日本政策金融公庫HPをご覧ください。  
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>



お問合せ先：厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課（03-5253-1111）

# ユースエール認定制度

- 若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業（常時雇用する労働者数300人以下）に対して認定を行っています。
- 認定企業に対し、情報発信等のメリットを付与し、若者の適職選択や当該企業が求める人材の円滑な採用を支援しています。

## ● 予算額 2.9億円の内数（令和7年度当初予算案）

### ● 認定基準

- 直近3事業年度の、新卒者などの正社員の離職率が20%以下。
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がいない。
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上又は、年平均取得日数が10日以上。
- 直近3事業年度の男性労働者の育児休業取得者が1人以上又は、女性労働者の育児休業取得率が75%以上。

など

### ● 認定マーク

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しています。



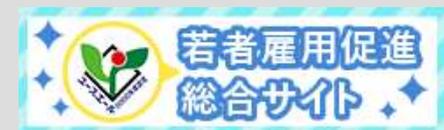
### ● 認定によるメリット

- ハローワークなどで重点的PRを実施
- 認定企業限定の就職面接会などへの参加
- 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- 日本政策金融公庫による低利融資の利用が可能
- 公共調達における加点評価

※認定基準、申請方法等の詳細はこちら→



※認定企業の検索はこちら↓



お問合せ先：厚生労働省 人材開発統括官付参事官室（若年者・キャリア形成支援担当）（03-5253-1111）  
（内線：5985）

## 民間企業における女性活躍促進事業

- 特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、男女の賃金の差異の要因分析、定められた目標の達成に向けた手順等について、コンサルティング等を実施する。
- また、女性の活躍推進の観点で特に課題とされている女性の正規雇用におけるL字カーブの解消のための施策として、アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発、および学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発事業に取り組む。加えて、女性活躍推進法の周知・広報に取り組む。

### 事業の概要・スキーム、実施主体等

#### 個別訪問・オンラインによる企業等への支援

- 女性活躍推進アドバイザーによる、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングの実施
- 女性活躍推進センターの運営

令和7年度予算案 2.4億円

#### L字カーブ解消のための啓発

- 女性活躍推進に係る周知・広報
- アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発
- 学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発

#### 実施主体

国、都道府県労働局、  
委託事業（民間企業等）

#### 女性活躍推進法の内容に係る周知・広報

- 事業主や人事労務担当者等を対象とした女性活躍推進法の内容に関する説明会の開催
- 女性活躍推進法に係る説明、問い合わせ・相談対応等を行う指導員の設置（0→10人）

お問合せ先：厚生労働省雇用環境・均等局 雇用機会均等課 女性活躍推進係（03-5253-1111）（内線5110）

## 賃上げ・設備投資等への助成【業務改善助成金】

- 最低賃金の引上げに当たっては、特に中小企業が賃上げしやすい環境の整備が重要であるため、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する業務改善助成金により支援を行う。

## 業務改善助成金

## 【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

賃金  
引上げ

設備投資等

設備投資等に要した  
費用の一部を助成

助成対象の例

- |          |   |
|----------|---|
| 設備投資     | ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮<br>▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 |
| コンサルティング | ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上                         |
| その他      | ▶ 顧客管理情報のシステム化                                      |

イメージ図



## 予算額

令和6年度予算額 **8.2億円**  
(令和6年度補正予算額297億円)

## 事業スキーム

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。助成上限額は引上げ額、引き上げる労働者の数、事業場内最低賃金額に応じて決まる。

補助上限 **600万円**（補助率：**3/4～9/10**）※

※申請期限令和7年1月31日、補助上限額・補助率は令和6年度

## 成果目標

業務改善助成金の支給を受けた事業場で賃金の引き上げがなされた労働者の人数が増加することで、社会全体の賃金の底上げを実現する。

お問合せ先：厚生労働省 労働基準局 賃金課（03-5253-1111）（内線5348）

## 生産性向上人材育成支援センター事業

- 生産性向上人材育成支援センターとは、**中小企業等に対して人材育成に関する相談を実施**し、様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案し、職業訓練の実施まで一貫して支援する**総合窓口**である。
- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター・ポリテクカレッジ等に設置（全国87カ所）。

## &lt; 訓練支援の流れ &gt;

## 1. 人材育成に関する相談

人材育成に悩みを抱える中小企業等を、担当者が訪問し、人材育成に関する課題や方策等を整理。

## 2. 人材育成プランの提案

整理した課題等に応じて、生産性向上人材育成支援センターの用意する様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案。

## 3. 職業訓練の実施や指導員の派遣

人材育成プランに応じて、民間を活用した企業の要望に応じたオーダーメイド型の職業訓練の実施や、指導員の派遣等を実施。

## 予算額

令和7年度当初予算案**542.7億円の内数**

## 事業スキーム

中小企業等の方向けに、一貫した支援を行っている（企業規模に関わらず利用可能）。

支援の概要	訓練期間
<b>生産性向上支援訓練</b> 民間教育訓練機関に委託して、生産管理、IoT、クラウドの活用、組織マネジメント、ITによる業務改善など、生産性向上に必要な知識等の習得を支援	概ね1～5日（6～30時間） （IT業務改善は4～30時間）
<b>在職者訓練</b> 機構が実施する、生産現場の課題解決に向け、実習を中心としたカリキュラムにより、高度なものづくり分野の技能・技術の習得を支援	概ね2～5日（12～30時間）
<b>職業訓練指導員の派遣/施設設備の貸出</b> 機構の職業訓練指導員を企業に派遣、ポリテクセンター等の施設設備等の貸出し	—

お問合せ先：最寄りの[ポリテクセンター](#)、[ポリテクカレッジ](#)、東京の場合は[東京支部の生産性向上人材育成支援センター](#)の各HPからご参照ください。

# キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

- 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

コース名/コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置等/加算額
<p><b>正社員化コース</b> 有期雇用労働者等を正社員転換（※）</p> <p>※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む</p> <p>➢ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要</p> <hr/> <p><b>障害者正社員化コース</b> 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換</p> <hr/> <p><b>賃金規定等改定コース</b> 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用</p> <hr/> <p><b>賃金規定等共通化コース</b> 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用</p> <hr/> <p><b>賞与・退職金制度導入コース</b> 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立を実施</p> <hr/> <p><b>社会保険適用時処遇改善コース</b> 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施</p> <p>※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等 ※労働時間の延長は、週当たり4時間以上等</p>	<p><b>支給額（1人当たり）</b></p> <p>【重点支援対象者※】</p> <p>有期→正規： <b>80万円</b>（60万円） 無期→正規： <b>40万円</b>（30万円）</p> <p>【左記以外】</p> <p>有期→正規： <b>40万円</b>（30万円） 無期→正規： <b>20万円</b>（15万円）</p> <p>※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ➢ 新規学卒で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数：20人</p> <hr/> <p>①有期→正規： <b>90万円</b>（67.5万円） ②有期→無期： <b>45万円</b>（33万円） ③無期→正規： <b>45万円</b>（33万円）</p> <hr/> <p>①3%以上4%未満： <b>4万円</b>（2.6万円） ②4%以上5%未満： <b>5万円</b>（3.3万円） ③5%以上6%未満： <b>6.5万円</b>（4.3万円） ④6%以上：<b>7万円</b>（4.6万円）</p> <p>上限人数：100人</p> <hr/> <p>1事業所当たり <b>40万円</b>（30万円） 1事業所当たり1回のみ</p> <hr/> <p>1事業所当たり <b>60万円</b>（45万円） 1事業所当たり1回のみ</p> <hr/> <p>(1)手当等支給メニュー <b>50万円</b>（37.5万円）（※1） (2)労働時間延長メニュー <b>30万円</b>（22.5万円）</p> <p>※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円</p>	<p><b>加算措置等/加算額</b></p> <p><b>正社員化コース</b></p> <p>■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換</p> <p>1事業所当たり <b>20万円</b>（15万円）</p> <p>■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換</p> <p>1事業所当たり <b>40万円</b>（30万円）</p> <hr/> <p>■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり <b>20万円</b>（15万円）</p> <p><b>賃金規定等改定コース</b></p> <p>■昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり <b>20万円</b>（15万円）</p> <hr/> <p><b>賞与・退職金制度導入コース</b></p> <p>■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり <b>16.8万円</b>（12.6万円）</p> <p>※( )は、大企業の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、 ①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。</p> 

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

事業の詳細はこちら（厚生労働省HP）  
[キャリアアップ助成金](#)

# キャリア形成・リスキング推進事業

- 本事業では、各都道府県にキャリア形成・リスキング支援センターを設置し、また、同支援センター内及び全国のアロワークにキャリア形成・リスキング相談コーナーを設置して、在職者等へのキャリアコンサルティングの実施や従業員のキャリア形成に取り組む企業に対しての支援を実施しています。

## ● 予算額 **41億円**（令和7年度当初予算案）

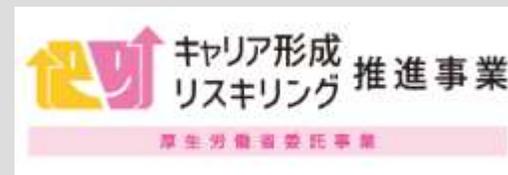
※本事業は委託事業として実施しています。（厚生労働省→株式会社等）

## ● 事業内容

- 全国のキャリア形成・リスキング相談コーナーにおいて、在職者等へのジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施しています。
- キャリア形成・リスキング支援センターにおいて、従業員のキャリア形成や学び直しに取り組む企業に対して、ジョブ・カードを活用した採用活動、人材育成、評価やセルフ・キャリアドック（※）の導入に関する相談・助言等の支援を実施しています。  
※セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせ、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のことです。
- 右記QRコードの本事業HPでは、ジョブ・カードの活用事例、セルフ・キャリアドック導入支援を活用した企業等の好事例も掲載しております。

## ● 備考（対象要件等）

本事業は企業規模に関わらずご利用いただけます。



お問合せ先：厚生労働省 人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付キャリア形成支援室  
（03-5253-1111）（内線5953）

## 人材開発支援助成金

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

## 令和7年度当初予算案 543億円の内数

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額 注( )内は中堅企業を含む中小企業事業主以外		
			OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規雇用:45(30)% 非正規雇用:70%		-
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%	800(400)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）	75%		最低2か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 /成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人	-
		成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		60(45)%	800(400)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練		60(45)%	-	-
	自発的職業能力開発訓練		45%	-	-
	長期教育訓練休暇制度 /教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	1,000(800)円/時・人 ※有給時	-
短時間勤務等		20万円 ※制度導入助成	-	-	
事業展開等リスティング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人	-

雇用保険適用事業主の申請に基づき、その雇用する労働者が受講した訓練等に応じて上記金額が支給されます。（令和7年4月時点の内容です。）

お問合せ先：厚生労働省 都道府県労働局（雇用関係各種給付金申請等受付窓口）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)



# 教育訓練給付金

- 雇用保険制度において、労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給。
- 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練は、その内容に応じて3類型あり、それぞれ教育訓練給付金の給付率が異なります。

## 施策の内容

予算額：538億円

### <給付内容>

- ① 一般教育訓練給付金 ……教育訓練経費の20%（上限10万円）
- ② 特定一般教育訓練給付金……教育訓練経費の最大50%（上限25万円）
- ③ 専門実践教育訓練給付金……教育訓練経費の最大80%（年間上限64万円）

### <支給要件>

- ✓ 雇用保険の被保険者期間が3年以上あること（初めて受給する方は、①・②の場合は1年以上、③の場合は2年以上）。

### <申請手続>

- ✓ ①は、必要書類を揃え、訓練修了日の翌日から1か月以内に、ハローワークに支給申請。
- ✓ ②・③は、キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受けた上で、必要書類を揃え、受講開始日の2週間前までにジョブ・カードを添えて、ハローワークに受給資格確認申請（支給を受けるための申請は、訓練受講中及び受講修了後に別途必要）。

### <対象となる講座>

- ✓ 本制度の対象となる講座は、「教育訓練給付講座検索システム」において、分野・資格名や資格キーワード、スクール名等を入力して検索が可能。

※令和7年10月1日から、教育訓練給付制度に新たに教育訓練休暇給付金が創設され、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付を受けられることができる。

お問合せ先：[最寄りのハローワーク](#)

# 職場における学び・学び直し促進ガイドラインの周知広報 (キャリア形成・リスキリング推進事業)

- 職場における人材開発を進める上での基本的な考え方や労使が取り組むべき事項、公的な支援策等を体系的に示したガイドラインの周知広報等を実施。

## 職場における学び・学び直し促進 ガイドライン

<特設サイトや動画配信による周知>

職場における学び・学び直し  
促進ガイドライン特設サイト



### ○ 企業事例

学び・学び直しに取り組む企業へのインタビュー記事を掲載。



### ○ シンポジウム

有識者の講演や公的な支援策の紹介を交えたシンポジウムを開催。



### ○ 解説動画

ガイドラインを分かりやすく解説した動画を掲載。



### ○ 公的支援策診断コンテンツ

診断結果を基にしたおススメの公的支援策や、参考となる企業事例を紹介。



## 予算額

令和7年度当初予算案 41億円※の内数

※キャリア形成・リスキリング事業

## 事業概要

○令和4年6月に労使の参画を得てとりまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」について、中小企業をはじめとした経営者や労働者に広く周知等を行い、日本全体に学び・学び直しの風土の定着を図る。

○ガイドラインは、変化の時代における労働者の「自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直し」の重要性と、学び・学び直しにおける「労使の協働」の必要性を強調した「Ⅰ 基本的な考え方」に続き、企業労使の実践に資するよう、「Ⅱ 労使が取り組むべき事項」、「Ⅲ 公的な支援策」の3部で構成。

○職場における学び・学び直しガイドライン特設サイトを運用し、ガイドラインの紹介をはじめ、企業の好事例や公的支援策の周知を図るとともに、ガイドライン普及策の一環として、最新の知見や先進事例等の紹介、有識者講演を行うシンポジウムを開催。

お問合せ先：厚生労働省人材開発統括官付参事官室（人材開発政策担当）（03-3595-3374）

E-mail: jinkaiseisaku@mhlw.go.jp

# 公的職業訓練・地域職業訓練実施計画の策定

- 全国47都道府県において地域職業能力開発促進協議会を開催し、地域の人材ニーズに即した効果的な人材育成を行っていくために、公的職業訓練全体としての総合的な計画として、**地域職業訓練実施計画を策定する。**

## 事業スキーム

地域職業訓練実施計画では、以下の公的職業訓練実施計画を定める。

### ○公共職業訓練

	訓練の概要及び期間
離職者訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に<b>雇用保険を受給している方を対象</b>に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するため、多様な分野の訓練を実施するもの（無料（テキスト代等除く））。</li> <li>・ 国（ポリテクセンター）、都道府県（職業能力開発校）、民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）にて実施。</li> <li>・ 訓練期間は概ね3ヶ月～2年</li> </ul>
在職者訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に<b>中小企業に勤める方を対象</b>に、従事されている業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るため、高度なものづくりや、地域の実情に応じた分野の訓練を実施するもの（有料）。</li> <li>・ 国（ポリテクセンター・ポリテクカレッジ）又は都道府県にて実施。</li> <li>・ 訓練期間は概ね2日～5日</li> </ul>
学卒者訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に<b>学校卒業者の方を対象</b>に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するため、ものづくり等の分野の訓練を実施するもの（有料）。</li> <li>・ 国（ポリテクカレッジ）又は都道府県にて実施。</li> <li>・ 訓練期間は1年又は2年</li> </ul>

### ○求職者支援訓練

	訓練の概要及び期間
求職者支援訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に雇用保険を受給できない方を対象に、民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）が実施する職業訓練。要件を満たす方には、月10万円の生活支援の給付金を支給。</li> <li>・ 訓練機関は原則 2～6ヶ月</li> </ul> <p>&lt;基礎コース&gt; 社会人としての基礎的能力を習得する訓練</p> <p>&lt;実践コース&gt; 基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練（例：介護分野、デジタル分野、医療事務分野 等）</p>

お問合せ先：[厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室](#)（03-5253-1111）（内線5923、5393）



## 新卒者等に対する就職支援事業

- 全国56か所に新卒者等に対する就職支援に特化した専門の窓口（新卒応援ハローワーク）を設け、中堅企業等に対しても、相談・アドバイスから職場定着まで、一貫して支援をしています。
- また、新卒応援ハローワーク等においては、全国のネットワークを活用して、新卒者だけでなく既卒者も含めて、各地域の中堅企業等とのマッチングを行っています。

- **予算額 85億円の内数**（令和7年度当初予算案）

- **中堅企業等に対する施策の内容**

- ① 新卒者・既卒者とのマッチング

新卒応援ハローワークは、新卒者や、卒業後おおむね3年以内の既卒者（※）を対象とするハローワークです。全国のネットワークを活用して、新卒者等と地域の中堅企業等とのマッチングを行っています。

※若者雇用促進法に基づく事業主等向けの指針により、新卒枠について卒業後少なくとも3年以内は応募できるように努めることを企業に求めています。

- ② 新卒者等の人材確保に関する相談

新卒者等の人材確保を希望する企業に対し、求人の充足や雇用管理の改善など、様々な相談に応じています。

- ③ 職場定着のための支援

採用後についても、必要に応じて、新卒者等や企業の方々に対して職場定着のための支援を実施しています。その他、企業説明会・就職面接会などのイベントも開催しています。



- **備考（対象要件等）**

企業規模に関わらずご利用いただけます。

お問合せ先：詳しい支援内容については最寄りの新卒応援ハローワークまでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html>



# 早期再就職支援等助成金(UIJターンコース)

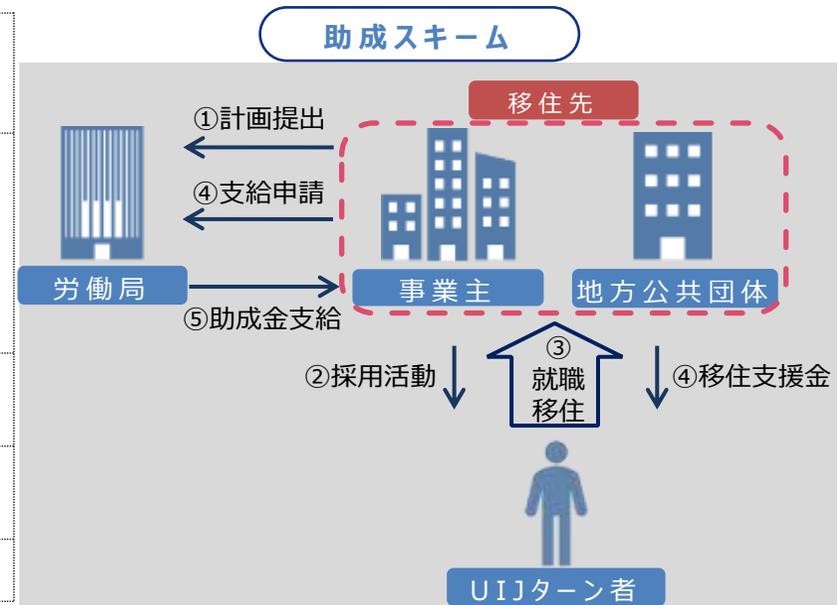
- 東京一極集中の是正を図り、地方創生を推進する観点から、東京圏（一定の要件を満たす地域）から東京圏以外の地域へのUIJターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材の確保を図ることを目的とする。

令和7年度当初予算案 28百万円（34百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 事業概要・スキーム、実施主体等

内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））（※1）を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIJターン者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

対象事業主	東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域（※2）に所在する事業所において対象労働者を1名以上雇い入れた事業主
助成対象経費	対象労働者の採用に要した次の経費 ① 就職説明会等の実施に係る経費（オンラインによる実施に係る経費を含む。） ② 募集・採用パンフレット等の作成経費（※3） ③ UIJターン者の採用に向けた外部専門家によるコンサルティング経費
対象労働者	地方公共団体から移住支援金（※4）の支給を受けた労働者（新規学卒者を除く）
助成額	助成対象経費に1/2（中小企業以外は1/3）を乗じた額（上限100万円）
実施主体	国（都道府県労働局）



※1 令和4年度以前の名称は「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）」

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の関係法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

※3 デジタル田園都市国家構想交付金を活用したマッチング支援事業により支援する経費を除く。

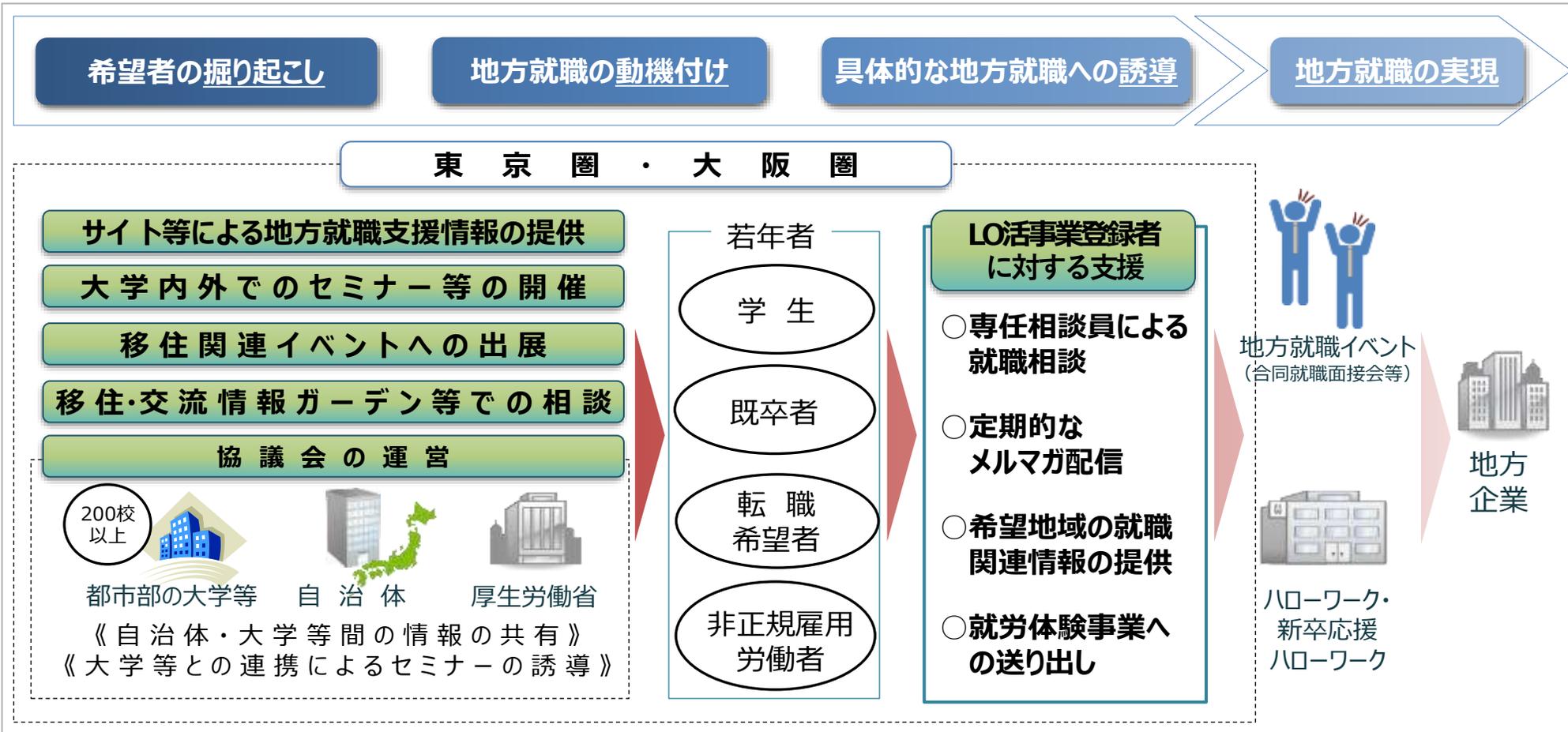
※4 移住支援金は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して創設されたものに限る。

お問合せ先：厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策課（03-3593-2580）

# 地方人材還流促進事業（LO活プロジェクト）

- 東京圏及び大阪圏に居住する概ね35歳未満の若年者を主な対象とし、自治体や東京圏・大阪圏の大学とも連携して潜在的な地方就職希望者を掘り起こすとともに、地方就職に向けた動機付けを行うもの。

令和7年度当初予算案 3.5億円（3.5億円）※（）内は前年度当初予算額



お問合せ先：厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策課（03-3593-2580）



## 外国人求職者等への就職支援

- 外国人が身近な地域での就職を希望する場合には、ハローワークにおいて地元企業の求人情報の提供等を行う。また、通訳員の配置や13か国語に対応した電話通訳を行う多言語コンタクトセンターの運営等により、多言語による相談支援体制を確保。
- 定住外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上、日本の職場習慣や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施。

### ○ ハローワークにおける相談支援

- ✓ 外国人が多く所在する地域を管轄するハローワーク（外国人雇用サービスコーナー）を中心に、地域の特性に応じた言語の通訳員の配置や、専門相談員による職業相談等を実施しています。
  - 外国人雇用サービスコーナー（通訳配置所）：139か所
  - 多言語コンタクトセンター等による多言語相談支援体制  
通訳員配置のほか、全国のハローワークから利用可能な電話通訳サービス（13か国語対応）の活用等により多言語相談体制を整備しています。
  - ワンストップサービスコーナーの設置：5か所
- ✓ 自治体と連携した相談窓口（外国人出張行政相談コーナー）を設置し、就労支援・生活支援をワンストップで実施しています。

### ○ 外国人就労・定着支援事業

- ✓ 身分に基づく在留資格の定住外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修を行っています。

### ○ 予算額（令和7年度当初予算案）

12.5億円（27億円の内数）

## 補助金における女性活躍・子育て支援に取り組む企業への優遇措置

- 子育て支援や女性活躍の取組に積極的な企業等を後押しするため、経済産業省の補助金において、補助目的も鑑みつつ、**子育て支援・女性活躍推進企業に対して加点措置を実施します。**

## 施策の内容

## ■ 加点措置例（※1）

① 全ての申請者	くるみん認定又はえるぼし認定（※2）を取得している場合
② 従業員100名以下	次世代法又は女活法の一般事業主行動計画（※3）を策定し、専用サイト（※4）で公表している場合

※1 加点幅は①>②とし、両方に該当する場合は①の分のみとする。

※2 法律（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）に基づき、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」（くるみん及びトライくるみん）、「女性活躍推進企業」（えるぼし）を認定する制度。

※3 法律（次世代法・女活法）に基づき、従業員101人以上の事業主に策定等が義務づけられている計画。従業員100人以下の事業主については努力義務とされている。

※4 両立支援のひろば又は女性の活躍推進企業データベース。



くるみんマーク



えるぼしマーク

## フェムテック等の活用促進

- **フェムテック等の製品・サービスを活用**し、フェムテック事業者、導入企業、自治体等が、個別に、または連携して実施する、妊娠・出産等のライフイベントと仕事との両立、女性特有の健康課題解決等により、**働く女性が能力を最大限発揮し、いきいきと活躍することを目的とする実証事業**（※）について、一部補助します。

### 施策の内容

- 予算額 : 令和7年度予算案額 1.5億円  
フェムテック等サポートサービス実証事業
- 補助率 : 事業費の1/2以内（大企業）、2/3以内（中小企業等）
- 補助対象経費 : 事業の遂行に直接必要な経費（人件費等）
- 公募時期 : 間接補助事業者（実証事業者）は令和7年4月以降公募予定です。
- 事業スキーム :



- 対象要件 : 企業規模にかかわらずご利用いただけます。

（※）実証中の令和5年度事業の詳細につきましては[HP](#)にて公表しております。（令和7年2月時点）

（※）なお、令和7年度事業は準備中のため、要件等は変更の可能性があります。詳細は今後発表する公募要領をご確認ください。

お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室（03-3501-1511）（内線2131）

## なでしこ銘柄を活用した両立支援の推進

- 経済産業省と東京証券取引所が共同で、**企業価値向上につながる女性活躍推進**を行う企業を「**なでしこ銘柄**」として選定し、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家に紹介することを通じて、企業への投資を促進し、各社の取組を加速化しています。

### 施策の内容

- 「採用から登用までの一貫したキャリア形成支援」と「共働き・共育てを可能にする性別を問わない両立支援」を両輪で進める企業を「**なでしこ銘柄**」として選定します。
- 「共働き・共育てを可能にする性別を問わない両立支援」が特に優れた企業について、「**Nextなでしこ 共働き・共育て支援企業**」として選定します。

#### ■ 対象企業

募集開始時点で東京証券取引所のプライム市場・スタンダード市場・グロース市場に上場している全ての企業（外国株を含む）



#### ■ 調査票の構成

##### a. 共通調査票項目（Excel調査票）

- 1 キャリア形成支援の推進状況に関する項目（定量情報）
- 2 共働き・共育て（両立支援）の推進状況に関する項目（定量情報）
- 3 経営戦略と紐づいた共働き・共育て（両立支援）に向けた取組（定性情報・選択式）

##### b. なでしこ銘柄調査票（Word調査票）

お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室（03-3501-1511）（内線2131）

# ダイバーシティ経営の推進

- 多様な人材の能力を最大限発揮させることで企業の価値創造につなげる「ダイバーシティ経営」の推進に向け、**各種ツールの策定や企業事例の調査・普及等**を通じ、企業における取組を促進しています。以下のツールを是非ご活用ください。

## 施策の内容

### ■ ダイバーシティ経営診断ツール

中堅・中小企業における人材マネジメントに関する現状と、今後必要となる取組を見える化する「経営診断シート」とその「手引き」

### ■ 普及啓発リーフレット

中堅・中小企業がダイバーシティ経営に取り組む意義を示したリーフレット

### ■ 中小企業のためのダイバーシティ経営

ダイバーシティ経営をこれから始める、または、実際にどのように取組を定着させたら良いかわからない、という中小企業向けのリーフレット

### ■ ダイバーシティ・コンパス

自社がダイバーシティ経営を通じて目指す姿や取組を振り返ることができるツール

お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室（03-3501-1511）（内線2131）



▲ダイバーシティ経営診断ツールと普及啓発リーフレット



▲ダイバーシティ・コンパス



▲中小企業のためのダイバーシティ経営

- 外国籍社員との職場等における効果的なコミュニケーションの実現を目指し、「**職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材**」を公表しています。
- また、効果的な学びを進めるため、企業等でご活用いただける**学びの手引きやワークシート**も合わせて公表しています。

## 施策の内容

### ■ 職場でのミスコミュニケーションを考える動画教材

職場におけるミスコミュニケーションに関するシーンの動画や解説動画等を経済産業省ウェブサイト上で公表しています。

外国籍社員や日本人社員が動画を見て、なぜミスコミュニケーションが起きるのか考え、社員同士で意見交換する等、参加者同士で話しあうことで理解を深めます。

### ■ 学びの手引き

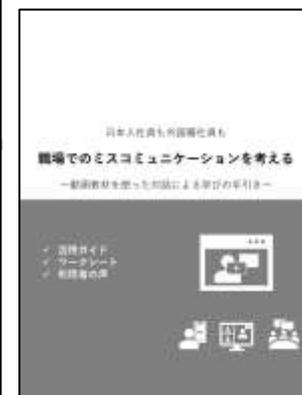
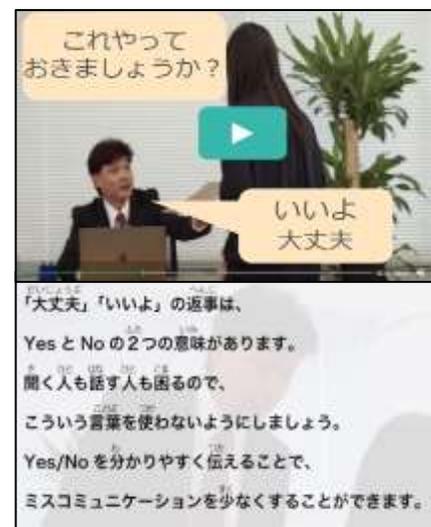
動画教材を使った学び方や、効果的な意見交換を行うためのステップ、動画教材を使って学習した企業や社員の声をまとめています。

また、動画視聴後の学習用ワークシートも公表しており、学習後の振り返り等にご活用いただけます。

### ■ 備考（対象要件等）

企業規模にかかわらずご活用いただけます。

お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室（03-3501-1511）（内線2131）



- 企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべき**12のポイント（チェックリスト）**とそれに連動する**活用ガイド・ベストプラクティス集**をまとめた「**外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック**」を作成し、公表しています。

### 施策の内容

#### ■ チェックリスト

企業ヒアリングやPTにおける検討等から導き出された、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理しました。

#### ■ 活用ガイド

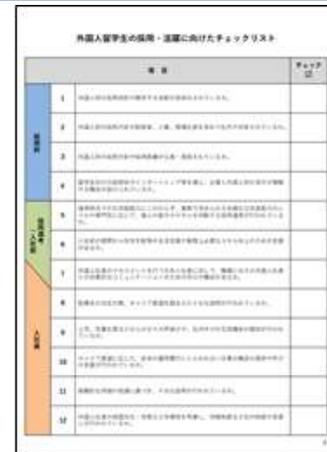
チェックリストの各項目について、その必要性や具体的な取組、それらを実践することによって期待される効果等について、企業の実践例を紹介しながら解説しています。

#### ■ ベストプラクティス

活用ガイドで紹介した実践例も含め、企業別に、取組背景や各チェック項目に対応する特徴的な取組やその効果等を詳しく紹介しています。

#### ■ 備考（対象要件等）

企業規模にかかわらずご活用いただけます。



項目	チェックポイント
1	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
2	外国人留学生の採用に関する情報収集、人材確保に関する取組を進めること。
3	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。
4	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。
5	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。
6	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。
7	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。
8	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。
9	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。
10	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。
11	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。
12	外国人留学生の採用に関する取組を進めること。



# 人的資本経営コンソーシアム

- 我が国における人的資本経営の実践・開示を推進するため、2022年8月から活動を開始。2024年12月現在、設立当初の約2倍の約600者が参画するコンソーシアムとして活動中。
- 第3期の活動においては、全ての中堅中小企業等を対象にした「地域版人的資本経営コンソーシアム」を全国4か所で展開する予定。

## 人的資本経営コンソーシアム



コンソーシアム第1期の活動の様子



コンソーシアム第2期総会の様子  
(2024年12月)

## 事業概要

2025年に実施する第3期の活動では、人的資本経営の推進に取り組む企業の実践を後押しする「実践プログラム」の他、地域の中堅・中小企業等を対象にした「地域版人的資本経営コンソーシアム」の実施を予定。

## 成果目標

日本企業における人的資本経営の定着とさらなる深化。

具体的には、コンソーシアムが選定した特定のテーマについて、先進企業の取組事例を共有し、一定の実践期間を設け各企業の取組進捗をフォローアップすることを通じて取組を後押しする。同時に、人的資本経営の地域への波及も目指す。具体的には、自治体等と連携しつつ、各地域においてコンソーシアムの活動を行うことを通じ、地方の中堅・中小企業に対して人的資本経営の認知を広げていく。

## コンソーシアムへの新規入会申込について

コンソーシアムへの新規入会は通年で受付中。申込手続きについては以下のHP参照。

【人的資本経営コンソーシアムHP】

<https://hcm-consortium.go.jp/about>

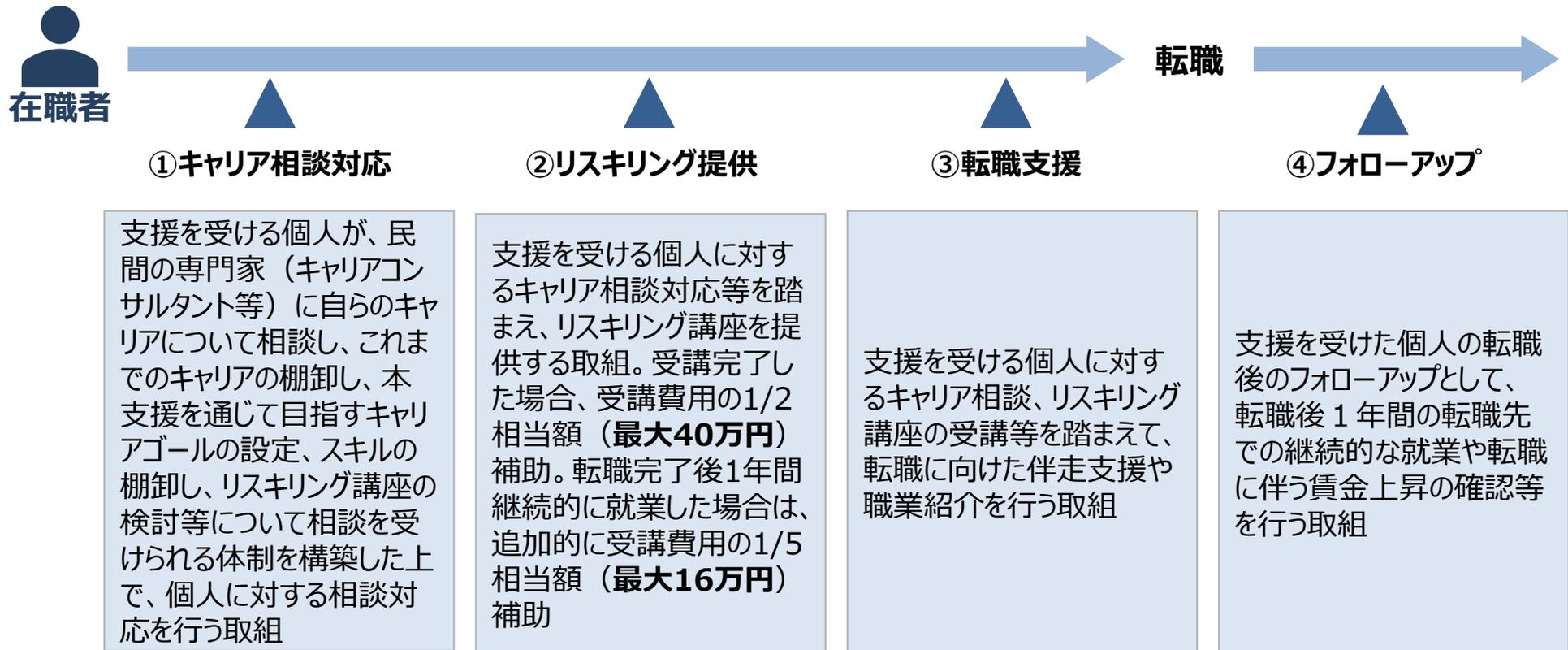
# リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業

- 在職者のキャリア相談から、リスキリング、転職までを一体的に支援。企業間・産業間の労働移動の円滑化とリスキリングを一体的に促進。

■ 補助対象となる事業：以下の①～④を全て含む事業

令和4年度補正予算額：753億円

令和5年度補正予算額：97億円



お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 産業人材課

URL：<https://careerup.reskilling.go.jp>

# 高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業（JETRO）

- 高度外国人材の地元企業への就職を促進するため、産・学・官のコンソーシアムを形成し、地域ごとの課題を共有しつつ、従来の県単位での活動を拡充して事業を実施することにより、地域に根ざした高度外国人材の定着を支援します。

## 地元企業



## コンソーシアム事務局



## 大学



### 外国人材受け入れ体制の強化

- ✓ インターンシップの提供・開発

### 留学生・企業の橋渡し・フォローアップ

### 外国人材（留学生）の育成

- ✓ キャリアデザイン教育
- ✓ 日本語教育

+ 地銀・JETRO都道府県事務所・商工会議所等  
参加企業の裾野拡大

+ 自治体  
採用後の高度外国人材の生活・就業支援

## 予算額

令和7年度JETRO交付金**263.2億円**の内数

## 事業スキーム

- ✓ 各地域において、大学、経済団体、自治体等がコアメンバーとなる産・官・学のコンソーシアムを形成し、地元企業への就職を促進するためのプログラム（インターンシップや地元企業ツアー等）を選択の上、JETROの委託先が事業を実施。
- ✓ 北海道、東北、北陸、関西、中国、九州地域で活動中。

## 企業向けプログラム例

- ✓ 地元留学生との交流会
- ✓ 企業対象の外国人留学生の採用にむけたセミナー
- ✓ 地元留学生の採用のためのジョブフェア
- ✓ 地元留学生を受入れるインターンシップ

お問合せ先：経済産業省 通商政策局 技術・人材協力室（03-3501-1937）

E-mail: bzl-tech-co-op@meti.go.jp

# 高度外国人材の採用に向けた伴走型支援事業（JETRO）

- 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、分かりやすい情報発信や問合せへのワンストップ対応、高度外国人材の採用や育成に悩みを抱える中堅・中小企業等向けの伴走型支援等を実施します。

## 伴走型支援の流れ

### STEP 1 採用戦略

- ▼ 高度外国人材の採用目的と求める人物像を明確に  
採用地、勤務地、仕事内容等、採用対象を絞り込みます。

### STEP 2 採用活動

- ▼ 希望の人材を予定どおり採用するために  
採用方法のご紹介、採用のための工夫についてアドバイスします。

### STEP 3 受入準備

- ▼ 在留資格の手続きで失敗しないために  
内定を出した後の在留資格の取得手続き等について支援します。

### STEP 4 育成・定着

- ▼ 外国人社員が社内で長く活躍できるように  
専門家による関連セミナーのご案内、社内体制の整備や評価制度等についてアドバイスします。

## 予算額

令和7年度JETRO交付金**263.2億円**の内数

## 支援メニュー例

- ✓ ポータルサイト (<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>) での情報提供
- ✓ 専門相談員（コーディネーター）の伴走型支援により個別企業の課題（在留資格や社内体制の整備等）の解決をきめ細かにサポート
- ✓ 高度外国人材就職支援のためのジョブフェア・セミナーといった機会・情報の提供

## 企業向けメニュー例

- ✓ セミナー、交流会への参加
- ✓ 合同企業説明会（ジョブフェア）への参加
- ✓ 外国人採用に精通した専門家によるコンサルテーション

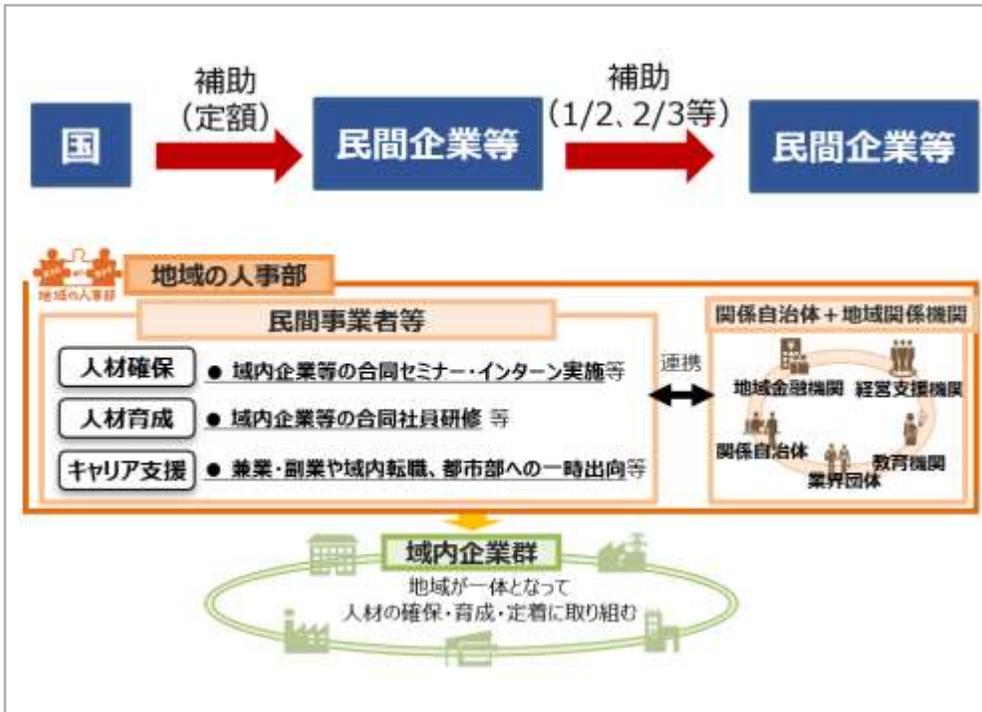
お問合せ先：経済産業省 通商政策局 技術・人材協力室（03-3501-1937）

E-mail: bzl-tech-co-op@meti.go.jp

# 地域の人事部支援事業

- 民間事業者等が地域企業群や地域の関係機関（自治体、経営支援機関、教育機関等）と連携し、**地域が一体となって、人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援**する。

## 事業スキーム



予算額 令和7年度予算案 **3.0億円**

## 事業概要

### (1) 地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。

### (2) 地域の人材確保・育成・定着に係る重点分野支援事業

- ① 地域企業の後継者育成キャリアシステム事業（右腕人材枠）
- ② 法制度の事業認定等との連携事業（法制度連携枠）

- 補助率、補助上限額：【右腕人材枠】2/3、上限1,300万円  
【法制度連携枠※】1/2、上限1,000万円  
※過去2年度採択されている事業者は、補助率を1/3とする。

- 補助対象経費：対象経費は、人件費、旅費、会議費、広報費、システム利用費、教材作成費、謝金、備品費、賃料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、委託・外注費等

URL : [https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/jinjibu/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html)

「地域の人事部」ロゴマーク申請を受付中です。詳細はHPをご確認ください。■ 公募時期 : 4月頃に公募予定

お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課（03-3501-1697）

E-mail: [bzl-chiikiseisakuka\\_jinzai@meti.go.jp](mailto:bzl-chiikiseisakuka_jinzai@meti.go.jp)



## 賃上げ促進税制

- 賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の一定割合を、法人税額又は所得税額から控除します。

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>  
(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

## 必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①  
教育訓練費上乗せ要件②（新設）  
子育てとの両立・女性活躍支援

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%



前年度比 + 10%  
⇒ 税額控除率を 5% 上乗せ



プラチナくるみ or プラチナえるぼし  
⇒ 税額控除率を 5% 上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主

(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率
+ 3%	10%
+ 4%	25%



前年度比 + 10%  
⇒ 税額控除率を 5% 上乗せ



プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上  
⇒ 税額控除率を 5% 上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%



前年度比 + 5%  
⇒ 税額控除率を 10% 上乗せ



くるみ以上 or えるぼし二段階目以上  
⇒ 税額控除率を 5% 上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の **5年間の繰越しが可能（新設）**

お問合せ先：（大企業・中堅企業向け）経済産業省 経済産業政策局 産業人材課（03-3501-1511）（内線2671）  
（中小企業向け）中小企業庁 事業環境部 企画課（内線5231）

# パートナーシップ構築宣言

- パートナーシップ構築宣言とは、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。
- 宣言をした事業者は、ロゴマークを使用した取組のアピールや、いくつかの補助金で加点措置等を受けることが可能になります。

## 施策の内容

各事業者がサプライチェーン全体の付加価値増大と新たな連携及び、下請企業との望ましい取引慣行(振興基準)を遵守することを宣言文の中に記載し、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト上で公開することで大企業と中小企業の共存共栄の社会を目指すものです。

## 備考（対象要件等）

パートナーシップ構築宣言の登録、補助金の加点措置等その他詳細は、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトを参照ください。

### ■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト

現在の登録数

38479 社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要

登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

### ■ロゴマーク

宣言を行った企業は、  
ロゴマークを使用して  
取組をアピールできます。



### ■補助金の加点措置の例

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- ・事業再構築補助金
- ・省エネルギー投資促進支援事業費補助金
- ・新市場開拓支援事業費補助金
- ・コンテンツ海外展開促進・基盤強化支援事業 等

お問合せ先：経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課（03-3501-1511）

## 中小企業大学校による研修事業

- 全国9ヶ所に設置している中小企業大学校において、**中小企業経営者・経営幹部等を対象に研修を実施。**

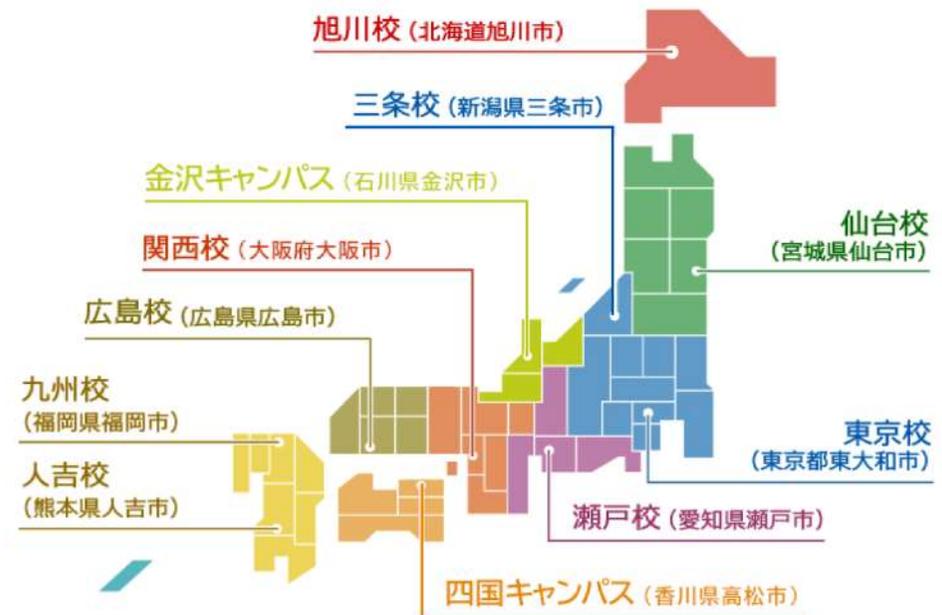
### 予算額

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金事業【令和7年度予算案額：184億円の内数】

### 事業内容

- 中小企業経営者や経営幹部等に対し、中小企業の事例等を活用した座学による講義に加え、自社の経営データを用いた演習を通じて、自社の経営課題解決につながる実践的な研修を実施しています。
  - 経営者や後継者等が、自らの経営課題解決に繋がる応用力を身につけるための経営全般に関する長期間の研修
  - 経営戦略、組織マネジメント、マーケティング戦略、財務・労務・生産の管理など、自社が抱える課題に応じた分野別の研修等
- 地域中小企業等からのアクセス改善に向けて、都市部で研修を提供する「地域本部キャンパス」、全国各地の自治体や支援機関等と連携した「サテライト・ゼミ」、オンラインで受講が可能な「WEBee Campus」等も実施しています。

### 中小企業大学校の所在地



※全国9か所の中小企業大学校に加え、金沢キャンパス、四国キャンパスでも受講いただける研修があります。

※研修プログラムについては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の[ウェブサイト](#)から、各中小企業大学校のプログラムをご覧ください。

お問合せ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構 人材支援部人材支援企画課 (03-5470-1560)

## **3. M&A、専門家活用**

# 地域経済活性化支援機構（REVIC）による事業者支援

- 地域経済活性化支援機構（REVIC）は、中小企業者等の事業再生や地域経済の活性化に資する事業活動を支援。
- REVICは、平成28年熊本地震・平成30年7月豪雨（西日本豪雨）・令和元年東日本台風等の際にも復興ファンドを運営。「能登半島地震復興支援ファンド」に参画。

## 支援内容

次なる大規模災害に備えてREVICの財務基盤を強化  
令和6年度補正予算額 **31億円**

### 被災事業者支援

#### 能登半島地震復興支援ファンド

既往債務が負担となり、事業再建に必要な新規資金調達が困難になる、いわゆる二重債務問題に対応。既往債務に係る債権買取や出資のスキーム。

### 事業再生支援

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の再生を支援

### ファンド運営

培ってきたノウハウを活用したファンド運営で地域を支援

### 再チャレンジ支援

企業債務と経営者の保証債務の一体整理により再チャレンジを支援

### 専門家派遣

地域経済活性化・事業再生の専門家がノウハウを提供

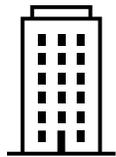
このほか、事業再生に関する知見・ノウハウを地域に展開する事業  
令和6年度補正予算額 **0.4億円**

## 営業秘密支援窓口

- 製品のアイデア、製造ノウハウ等について、特許等により権利化すべきか、営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法について無料でアドバイスします。
- 営業秘密の管理方法や営業秘密流出の防止策・対応策についてもご相談に応じます。

### 支援内容

- ✓ 製品のアイデア、製造ノウハウ等を特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきかといった保護の方法について、INPIT（（独）工業所有権情報・研修館）の「営業秘密支援窓口」において、知財戦略エキスパート（企業OB）を含めた専門家が無料でアドバイスします。
- ✓ 営業秘密の漏洩・流出事案や情報セキュリティ対策についても、ご相談内容に応じて、警察庁や（独）情報処理推進機構（IPA）と連携して対応します。なお、営業秘密を含む知財全般の相談については、全国の「INPIT知財総合支援窓口」でもご相談を受け付けております。



中堅・中小企業等



知財戦略エキスパート



INPIT知財総合支援窓口  
情報処理推進機構/警察庁



# 日本企業向け「対日M&A活用事例集」・「協業連携事例集」

- 日本企業の経営課題解決や成長の加速に資するよう、海外資本を有効活用した対日M&Aの事例や、課題・メリット・留意点などを掲載した日本企業向けの対日M&A（\*）活用に関する事例集を2022年度に作成。
- その続編として、2023年度、対日M&A及び資本提携事例を掲載した外国企業と日本企業の協業連携に関する事例集を作成。

\* 対日M&A：海外資本の活用方法の一つである、外国企業又は海外プライベートエクイティファンドによる日本企業へのM&A

## 施策の内容

### ■ 事例集の概要

- 対日M&A活用に関する事例集  
海外資本を有効に活用し、海外販路の拡大や経営の高度化、人材の強化・育成などを実現した対日M&A事例や、対日M&Aの課題・メリット・留意点などを掲載
- 外国企業と日本企業の協業連携事例集  
日本企業が外国企業との対日M&A、合併会社設立等を実施することで、企業経営の高度化（イノベーションや新規ビジネスモデルの創出を含む）を進める際に参考となるよう、協業連携の課題・メリット・留意点などを掲載

### ■ 事例集作成に関する研究会の設置（2022年・2023年）

- 対日M&A課題と活用事例に関する研究会（2022年）
- 外国企業と日本企業の協業連携事例に関する研究会（2023年）

### ■ 事例集

- 対日M&A活用に関する事例集（2023年4月19日公表）
- 外国企業と日本企業の協業連携事例集（2024年4月24日公表）

お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 投資促進課（03-3501-1511）（3181）

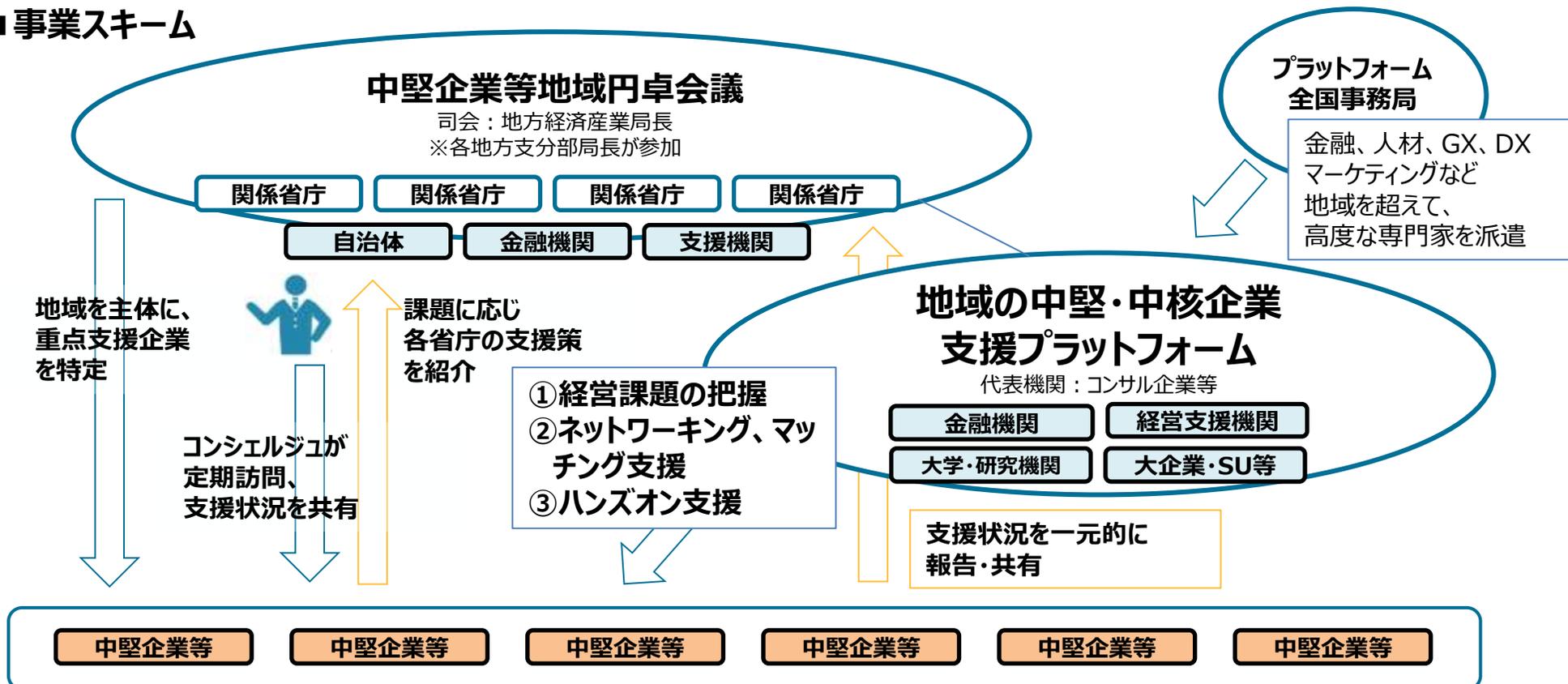
E-mail: bzl-s-sansei-toshisokushin@meti.go.jp

# 地域の中堅・中核企業支援プラットフォーム

- 地域の中堅・中核企業の成長に向けて、経営規模の拡大を伴う新事業展開等に取り組む企業への支援を実施。地域ごとに、中堅・中核企業と支援機関とをつなぐ支援プラットフォームを構築し、①経営課題の把握、②支援機関とのネットワーキングおよびマッチング支援、③重点支援企業に向けたハンズオン支援を行う。

■ 予算額：4.0億円

■ 事業スキーム



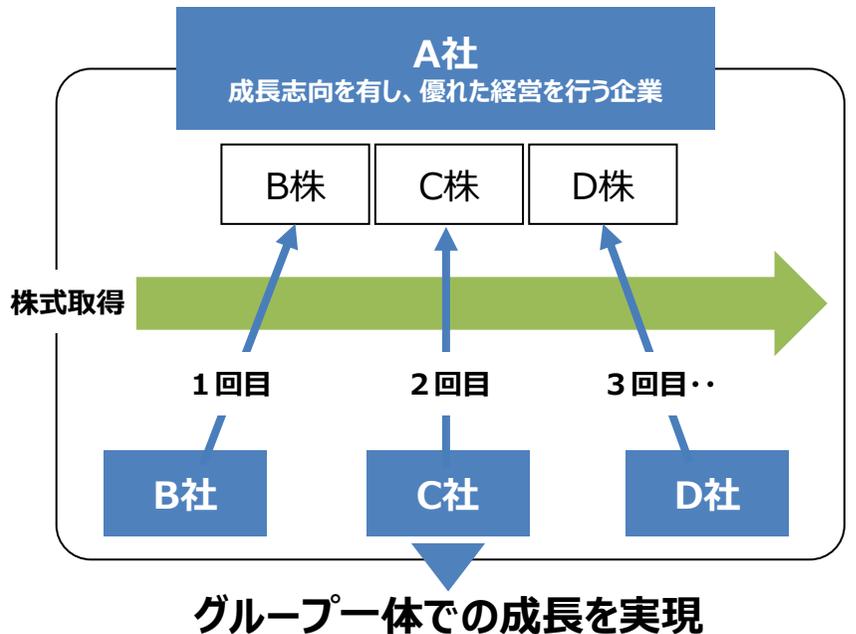
お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課 (03-3501-1697)

E-mail: bzl-kikaku-chiiki-koudoka@meti.go.jp

## 中堅・中小グループ化税制

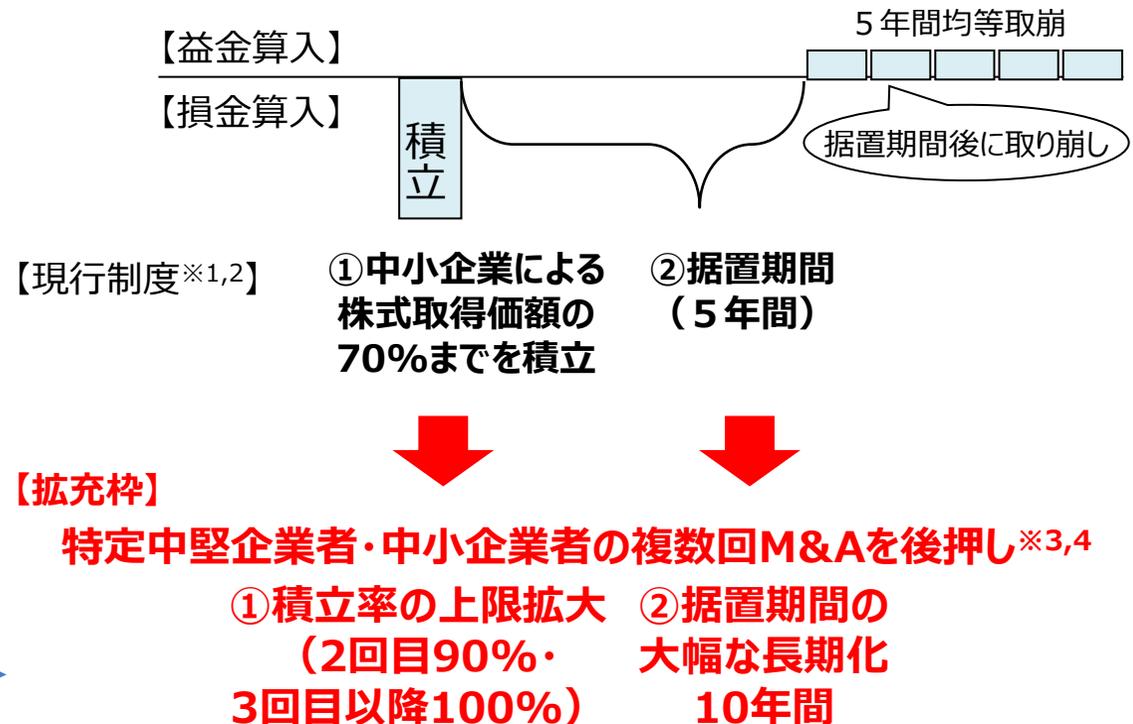
- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

## &lt;グループ化に向けた複数回のM&amp;A&gt;



## 中小企業事業再編投資損失準備金

(黒：現行制度、赤：新設枠)



- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

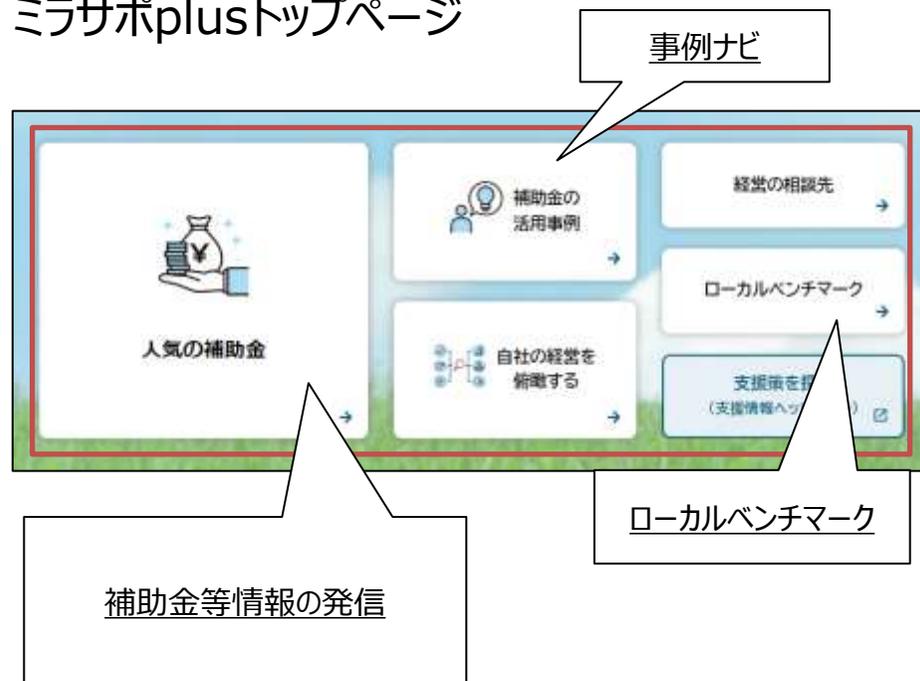
お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 産業創造課 (【中堅企業向け※拡充枠】03-3501-1560)

中小企業庁 財務課 (【中小企業税制サポートセンター】03-6281-9821)

## ミラサポplus事業

- 中小企業に中小企業施策を知ってもらう、活用してもらうことを目的に、お困りごとなどから活用可能な制度や事例を検索することができるほか、会員登録した者に対しては、補助金等の情報を素早く配信するとともに、個々の中小企業の定量データの外部取り込み等の機能を有し、各種電子申請の簡便化を目指している。

## ミラサポplusトップページ



## 予算額

令和7年度予算案額 0.8億円

(令和6年度予算額 0.88億円)

## 施策内容

中小企業者が、本サイトのローカルベンチマークにより、自社の経営分析等の確認を行い、また、事例ナビにより、他社の先進事例等の確認を行う。その「自社分析」と「他社の取組みの確認」を往復することにより、自社にとって必要な取組等を精査していく。あわせて、本サイトから配信される情報を確認し、必要と判断した取組等を後押しする補助金等があれば活用する。

なお、補助金等の申請の際、専用サイト（Jグランツ等）で入力が必要な情報はローカルベンチマークに入力したもの取り込むことが可能。

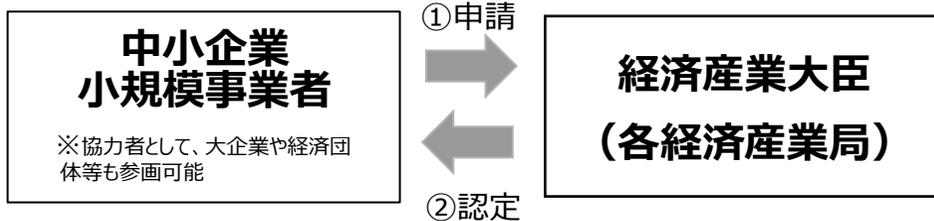
## 参考

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

# 「事業継続力強化計画」認定制度

- 中小企業等経営強化法に基づき、中小企業の自然災害等への対策を促進するため、簡易なBCPとして中小企業が行う**防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度**。
- 認定を受けた事業者は、認定ロゴマークの使用のほか、税制措置や金融支援等の施策の活用が可能。

## 【計画認定スキーム】



## 計画の記載項目

- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

## 【計画の種類】

### ■ 事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者が単独、または、協力者の協力の下で実施する計画

### ■ 連携事業継続力強化計画

2者以上の中小企業・小規模事業者が他の中小企業や大企業、経済団体等との連携の下で実施する計画

## 認定を受けた事業者に対する施策

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用保証枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置



【事業継続力強化計画（中小企業庁HP）】 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>

お問合せ先：経済産業省 中小企業庁 経営支援部 経営安定対策室（03-3501-1511）（内線5251）

# 中小企業活性化協議会事業

- 中小企業活性化協議会においては、常駐する専門家が再生等支援に関する相談を受け、助言や再生計画の策定支援、金融機関等との調整などの支援を行います。
- また、事業再生が困難であっても意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等の支援を行います。

相談対応	収益力改善フェーズ	再生フェーズ	再チャレンジフェーズ
中小企業活性化協議会が一元的に対応	中小企業活性化協議会の常駐専門家が支援・伴走		
	<b>収益力改善支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>収益力低下、借入増加の恐れのある中小企業を対象に、1年間から3年間の収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画策定を支援。</li> </ul>	<b>プレ再生支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の本格的な再生計画策定を前提とした経営改善を支援。</li> </ul>	<b>再チャレンジ支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業再生が極めて困難な中小企業等を対象に、円滑な廃業に向けた助言や弁護士との紹介、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を支援。</li> </ul>
		<b>再生支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門家とともに、リスケジュール・DDS・債権放棄などの金融支援（財務面の支援）を含む再生計画の策定を支援。</li> </ul>	
	民間専門家（認定経営革新等支援機関）が支援・伴走		
<b>早期経営改善支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融支援まで至る前段階の早期の経営改善（資金繰り計画等の基本的な計画策定）を支援。</li> <li>※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言</li> </ul>	<b>経営改善支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク・新規融資等の金融支援を含む経営改善計画を支援。</li> <li>※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言</li> </ul>	<b>再生・廃業支援</b> <p>「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（中小版GL）に基づく私的整理（事業再生又は廃業）を支援。</p>	

## 予算額

令和6年度当初予算額  
**146億円の内数**

## 成果目標

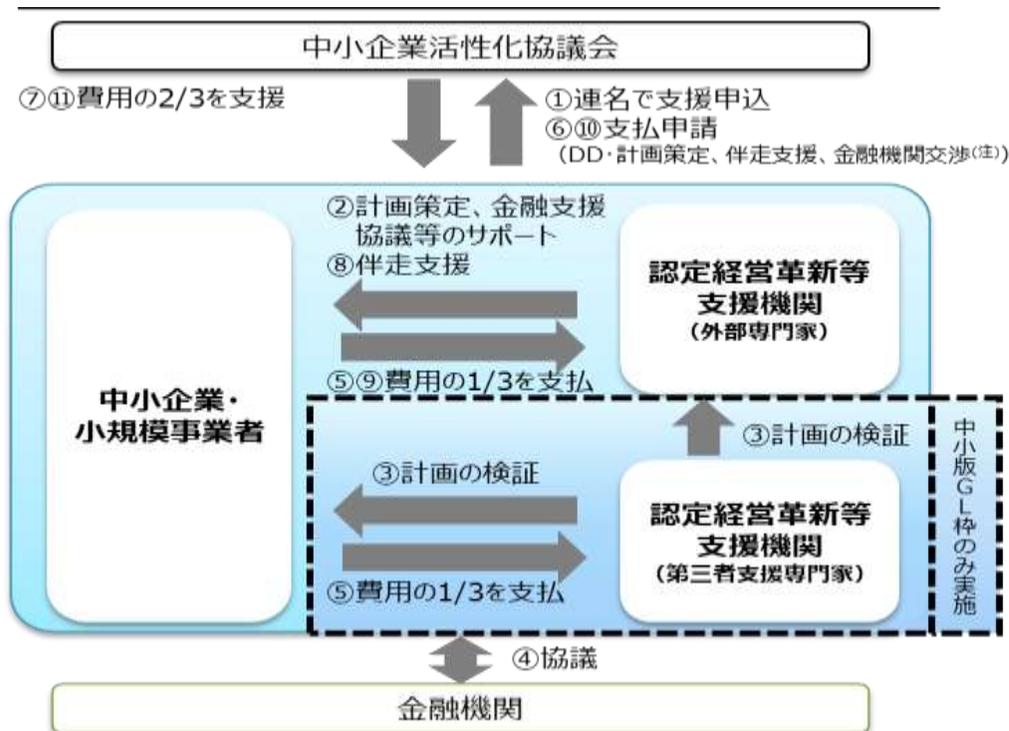
二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制する。

お問合せ先：中小企業庁 事業環境部 金融課（03-3501-2876）

# 経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業

- 資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などに取り組む中小企業を対象として、認定経営革新等支援機関の支援を受けて資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった計画の策定を支援。
- また、「早期経営改善計画策定支援」事業について、一定の条件のもと民間金融機関による支援を補助対象とする取扱いを、対象要件を拡大した上で2028年まで延長。

## 事業スキーム



## 予算額

認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金により  
 造成された基金 **117億円**

## 成果目標

経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援  
 における中小企業・小規模事業者の本業での収益力改善

お問合せ先：中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876)

## 4. イノベーション

## 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)

- 大学等が創出する学術を基盤とする多様かつ優れたシーズの掘り起こしや、「学」と「産」のマッチングを行うとともに、強力なハンズオン支援の下でシームレスに実用化に繋げ、企業等への橋渡しを促進します。
- 大学等の研究成果の技術移転に伴う技術リスクを顕在化し、それを解消することで企業による製品化に向けた開発が可能となる段階まで支援。

## 令和7年度予算額（案）46億円

支援メニュー	産学共同		実装支援 (返済型)
	ステージⅠ（育成フェーズ）	ステージⅡ（本格フェーズ）	
目的・狙い	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果（技術シーズ）を、企業等との共同研究に繋げるまで磨き上げ、「学」と「産」のマッチングを行い、共同研究体制の構築を目指す。	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果（技術シーズ）を、大学等と企業等との共同研究により、実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転することを目指す。	大学等の研究成果の社会実装を目指す、スタートアップ等による実用化開発を、開発費の貸付により支援する。
課題提案者	大学等の研究者	大学等の研究者と企業等	ベンチャー企業等
対象分野	特定の分野を指定せずに幅広く募集。ただし医療分野は対象外		
研究開発期間	最長2.5年	最長4.5年	最長3年間
研究開発費	上限1,500万円(年額) ※	上限2,500万円(年額) ※	上限5億円(総額)
資金の種類	Grant	マッチングファンド	返済型 事後評価がS,A,B評価の場合： 開発費全額を返済 事後評価がC評価の場合： 開発費の10%を返済

※初年度は研究期間を踏まえて上限額設定

対象となる経費、公募時期、対象要件等は支援メニューによって異なりますので、詳細は[ホームページ](#)をご確認ください。

お問合せ先：国立研究開発法人 科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部

【産学共同】E-mail:a-step@jst.go.jp (03-5214-8994)

【実装支援】E-mail:jitsuyoka@jst.go.jp (03-5214-8995)

# 大学見本市～イノベーション・ジャパン～

- 大学等の研究開発成果を、迅速かつ効果的に産業界につなげるために、新技術に関する説明会や展示会を開催し、企業ニーズと大学等の技術シーズをマッチングさせる機会を提供しています。

## 大学見本市～イノベーション・ジャパン～

全国の大学等発研究開発成果を展示する産学マッチングイベント

<2025年度開催概要> ※予定

名 称：大学見本市2025～イノベーション・ジャパン

会 期：2025年8月21日（木）～8月22日（金）

会 場：東京ビッグサイト

来場対象者：企業の研究開発担当者、経営者等

来場料：無料

このほか、関連事業として通年で「新技術説明会」を開催。

## 新技術説明会

大学等の発明者が実用化展望技術を企業へプレゼンする説明会

<2025年度開催概要>

開催時期：2025年5月～2026年3月

開催回数：年間70回程度

場所：オンライン開催/JST東京本部別館1階ホール

聴講：無料

お問合せ先：国立研究開発法人 科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部 産学連携プロモーショングループ

【大学見本市】E-mail:entry@jst.go.jp (03-5214-7519)

【新技術説明会】E-mail:scett@jst.go.jp (03-5214-7519)



# 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による技術支援

- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）では、農業・食品産業のイノベーション創出のため、民間企業等のニーズに応じた研究開発や研究成果の移転に積極的に関わり、農産物の持つ健康を維持・増進する機能などに着目した製品開発へのお手伝いや、現場課題に対応したソリューションを提供します。

- ✓ 農研機構では、基礎、応用、実用などレベルに応じた受託研究や共同研究、技術相談が行えます。

## 農業・食品をはじめ、幅広い分野に対応

食品加工  
機能性



品種・栽培



新素材



環境



情報・AI



スマート農業  
(ロボット・ICT)



企業様のご相談は、専門分野に対応可能な  
ビジネスコーディネーターが担当します。

- 農研機構の技術シーズ、研究者の紹介
- 共同で製品開発
- 特許技術の活用
- 技術ノウハウ移転



企業等との共同研究で様々な製品が  
開発されました。

お問合せ先：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）

事業開発部 企業連携課（029-838-6959）

● [お問い合わせフォーム](#) ● [「農研機構をご利用いただくために」パンフレット](#)

# フードテックビジネス実証事業

- 多様な食の需要への対応や食に関する社会課題の解決を図るため、食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証を支援します。

イメージ図



発芽大豆素材を用いたタコス



未利用農産物の微細粉末化によるアップサイクル



昆虫飼料と有機肥料ペレット



ゲノム編集育種技術を活用した機能性成分含有量が多いトマト



AI調理ロボット



3Dフードプリンターを用いた介護食

事業戦略検討、試作品製造、マーケティングリサーチ、商品デザイン、テストマーケティング、販路確保、原材料確保

## 予算額

令和6年度補正予算額： 1.8億円  
令和7年度当初予算案額： 0.5億円の内数

## 事業スキーム

食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証を支援します。

補助上限 令和6年度補正 **0.2億円**（補助率**1/2**）

### ※対象要件

- ・フードテック等を活用し新たな商品・サービスを生み出す食品事業者、流通事業者、製造事業者、情報関連事業者、大学等の研究機関等を構成員とするコンソーシアム又は単独の事業者であること（企業規模に関わらずご利用いただけます）。
- ・事業担当者が、フードテック官民協議会の会員であること。

## 成果目標

フードテックを活用した新たな商品・サービスの創出等

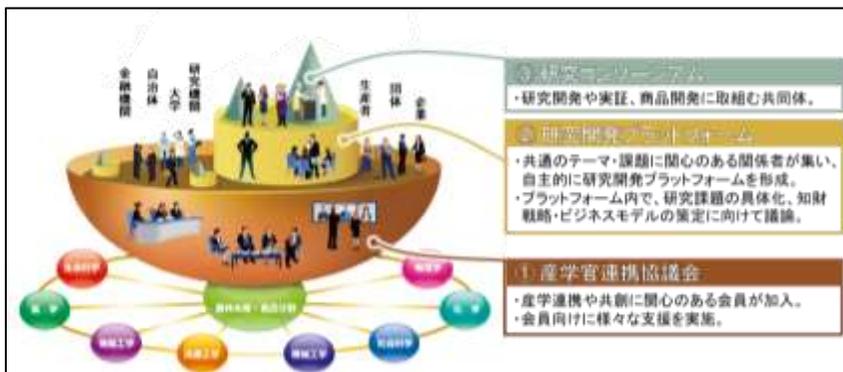
お問合せ先：農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 新事業・国際グループ（03-6744-7181）

E-mail:shinzigyou@maff.go.jp

# 「知」の集積による産学連携推進事業 うち『「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会の運営』

- 農林水産省では、農林水産・食品分野に様々な分野のアイデア・技術を導入し、オープンイノベーションを促進するため、『「知」の集積と活用場の場』を開設・運営しています。
- 活動の母体である産学官連携協議会には、中堅・中小企業を含む産学官から**4,900（法人団体含む）を超える会員**が集まっています。国内47都道府県の会員や69の駐日大使館と連携し、国内外の情報交流を図りながら活動していますので、ぜひご参加ください。

## 産学官連携の新しいかたち 「知」の集積と活用場の場 産学官連携協議会



▲ 『「知」の集積と活用場の場』の三層構造と役割

### 【施策の内容】

- 産学官連携協議会では、**農政トピックスや、各種研究資金等に関する情報提供**をはじめ、**研究成果の情報発信や会員・研究開発プラットフォーム間のマッチング**、さらには**海外展開に向けたイベント等**を通じて、中堅・中小企業等による産学官連携や研究成果の事業化に向けた取組を支援しています。
- 特定のテーマ（スマート農業、フードテック、輸出促進等）ごとに関係する会員同士で研究開発プラットフォームを設置し、協議会の支援等を受けながら研究開発及びその成果の社会実装に取り組んでいます。主な成果は以下のURLをご覧ください。  
[https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/PFkatudo\\_jireisyu2023.pdf](https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/PFkatudo_jireisyu2023.pdf)
- 『「知」の集積と活用場の場』への参加をご希望の方は、下記URL又はQRコードのお申し込みフォームよりお手続きをお願いします。  
※産学官連携協議会ウェブサイトへ移動します。



お問合せ先：農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 (03-3502-5530)

E-mail: [fkii@maff.go.jp](mailto:fkii@maff.go.jp)

URL: <https://www.knowledge.maff.go.jp/>

# 「知」の集積による産学連携推進事業 うち技術交流推進事業（展示会「アグリビジネス創出フェア」の開催）

- アグリビジネス創出フェアは、農林水産・食品分野の最新の研究成果を展示や講演などで分かりやすく紹介し、研究機関同士や、研究機関と事業者との連携を促す技術交流展示会です。
- 農林水産・食品分野に関する最新技術の情報収集・交流の場として、ぜひご活用ください。



## 【施策の内容】（令和6年度開催概要）

- 21回目の開催となった令和6年度は、11月26日から28日までの3日間、東京ビッグサイトにおいて、「距離が縮まるマッチングAgri」をテーマに開催。
- 全国の大学、国立研究開発法人、公設試験場、スタートアップ等、136機関によるブース展示や、有識者による講演等を行い、1万人以上が来場。
- また、本フェアでは、ニーズとシーズを橋渡しするコーディネーターカウンターを設置、ガイドが話題性のあるブースを案内する「ビジネスチャンス発掘ツアー」の開催等により、技術交流を支援。

## 【備考】

- 出展者は、農林水産・食品分野に関する大学や地方公共団体、民間の研究機関等を対象としていますが、フェア開催中はどなたでもご来場いただけます。

お問合せ先：農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室（03-6744-7044）

# 医療機器等における先進的研究開発・ 開発体制強靱化事業（うちロボット介護機器開発等推進事業）

- 介護現場の課題を解決するロボット介護機器の開発支援及び安全性や効果評価等海外展開につなげるための環境整備を行う。

## 開発補助

厚生労働省と定めた重点分野に基づき、介護施設や在宅等の介護現場における生産性向上や、介護の質の向上、高齢者等の自立に資するロボット介護機器の改良及び開発を支援。

## 海外展開

在宅向けロボット介護機器の海外展開に向けた具体的な成果創出に向けて、現地ニーズに応じた改良・開発と上市に向けた活動を支援。

## 予算額

37億円の内数  
(R6年度当初予算)

## 事業スキーム

定額補助



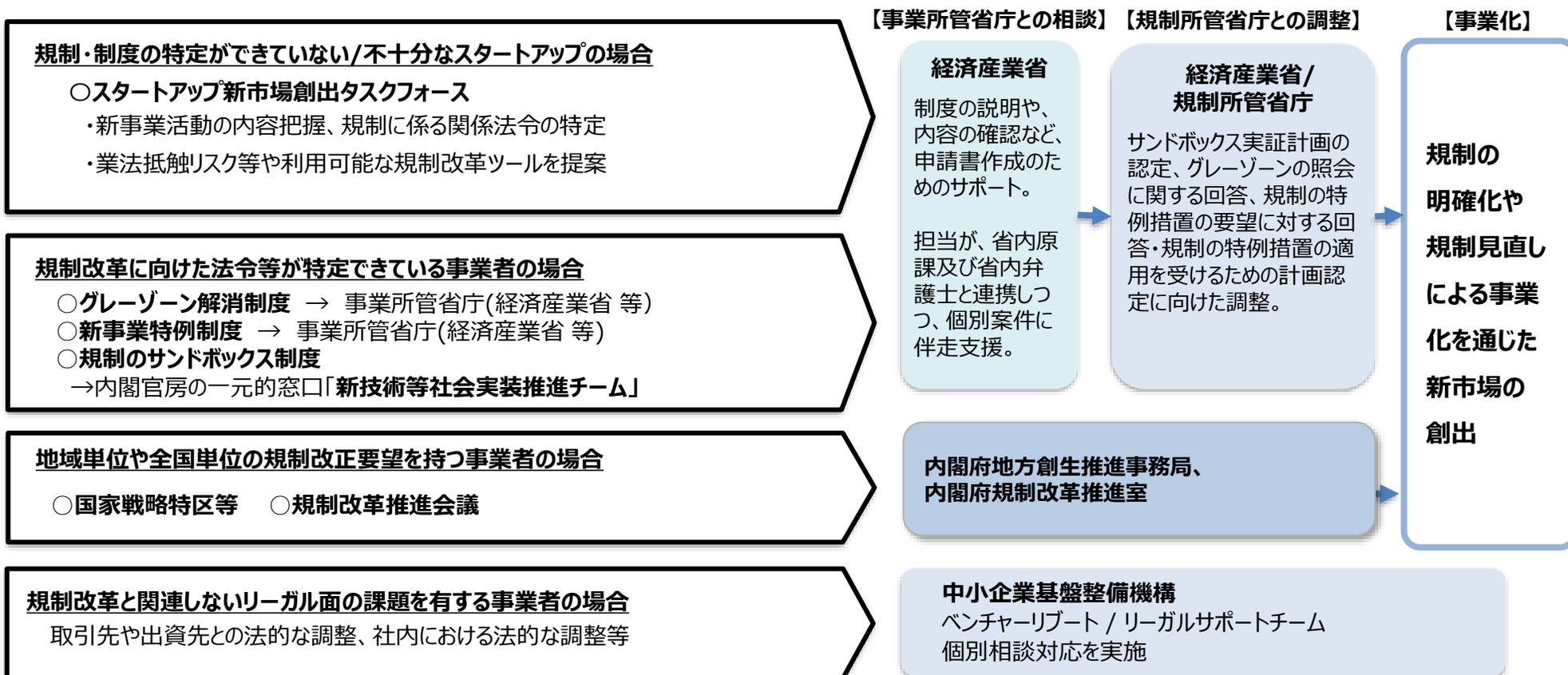
【大企業には1/3補助、中小企業には2/3補助、  
大学・研究機関等には委託】

## 成果目標

本事業で開発するロボット介護機器について、短期的には令和9年度までに30%の実用化、長期的には令和16年度までに5%の海外展開を目指す。

## 規制改革に取り組む事業者支援

- **新たな事業活動を行おうとする事業者にとって、既存の規制への対応は重要な課題。**特に、経営資源に限りがあるスタートアップにとってはハードルが高く、支援制度の活用に至らないことも多かった。
- こうした状況を踏まえ、自ら規制改革に取り組むスタートアップの**新市場創出を法律面から支援するためのタスクフォースを創設。**また、**規制に係る関係法令の特定を行い、事業者の各種支援制度活用を支援。**



お問合せ先：経済産業省 経済産業政策局 産業創造課 (03-3501-1560)

## 中小機構が運営するインキュベーション施設による支援

- 中小機構は2001年からインキュベーション施設を運営しており、現在は全国に29施設を所有。
- 各施設では、事業スペースの提供だけでなく、施設に常駐する支援専門家（インキュベーション・マネージャー）による経営全般に関する相談対応も実施。

### 1) 新事業創出型事業施設（12施設）

新分野・新事業等への進出を推進し、地域経済の自立的発展を促し、我が国の活力ある経済社会の構築に大きく寄与するため、地域における新たな事業の創出に取り組む事業者の用に供する施設

### 2) 大学連携型事業施設（17施設）

大学の技術シーズや知見を活用し起業又は新事業展開を行おうとする者に対して自治体等と連携して支援を行い新事業を創出するため、大学等と連携した起業家育成施設



#### オフィスタイプ

フリーアクセスフロア対応や個別空調など、事業活動をスムーズに開始できるオフィス環境です。



#### ラボタイプ

給排水設備や耐薬性素材の床など、実験研究を行う上で最適な環境です。また、実験室と併用したオフィスとしての利用も可能です。



#### 工場タイプ

天井高があり、耐荷重に優れ、三相電源を備えるなど試作開発を行う上で最適な環境です。一部の居室では屋外からの搬入口があります。



お問合せ先：中小企業基盤整備機構 本部 創業・ベンチャー支援部 ベンチャー支援課（03-5470-1605）

# 2025年大阪・関西万博でのスタートアップの活用 【Global Startup EXPO 2025】

- 地球規模の課題解決にスタートアップが果たす役割が期待されている中、世界中からスタートアップや投資家などの関係者を呼んだ国際的スタートアップカンファレンスを実施。
- スタートアップの役割・重要性や、国内外の優れたディープテックなどのスタートアップを世界中に発信する。

## ■ 詳細

- 日付：2025年9月17日(水)・18日(木)
- 場所：大阪・関西万博会場（EXPOメッセ「WASSE」）
- 形式：対面
- 内容：セッション、ブース展示、ピッチ等
- 参加者：4000名程度
- 展示数：150程度
- 主催：経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
- テーマ：Shaping the Future with Startups  
-Co-creation to Break Through Global Challenges-



## J-Startup

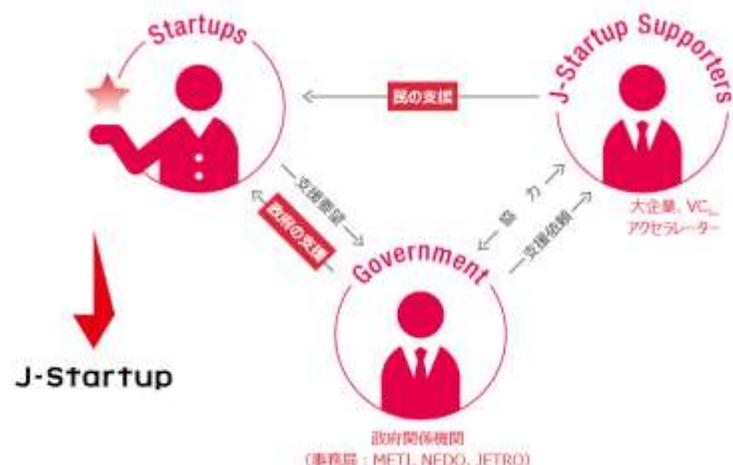
- グローバルに活躍するスタートアップを創出すべく、外部有識者の推薦などに基づき、潜在力のある企業を「J-Startup」企業として選定し、官民連携で集中支援するプログラム。

## 【制度概要】

- 2018年に「J-Startup」プログラムを立ち上げ。第1次（92社：2018年）、第2次（49社：2019年）、第3次（50社：2021年）、第4次（50社：2023年）選定を実施済。
- 選定企業に対しては、各種補助金等における優遇、入札特例等公共調達への支援などの取組を実施。

## 【選定プロセス】

- トップベンチャーキャピタリスト、アクセラレーター、大企業のイノベーション担当、大学・研究機関関係者等がグローバルに成長する潜在力のあるスタートアップ企業を最大5社、順位付けをして推薦。
- 集計結果を第三者委員会が推薦内容を尊重しつつチェック。選ばれたスタートアップ企業をJ-Startup企業として選定。



## 2023年 選定企業



お問合せ先：経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課

E-mail: bzl-team-startup@meti.go.jp

## NEDOによる中堅・中小企業/スタートアップ向け施策

● 事業化までの伴走型支援

シーズ発掘から事業化、そして成長まで、各ステージに必要な資金・ノウハウ・ネットワークを提供しています。

起業・事業のご相談なら…



政府系支援機関の連携プラットフォーム

**Plus**

政府系金融機関等を新たに迎え、現在22機関が参画。  
無料のワンストップ窓口で支援に関する相談が可能！  
個別相談に応じた支援事業等をご紹介します。

支援情報を一元化したポータルサイトは「NEDO Plus」で検索！

日本各地にNEDO、増えています。

九州  
沖縄

近畿

関東

北海道

中国  
四国

中部

東北

**N E D O デ ス ク**

各経産局と連携し、地域ニーズにあった細やかな支援を展開。  
お近くのNEDOデスクへ、ご相談ください。

- ・NEDOの支援策に関する情報提供
- ・地域企業とNEDOの橋渡し
- ・地域のイベントやセミナーへの参加



お問合せ先：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） **スタートアップ支援部**

E-mail: inv-caravan@nedo.go.jp

※2025年1月時点の情報です

## 国立の研究機関による技術支援

- 産業技術総合研究所（産総研）、農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）、土木研究所（土木研）、科学技術振興機構（JST）が、全国各地の公設試験研究機関等とも連携して、中堅企業等の研究開発を支援します。
- ◆ 産業に近い研究開発や産学連携の推進を行っている産総研、農研機構、JSTでは、企業・団体等の課題・ニーズの内容や事業化に向けたフェーズに応じて、技術相談、共同/受託研究、試料・データ等の提供、人材育成等の幅広い支援を行っています。
- ◆ また、国や地方公共団体が行う土木事業に関する調査・研究・支援等を行う土木研では、企業に対しても、公募による共同研究や施設貸し出し、革新的社会資本整備研究開発推進事業等により技術開発を支援しています。
- ◆ 国研の支援を受けることにより、企業や団体等は、自社のみでは困難であった新製品の開発や技術課題の解決を実現できたり、その実現までの期間を自社単独で取り組む場合よりも短縮できる可能性があります。また、製品化や課題解決、技術基準化が図られた場合は、国研から成果事例として広くPRされます。
- ◆ 各国研とも支援実績は豊富で、新製品の開発や生産効率の向上等の成果事例も数多く生まれていますので、是非お気軽に御相談ください。

# 産学融合拠点創出支援事業

- 大学を起点とするオープンイノベーションの深化とさらなる拡大を実現するため、産学融合の先導的取組とモデル拠点構築に向けた取り組みを支援します。

**令和7年度予算案額：1.1億円（令和6年度予算額：2.0億円）**

## ① 産学融合先導モデル拠点創出プログラム (J-NEXUS)

- 産学融合の取り組みを加速するため、地域ブロック（各経産局単位）における産学官のネットワークをベースに、自治体、経済団体等とも連携し、モデル拠点の創出に向けた取組として、大学間による企業への提案力の強化、支援の最適化と広域化を支援します。



## ② 地域オープンイノベーション拠点選抜制度 (Jイノベ)

- 大学等を中心とした地域イノベーション拠点の中で、企業ネットワークのハブとして機能する産学連携拠点を評価・選抜することにより、信用力を高めるとともに支援を集中させ、地域におけるイノベーションの創出を加速します。

※選抜対象：国立大学法人、公立大学法人、学校法人（私立大学）、高等専門学校及びこれらに準じる機関



本制度や拠点にご関心のある方は、下記まで御連絡ください。

お問合せ先：経済産業省 イノベーション・環境局 大学連携推進室（03-3501-1511）（内線：3371）

E-mail: [bzl-daigaku-renkei@meti.go.jp](mailto:bzl-daigaku-renkei@meti.go.jp)

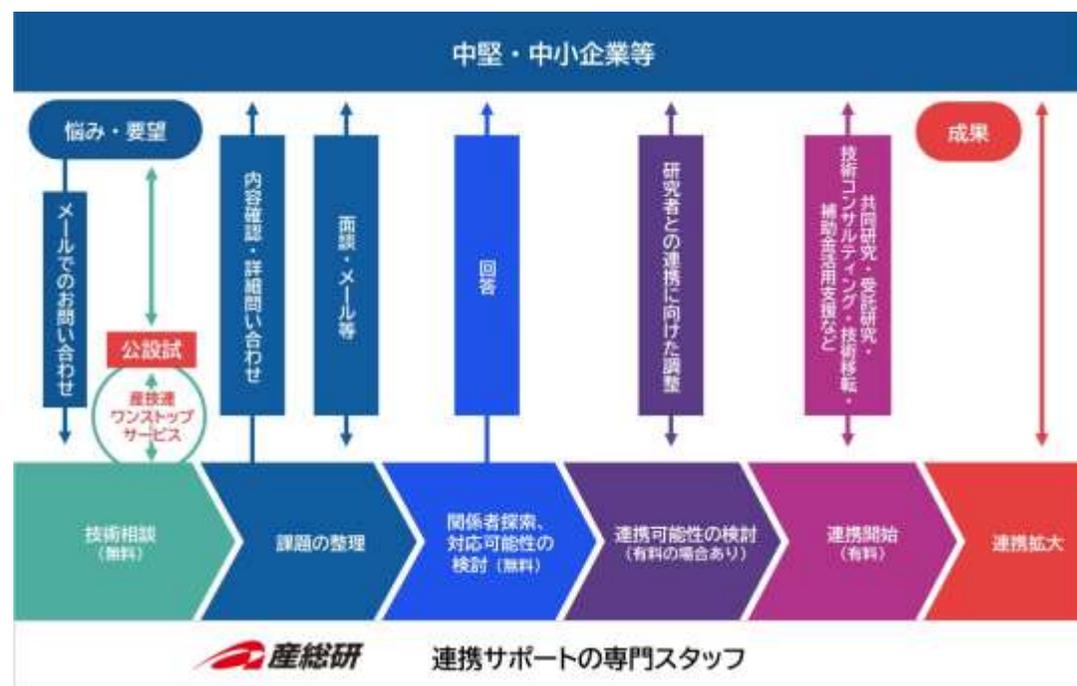
URL: [https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/j\\_innovation\\_nexus.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/j_innovation_nexus.html)

## 産総研の中堅・中小企業連携

- 産業技術総合研究所(産総研)は、多様な分野の研究成果・研究人材の総合力を元に産業技術全般に関する技術相談をお受けします。
- 技術コンサルティング、技術研修をはじめ多様な連携メニューで技術的課題の解決に貢献します。

- ◆ 産総研の連携スタッフが公設試と協力しながら、基礎研究から製品化に向けた成果の応用まで、様々なステージで企業の皆様をサポートします。
- ◆ また、地域の中小企業やスタートアップ等との共同研究や試作、評価等のサービスを地域拠点で提供することや、企業ニーズを核として、地域大学等と産総研が持つ研究シーズを用いた共同研究を実施する連携体制の整備等を通じて、企業の事業化を支援します。
- ◆ 企業規模にかかわらずご利用いただけます。

## 産総研との連携のイメージ



## イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

- 国内で自ら研究開発した知的財産（特許権、AI関連のプログラムの著作物）から生じるライセンス所得、譲渡所得に対して30%を所得控除できる制度。

## イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ

- : 課税所得全体  
 : 本税制の対象となる所得

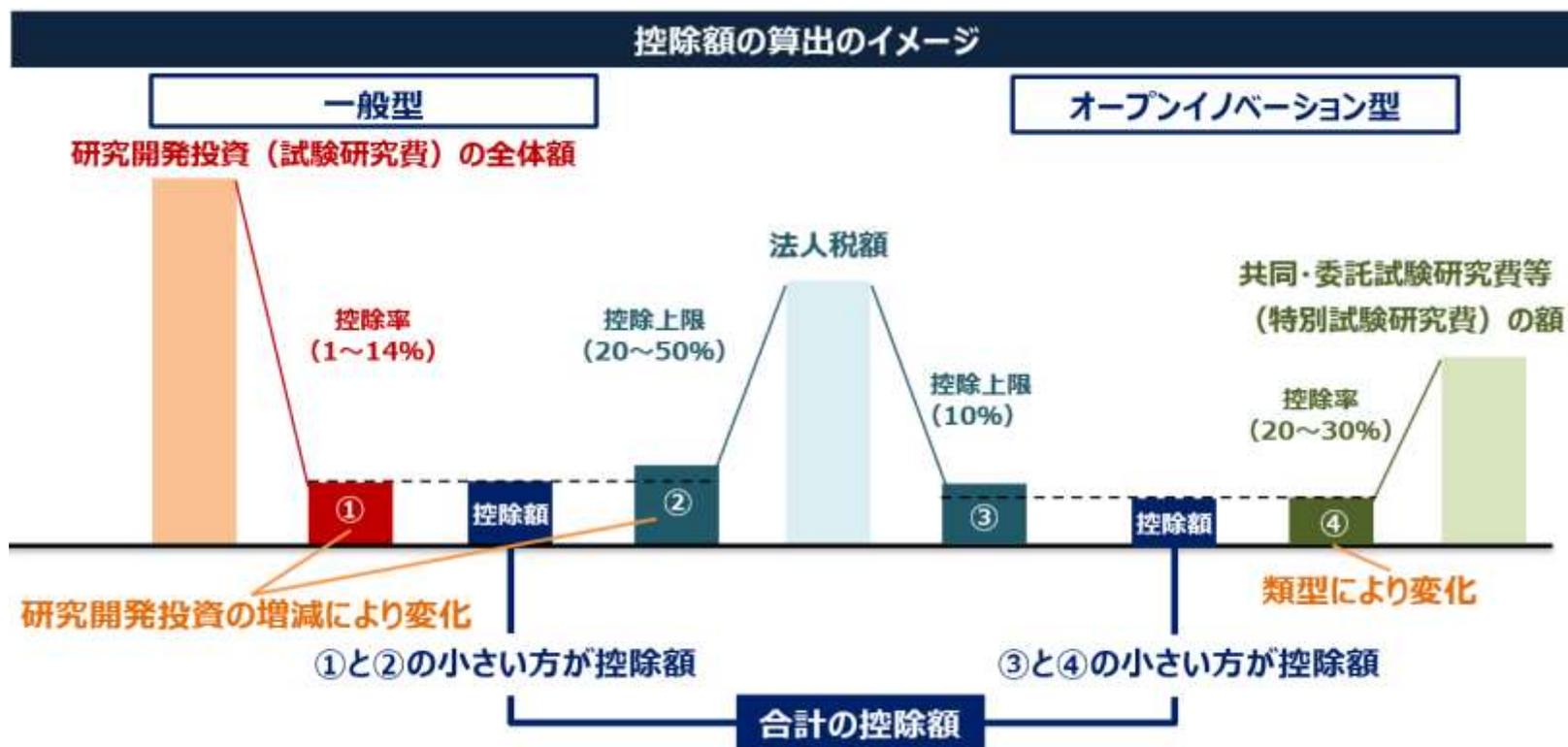


# 研究開発税制

- 企業が研究開発を行っている場合に、**法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じた金額を控除できる**制度。（控除上限があります。）

研究開発投資の全体額に適用可能な「一般型」と、2者以上が関わる共同研究等において適用可能な「オープンイノベーション型」があります。本税制の制度詳細については、経済産業省HP（以下URL）をご覧ください。

本税制の制度詳細：[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax/about\\_tax.html](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_tax.html)



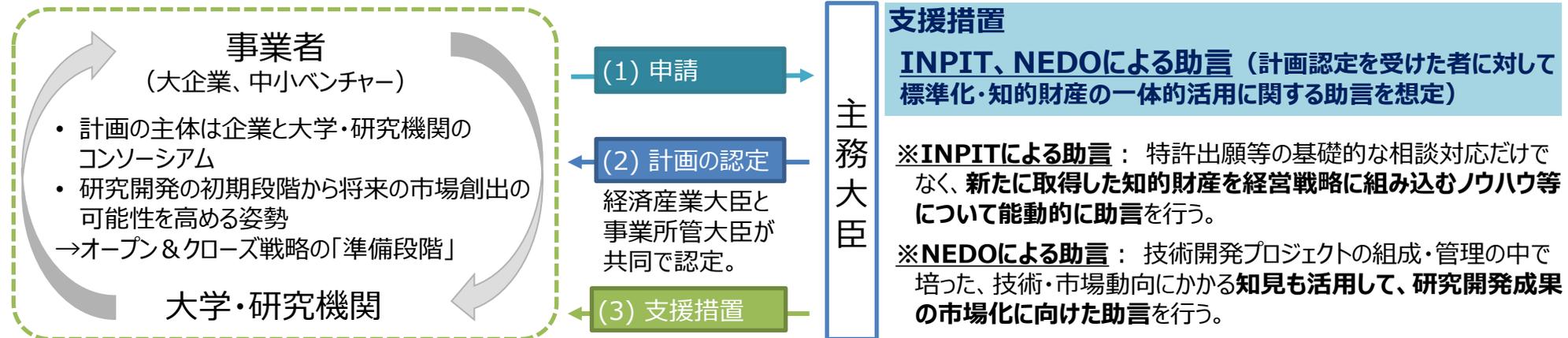
お問合せ先：経済産業省 イノベーション・環境局 研究開発課（03-3501-9221）

## OCEANプロジェクト

## (特定新需要開拓事業活動計画の認定制度等)

- 産業競争力強化法を改正し、企業と大学等が共同で実施する研究開発について、標準化と知的財産を一体的に活用する戦略（オープン&クローズ戦略）の策定・活用を促進するための計画認定制度（特定新需要開拓事業計画）等を創設。
- これにより、研究開発成果の社会実装・市場化を推進し、企業の収益力の向上につなげる。

## 【スキーム】



+ オープン&クローズ戦略の策定や、産学連携体制の整備等に関する実証調査事業

## 【ポイント】

- ・ オープン&クローズ戦略の検討を、研究開発の初期段階まで前倒しすることで、研究開発成果の社会実装・市場化を推進
- ・ 標準化・知的財産等の一体的な活用を推進
- ・ 研究開発成果の社会実装・市場化に向けて、独立行政法人等の知見も活用
- ・ 標準化・知的財産に知見を有するアカデミア人材の育成・確保にも繋げる

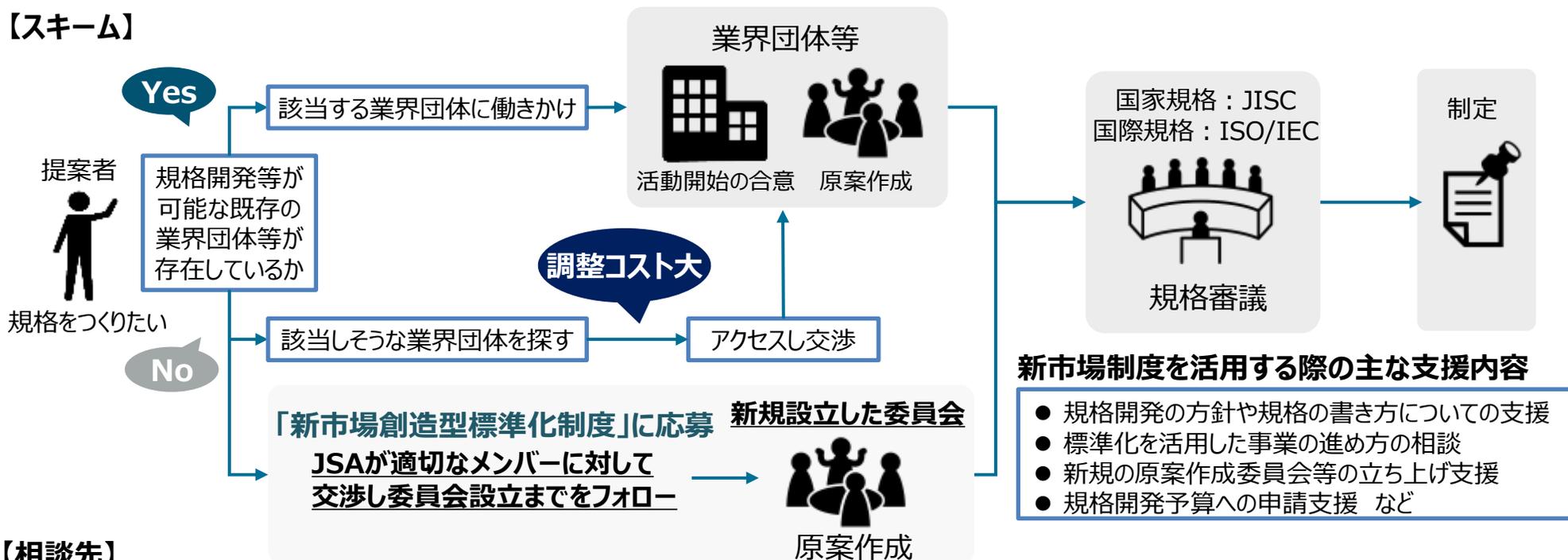
お問合せ先：経済産業省 イノベーション・環境局 基準認証政策課（03-3501-1511）（内線：3413）

E-mail:bzl-ocean-prj-nintei@meti.go.jp

# 新市場創造型標準化制度

- 既存の業界団体等では対応ができない、複数の関係団体にまたがる融合技術や特定企業が保有する先端技術に関する規格開発を可能とするため、**原案作成委員会の新規設立を後押し**する「新市場創造型標準化制度」を整備。
- 本制度を利用することで、**適切な業界団体が存在しない場合や業界団体等から積極的な協力が得られない場合でも規格開発に挑戦することが可能**となる。

## 【スキーム】



## 【相談先】

標準化に関する相談窓口として、全国の自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等がパートナー機関として登録されておりますので、まずはお近くのパートナー機関にご相談ください。なお、パートナー機関一覧は[ホームページ](#)をご確認ください。

お問合せ先：経済産業省 イノベーション・環境局 基準認証政策課 (03-3501-1511) (内線：3413)

E-mail: bzl-shinshijo-partner@meti.go.jp

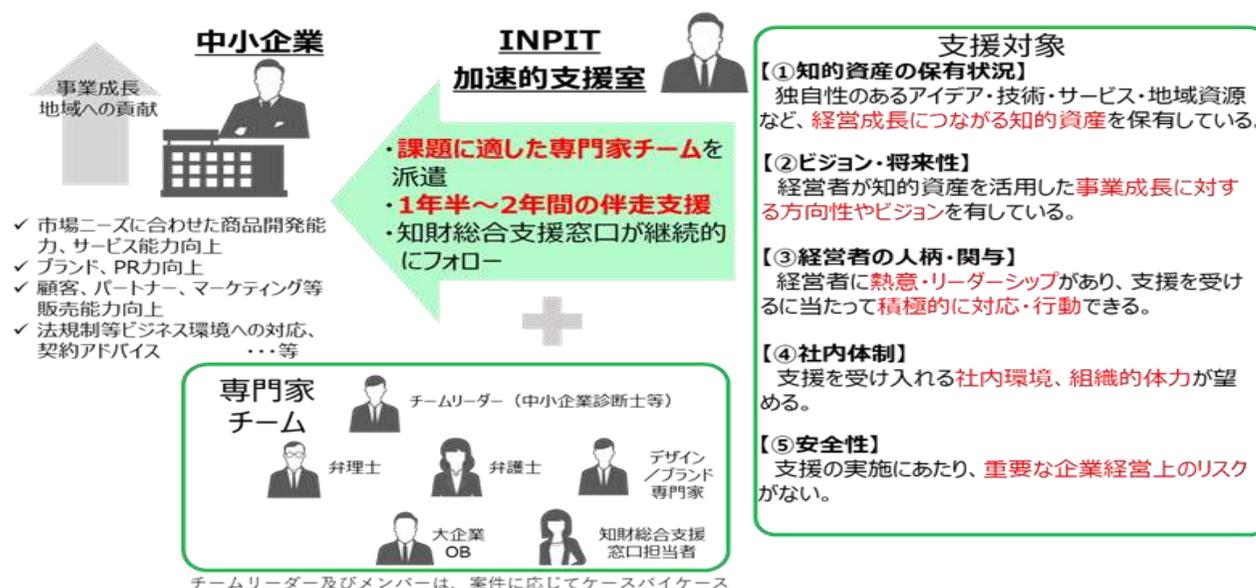
# 加速的支援

- 知的資産を活用した事業成長が見込まれる中小企業に対し、事業成長を実現するため、弁理士等の専門家を派遣し伴走支援し、事業成長企業を創出します。

## 事業概要

知的資産を活用し、事業の成長を加速させたい、事業成長に対する方向性やビジョンを明確化することで、具体的な戦略策定・実行へとつなげたい、専門家の助言を受け、経営環境、社内環境、組織的体制の整備をしたいといった企業に対して、専門家チームを派遣し、伴走支援をいたします。企業の事業目標や現状把握、経営者様の思いを実現するための課題の分析を行い、課題解決のための支援計画書を作成し、成長ストーリーを提案いたします。支援計画をもとに弁理士、弁護士、中小企業診断士をはじめとした、複数の専門家が1年半程度、成長ストーリーを達成するための支援を無料で行います。

## 事業スキーム



支援イメージ



## 海外展開知財支援窓口

- 海外での様々な事業展開で生じる知財面のリスクについて無料でアドバイスを行います。
- 知財リスクや、ライセンス・秘密保持等の知財に関する国際契約の留意事項等について講演を行います。

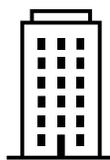
## 支援内容

- ✓ 企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有する知財戦略エキスパートが、海外での事業展開を検討している中堅・中小企業に対して、知財リスクや知財の保護・活用について、ビジネスの観点からアドバイスします。
- ✓ 知財戦略エキスパートをセミナーや研修に講師として派遣し、様々な知財リスクや、ライセンス・秘密保持等の知財に関する国際契約の留意事項等について無料で講演を行います。



知財戦略エキスパート

支援



中堅・中小企業等

海外展開



海外市場

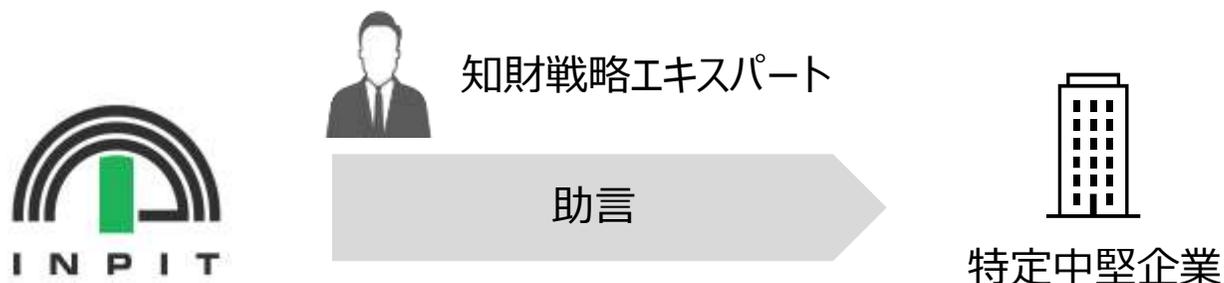


## 特定中堅企業に対するINPITの助言等

- 特定中堅企業者からの求めに応じて、事業再編計画に係る工業所有権の保護及び利用に関する助言等※を行います。

### 支援内容

「助言」は、企業等での豊富な経験と高度な専門知識を有する**知財戦略エキスパート**が無料で行います。知財戦略エキスパートのプロフィールは[こちら](#)（本部）及び[こちら](#)（関西）をご覧ください。



### 知財戦略エキスパートの支援例

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| • 国内外の企業と契約を行う際の知的財産の留意点   | • 研究開発等におけるデータ、成果物の取扱い   |
| • 国内外におけるブランド戦略            | • 海外やE Cサイト上での模倣品に関する対応策 |
| • 国内外のグループ会社で保有する知的財産の管理方法 | • 営業秘密に関する管理体制の構築        |

※産競法第34条の2第2項（INPIT法第11条10号）における「助成」は、詳細が決まり次第ご案内させていただきます。

※特定中堅企業者については、[こちら](#)の概要資料をご確認ください。

お問合せ先：独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）  
知財戦略部 エキスパート支援担当

（03-3581-1101）（内線3823）  
E-mail:ip-sr01@inpit.go.jp

# INPITによるオープン&クローズ戦略に関する助言

- 特定新需要開拓事業活動計画の認定主体からの求めに応じて、当該計画の**オープン&クローズ戦略**（標準化や知的財産を一体的に活用して、研究開発成果の市場化の確度を高め、収益力を向上させていくための戦略）に関して**助言**を行います。
- 「助言」は、企業等での豊富な経験と高度な専門知識を有する**知財戦略エキスパート**が無料で行います。中小企業、大学等に対する知財支援において豊富な実績があります。

## 支援内容



知財戦略エキスパート

オープン&クローズ戦略  
に関する助言



計画の認定主体

### 知財戦略エキスパートの支援例

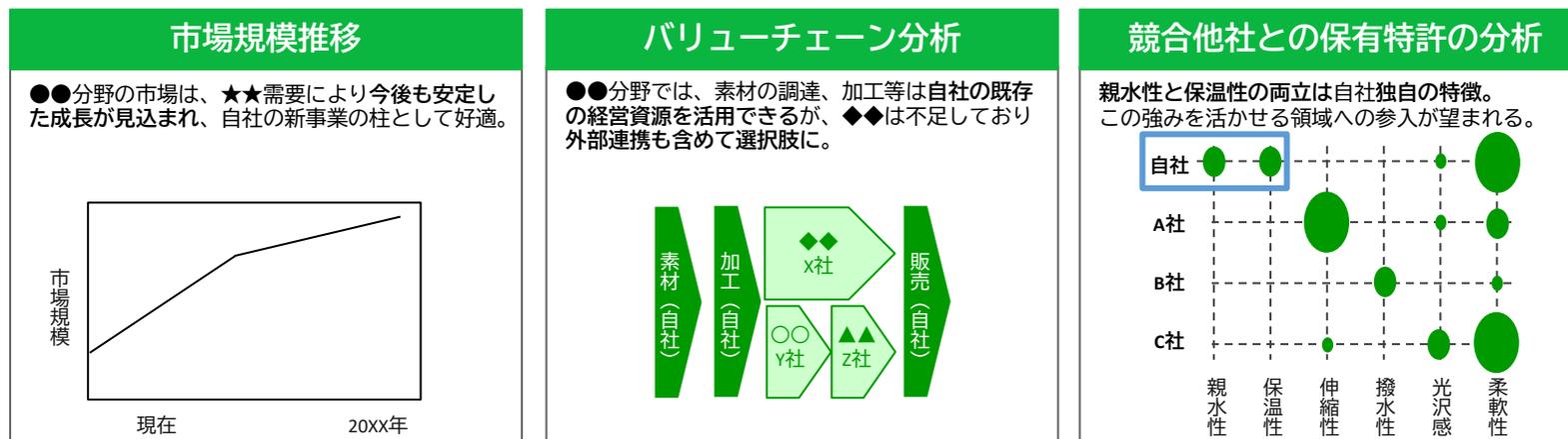
- |                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| ● 標準化も視野に入れたオープン&クローズ戦略  | ● 権利化/秘匿化の判断や、それらを組み合わせた知財戦略 |
| ● 国内外の企業と契約や共同研究を行う際の留意点 | ● 営業秘密に関する管理体制の構築            |
| ● 共同研究等におけるデータ、成果物の取扱い   | ● 国内外におけるブランド戦略              |
| ● コンソーシアムの設立・運営について      | ● 海外やE Cサイト上での模倣品に関する対応策     |

## IPランドスケープ支援事業

- 経営戦略や事業戦略を検討する際には、知的財産の情報を加味した上で分析することが重要です。
- 本事業では中堅・中小企業等が抱える経営や事業の課題に対し、「市場」や「事業」の情報に、「知財」の情報を合わせた分析を行い、課題解決策を提案する支援を行います。（公募制、無料）



## ● 分析例



## ● 中小企業向けIPランドスケープマニュアル (令和5年度作成)

限られたリソースでもIPランドスケープで成果を出せるノウハウが満載です



INPIT  
HPをチェック

# スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業（IPAS）

- 研究成果をもとにしたスタートアップはコア技術での優位性が高く、事業展開に直結するため、知財による保護が重要です。
- 本事業では、創業期（シード・アーリー）のスタートアップを対象に、ビジネスの専門家と知財の専門家からなる知財戦略プロデューサー（ビジネスメンター・知財メンター）のメンタリングチームが、適切なビジネスモデルの構築とビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援します。（公募制、無料）



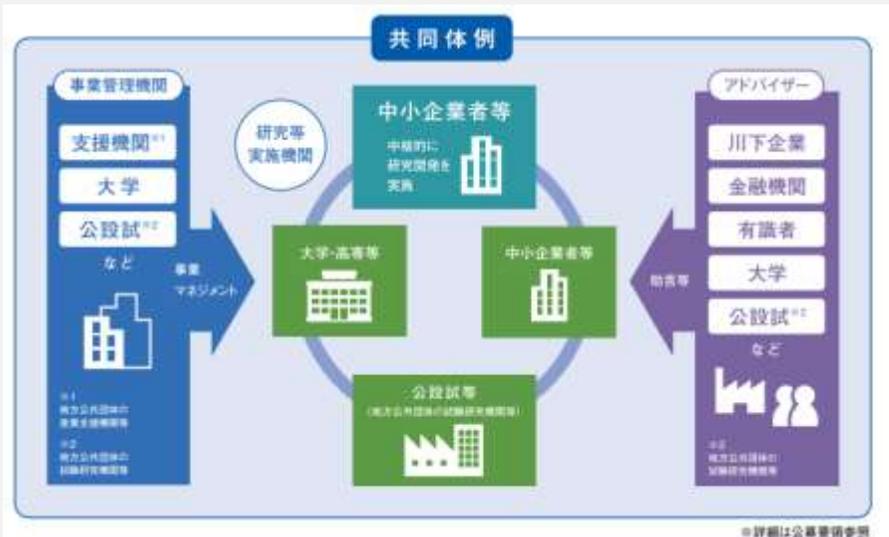
- ✓ 支援期間は**約5カ月**。2時間×10回の支援を実施。
- ✓ 公募は**常時受付**に。年**2**回採択があるため、より申請を行いやすく。
- ✓ 成果を発表するフォーラム（Demo-Day）も開催。スタートアップ支援関係者等とのネットワーキングの場も提供。

## 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

- 中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援します。

## Go-Tech事業

イメージ図



## 予算額

（令和7年度予算額） **123億円**

## 事業スキーム

- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円  
（出資獲得枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額  
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内

## 成果目標

中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

# 内航変革促進技術開発費補助金（NX補助金※）

（※NXとは、内航変革を表しており、内航のN、変革を表すTransformationのXの頭文字で構成する造語）

- 内航海運は、DXやGXといった社会変容や船員の高齢化といった内航の諸課題に対応しつつ、物流革新等の新たな社会ニーズに貢献していくことが必要。
- 内航事業者が造船・船用事業者等と連携し、内航の諸課題を解決し、且つ新たな社会ニーズに貢献するための技術開発・実証事業を実施する場合、技術開発及び実証に要する費用の1/2を補助。

## 補助対象の事業例

- ◆ 船員の労務負荷低減等の物流DXに関する技術開発



（係船・投錨時のウインチ作業の遠隔自動化）



（着棧・係船作業支援のための船用バース距離計の技術開発）

- ◆ 船舶の脱炭素化や更なる省エネ等の物流GXに関する技術開発



（バッテリー船の実証）

令和7年度予算額（政府案）1.6億円

## 事業スキーム

内航海運の生産性向上や船員の労働環境改善といった課題に対応し、且つ物流革新等の新たな社会ニーズに貢献するための技術開発・実証事業を支援

補助率 補助対象経費の**1/2以内**

事業期間 令和7年度に着手し、**最長3事業年度内で終了するもの**

対象経費 施設費、機械装置費、材料費、プログラム取得費、直接人件費 等

応募要件 ①内航船舶での実証②事業化・導入計画の策定  
③成果物の横展開

## 成果目標

補助金により支援を行った新技術について、より多くの内航船舶への導入を実現する。

## 研究開発事例等の周知・広報

- 土木研究所（土木研）では、中堅企業等に対し、研究成果の普及促進を目的として、技術展示会である土研新技術ショーケースを開催しています。
- 土研新技術ショーケースでは、土木研の研究成果の普及促進を目的として、研究成果を社会資本の整備や管理に携わる幅広い技術者に、講演とパネル展示で紹介するとともに、開発技術に関する相談に応じています。

土研新技術ショーケースの様子



令和6年度 開催実績

開催日	開催地	開催方法
令和6年9月26日	東京	対面・オンライン開催
令和6年10月31日	新潟	対面・オンライン開催
令和6年12月12日	名古屋	対面・オンライン開催
令和7年1月30日	広島	対面・オンライン開催

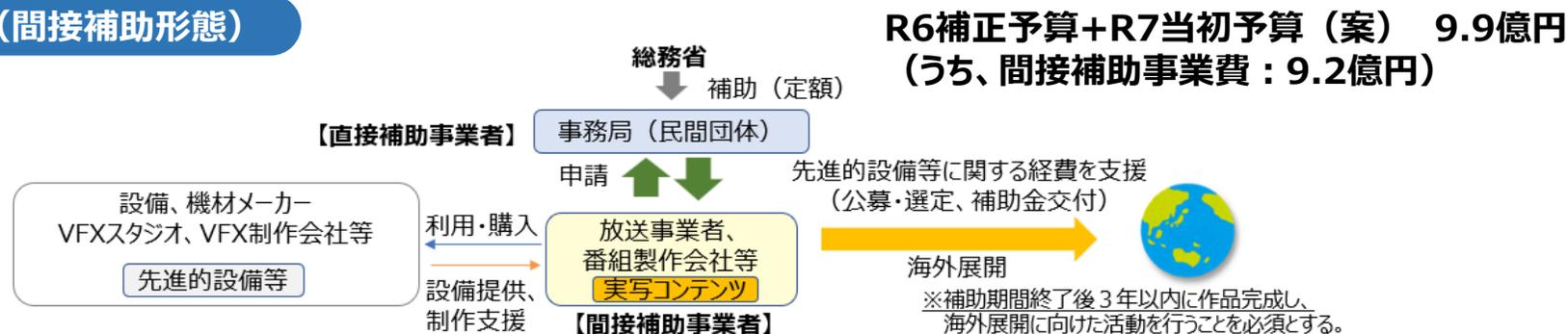


## **5. 海外展開**

# 先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業

- 我が国の放送コンテンツの海外展開を推進するため、国内でコンテンツを制作する者に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作における①先進的設備等（4Kカメラ、VFX、3DCG、AI技術等）の取得又は使用に要する経費及び②先進的設備等を活用する制作に要する経費を支援。

## 事業イメージ（間接補助形態）



## 支援対象、補助率等

※原則として、1事業者当たり1申請とする。複数事業者連携のコンソーシアム形式による申請も可能。

**補助対象者：**当該実写コンテンツの著作権を有し、制作費を負担する国内の放送事業者、番組製作会社等 ※外国法人の日本支社は除く

**対象コンテンツ：**海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツ ※対象外コンテンツあり

**補助率：**2分の1 ※上限あり

**補助対象経費：**①先進的設備の利用・導入に係る経費、②先進的設備等を用いたコンテンツ制作経費 ※対象外経費あり

## 事業期間

**（直接補助事業）** 令和7年4月1日（予定）～令和8年3月31日

**（間接補助事業）** 交付決定日（令和7年8月下旬予定）～令和8年1月31日 ※予算に残余がある場合は、9月以降に2次公募の予定。

お問合せ先：総務省情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室（03-5253-5424）

E-mail: content.kaigai@ml.soumu.go.jp

## CIR（国際交流員）による海外展開支援

- JETプログラム（The Japan Exchange and Teaching Programme）は、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る、世界最大規模の人的交流プログラムです。
- JETプログラムにより招致され、地方自治体の国際交流担当部局等に配属されている**CIR（Coordinator for International Relations：国際交流員）**が海外展開をサポートします。

### 施策概要

○令和6年度のJETプログラム参加者は、51カ国から5,861名で、うち479名がCIR（国際交流員）として地方自治体等で国際交流活動に従事しています。（※）

※CIRの他、教育委員会や学校で外国語教員等の助手として職務に従事するALT（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）と、スポーツを通じた国際交流活動に従事するSEA（Sports Exchange Advisor：スポーツ国際交流員）がいます。

○CIRは主に地方自治体の国際交流担当部局等に配属され、国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動に加え、多文化共生や外国人住民への支援、海外販路開拓等の業務に従事しています。

### CIRの業務例

○地方自治体等の国際交流をサポート

- ・国際経済交流事業の企画・実施、海外販路開拓、訪日観光客の誘致
- ・国際イベントの企画・実施、海外情報の収集、海外旅行博の企画調整
- ・外国人向けの広報・海外向け情報発信、外国語観光マップの作成、海外情報発信
- ・地域の国際化の推進、異文化理解講座の開催

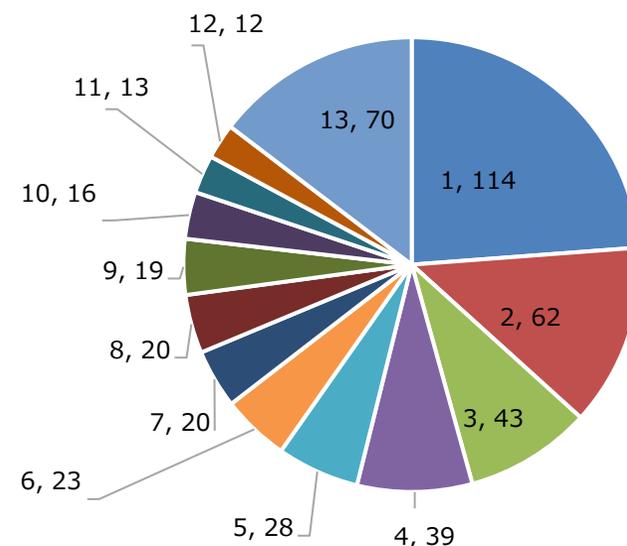
### 備考（対象要件等）

○企業規模に関わらずご利用いただけます。

お問合せ先：総務省 自治行政局国際室（03-5253-5527）

E-mail:kokusai@soumu.go.jp

### ● CIRの状況（招致国別の内訳）



令和6年度：254自治体等が任用、  
（7月1日時点）34カ国、479人

## 在外公館を通じた支援事業（企業支援）

- 世界各地の日本大使館・総領事館に「**日本企業支援窓口**」を設置し、海外展開に関する相談を受け付け。現地における日本製品・技術のプロモーションにも協力。
- 一部の公館では、経済広域担当官や日本企業支援担当官（食産業担当）等、**分野ごとの相談も受け付け**。

### ■事業の内容

- ✓ 日本企業支援窓口（ほぼ全ての公館に設置）  
[（https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran\\_i.html）](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html)

例えば、以下のような相談を受け付け

- ・現地情勢や安全情報について知りたい。
- ・大使館の施設を利用してプロモーション活動をしたい。

- ✓ 分野ごとの担当官（一部公館で指名）

▶例①：食産業の海外展開について相談したい。

日本企業支援担当官（食産業担当）

[（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25\\_000259.html）](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_000259.html)

▶例②：海外拠点から第三国市場への進出について相談したい。

経済広域担当官

[（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew\\_000001\\_00925.html）](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew_000001_00925.html)

▶このほか、知的財産担当官、環境ビジネス調整担当官、エネルギー・鉱物資源専門官、外国公務員贈賄防止担当官等も一部公館にて指名。

### ■ 予算額

**令和7年度予算0.3億円**

**（令和6年度補正予算額0.5億円）**

日本企業の広報（例）

令和6年2月 アルゼンチン



在アルゼンチン大使公邸において開催された天皇誕生日レセプションの機会を利用し、日本企業PRを実施。当地で影響力を有するハイレベルの招待客に対し、日本及び日本企業の魅力・技術力を積極的に発信。

お問合せ先：外務省 経済局 官民連携推進室（03-5501-8336）

E-mail:business-support@mofa.go.jp

## 弁護士活用事業

- 外国では、州や市など自治体ごとの特有の法令、知的財産権を巡る紛争、公務員からの贈賄要求への対応など、**日本では馴染みのない法律問題や紛争への対応が必要に。**
- **現地の法律に精通する日本人弁護士に委託して、日本企業に対する法的アドバイス**（個別法律相談や現地の法令・法制度についての調査、情報提供等（セミナーの実施、ニュースレターの提供等）、在外公館が現地政府への申入れ等を行う際のコンサルティング等）を実施。

### ■事業の内容

- ✓ 令和6年度は、以下の16か国23公館で実施。  
中国（青島、上海、瀋陽総合含む。）、モンゴル、インドネシア（スラバヤ、デンパサール、メダン総合含む。）、フィリピン、ベトナム（ホーチミン、ダナン総合含む。）、マレーシア（ペナン総合含む。）、ミャンマー、ネパール、ウズベキスタン、リオデジャネイロ総・サンパウロ総、ガーナ、ケニア、ザンビア、タンザニア、南アフリカ、ルワンダ
- ✓ 上記のうち多くの公館では、法的アドバイスの機会を無料で日本企業に提供。また、進出先国における実務上の法的課題を在外公館が把握することが可能となり、必要に応じて現地政府への申入れ等を行うことにより、日本企業のビジネス環境改善にもつながりうる。

### ■ 予算額

2,218万円

### ■ 備考（対象要件等）

企業規模にかかわらず利用可能

（例）弁護士活用による法律セミナー及び個別企業ヒアリング（タンザニア）



タンザニアでの近年の法制度改革等につき、全2回のセミナーを開催。第1回では、法制度改革の概要や留意事項等を説明。第2回では、個別企業ヒアリングや質疑応答等を実施。

お問合せ先：外務省 経済局 官民連携推進室（03-5501-8336）

E-mail:business-support@mofa.go.jp

## インフラシステムの海外展開への支援

- 多くの在外公館にて**インフラプロジェクト専門官を指名**し、現地のインフラ関連情報の収集及び関係者への共有のほか、現地政府機関との折衝など、**日本企業によるインフラ受注活動を支援**。

### インフラプロジェクト専門官の活動を通じたインフラ受注事例

A国

地下鉄車両調達案件において、現地我が方公館が日本企業と連携しつつ、発注機関に対して価格以外の優位性（納期等）につきアピールする等、ロビー活動を実施した結果、同日本企業が受注した。

B国

道路改良事業を統括するプロジェクト運営企業の募集があり、日本企業が関心を表明。現地我が方公館が過去の類似事業にかかる調査を行い、同日本企業がその調査結果を踏まえた入札書類を作成したところ、日本勢として初めて選定された。

C国

国営ガス企業が主導する浮体式LNG貯蔵・再ガス化設備の入札において、相手国政府内部の情報（実質的な意思決定者等）収集、大使自らのアピール等が功を奏し、日本企業が定期用船1隻の契約に関する優先交渉権を獲得した。

■ **予算額**：2,961万円

■ **指名公館**（令和6年現在）：79か国101公館にて約200名を指名。

## EPA利活用促進

- E P Aによって得られる日本企業（特に中堅・中小企業）のビジネス機会等、E P Aのメリットを経済関係者等を中心に関係各層に説明する広報活動等を行い、E P Aの活用促進を図る。

## EPAセミナー

<セミナーの様子>



## 予算額

975千円

## 事業スキーム

各地の商工会議所等と連携して、中小企業を含む企業を対象に、我が国のE P A政策の現状と今後の展望、E P Aの活用法、企業による実際のE P A活用事例、E P Aの活用に必要な実務の基礎を紹介するセミナーを開催する。令和6年度においては、本年2月にオンライン形式で開催、3月に新潟市（ハイブリッド形式）で開催予定。

## 成果目標

政策面に加え、活用のための実務関連情報や事例を交えた具体的な情報も提供することで、企業のE P Aに対する理解を促進してE P Aの活用を促し、日本企業の海外展開を支援する。

セミナー開催を通じて、商工会議所等の協力機関のE P A及び事業者が直面する課題等に対する理解を促進し、事業者がE P Aを利用しやすい環境を整える。

## EPA活用促進（相談窓口）

- 輸出先でかかる関税コストを削減するため、経済連携協定（EPA）の制度を活用したいとお考えの事業者の皆さまのご相談に対応します。

### 【ジェトロEPA相談窓口】

EPA税率を適用するための個別具体的なご相談をご希望の方向けの窓口です。  
ジェトロのEPAアドバイザーが、個々の事業者のケースに合わせて、具体的なご相談内容にお答えいたします。

#### <ご利用方法>

ジェトロのウェブサイトから24時間受け付けています。

URL : <https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>



東京	03-3582-4943	ジェトロ名古屋	052-589-6210
大阪本部	06-4705-8606	ジェトロ広島	082-535-2511
ジェトロ北海道	011-261-7434	ジェトロ香川	087-851-9407
ジェトロ仙台	022-223-7484	ジェトロ福岡	092-471-5635

※電話受付時間：9時00分～12時00分/13時00分～17時00分（土日祝祭日・年末年始を除く）

※最寄の貿易情報センターでもご相談を受け付けています。

### 【経済産業省委託事業EPA相談デスク】

日本から輸出をする際のEPA制度の活用を検討中の方、何からはじめたらいいかわからない方向けの窓口です。EPAの基礎を学べるeラーニング・動画コンテンツ等の配信、EPA活用初心者を対象としたオンラインワークショップの開催、メールおよびオンライン面談でのご相談受付を無料で行っています。

詳細は以下のサイトまたは、インターネットで「EPA相談デスク」と検索ください。

URL : <https://epa-info.go.jp/>



お問合せ先：ご相談内容に応じて上記窓口にご連絡ください

## JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」

- 開発途上国の課題解決に貢献する日本企業の海外ビジネスづくりを支援します。
- このような海外ビジネスを検討している、中小・中堅企業を始めとする日本企業は、2つの支援メニューの下、JICAの知見・ネットワークも活用しつつ、コンサルタントによる伴走支援を受けることができます。

	ニーズ確認調査	ビジネス化実証事業
概要	対象国の基礎情報を収集し、開発途上国ニーズ、顧客ニーズと自社製品/サービスとの適合性を分析し、競争優位性を含めた初期的なビジネスモデル（市場規模の把握、顧客の特定、流通チャネル等）を検証する。	製品/サービスに対する顧客の受容性、現地パートナーの候補を含むビジネスモデル策定に関連する調査を通じ、収益性の検証と製品/サービス提供体制・オペレーションの構築、ビジネスプラン（事業計画）を策定する。
期間	上限12か月	上限2年6か月
調査経費	上限1,500万円	上限4,000万円
対象企業	中小企業/中堅企業、 非営利法人、中小企業団体	中小企業/中堅企業/大企業 非営利法人、中小企業団体

上記内容は、2024年度公示情報です。制度の詳細、申込み方法等の最新情報は下記リンク先をご覧ください。

2025年度の公示は  
9月頃を予定しています  
(年1回)

事業の詳細はこちら（JICAホームページ）  
[中小企業・SDGsビジネス支援事業について](#)

# JICA「協力準備調査（海外投融資）」

- **開発途上国において、将来 JICA海外投融資（インフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で経済社会開発や経済の安定に寄与し、採算が見込める事業への出融資）の活用を見込む事業計画策定を支援**します。

## 施策の内容

- ✓ 対象事業：以下を満たす民間資金活用事業
  - 途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与し、日本政府・JICAの方針に沿っている
  - 事業化段階で海外投融資を活用する見込みがある
  - 提案法人が投資の形で参画する予定がある
- ✓ 調査方式：二段階方式として、予備調査、本格調査の二段階に分けそれぞれ別の契約を締結する。予備調査は本格調査移行を前提としない形式（単独型）も可能。
- ✓ 公示時期：随時応募、随時採択
- ✓ 対象事業、調査方式等の詳細については、[JICAのホームページ](#)をご覧ください。

## 備考（対象要件等）

- ✓ 日本国登記法人。但し、条件を満たしていれば共同企業体構成員は外国籍法人も可能。企業規模に関わらずご利用いただけます。

## 「協力準備調査（海外投融資）」

将来的には、JICA「海外投融資」の活用を前提とした現地での事業化を念頭に置いた調査を支援対象とする。

### 予備調査

事業の基本スキーム等、具体的な案件形成及び事業実施に向けた情報収集を支援。

（委託契約の上限：3千万円）

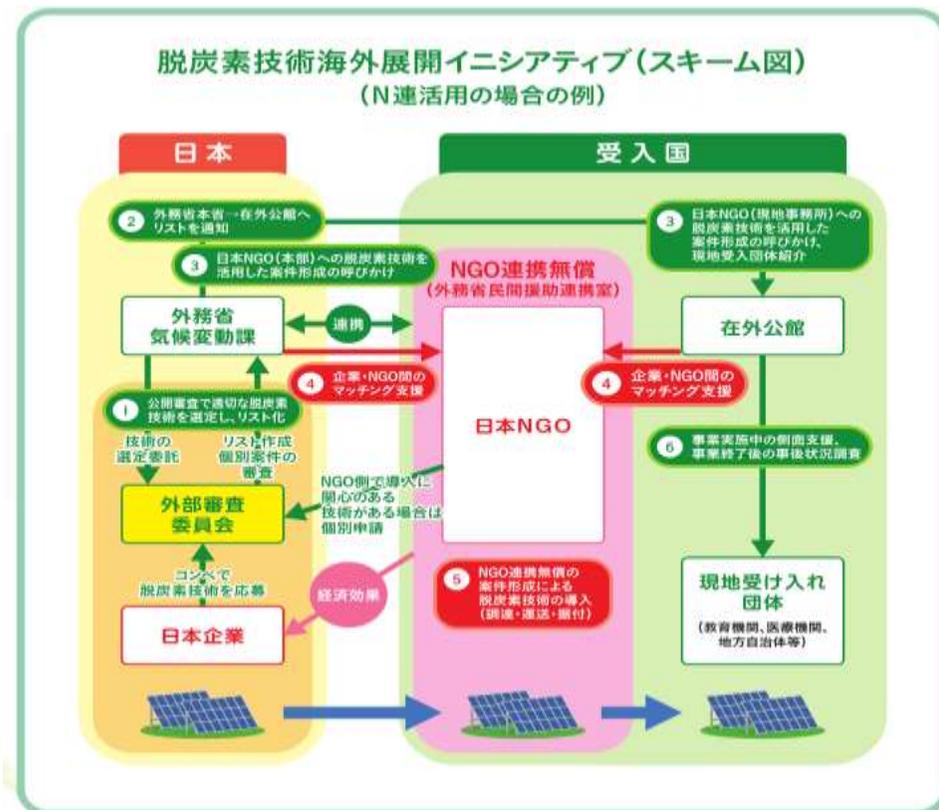
### 本格調査

より高い確率で海外投融資につながると見込まれる案件について、法務、環境社会配慮や事業のファイナンス基礎情報までを網羅した事業性の調査を支援。  
（委託契約の上限：1.2億円）

成果目標：「協力準備調査（海外投融資）」の通年公募を通じ、JICA海外投融資の活用を前提とした開発途上国におけるビジネス展開のための事業計画策定への支援を強化する。  
（※）予備調査→本格調査と移行して実施することを想定しているが、予備調査もしくは本格調査のみを行うことも可能。

# 脱炭素技術海外展開イニシアティブの促進

- 日本企業と日本のNGO の連携による脱炭素技術の開発途上国への展開を応援します。



## 事業スキーム

✓ 日本NGO 連携無償資金協力 (N連) 等既存のスキームによる事業形成を通じて、日本企業の技術の途上国への展開を図るイニシアティブです。

✓ NGOは、N連等の案件形成に際して、必要に応じて同リストを参照し、ニーズに適した技術があれば企業にコンタクトし、ともに途上国での案件を形成していくことが可能です。

✓ 外部審査委員会による、日本企業を対象とした公開審査を通じて選定された脱炭素技術をリスト化し、令和7年1月時点で22社の23製品が選定されており、今後もリストの拡充を行います。

## 備考 (対象要件等)

✓ 企業規模にかかわらずご利用いただけます。

## 海外安全対策・危機管理に関する知識及び能力向上の支援

- **海外安全対策セミナーや官民合同のテロ・誘拐訓練**を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組を行っている。
- 2016年7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を契機に、中堅・中小企業、留学生、短期旅行者への啓発の強化を目的として**ゴルゴ13のマニュアル**を作成し、啓発活動を行っている。また、同事件を契機に中堅・中小企業と連携を強化すべく、「**中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク**」が設置された。

令和7年度予算額 52,390,000円

## 安全対策マニュアル



『ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル』電子版・動画版を外務省海外安全ホームページに公開している。

## 中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク

中堅・中小企業に海外安全対策に関する情報やノウハウを効率的に共有すべく、企業の海外展開を支援する組織のネットワークを設置している。

## 海外安全対策セミナー



国内外において、外務省の取組・海外で必要な安全対策等を紹介している。2024年度はオンラインと対面で計16回実施（在外公館で11回（予定も含む）、国内で5回）。

## 官民合同テロ・誘拐対策実地訓練

国内外でテロ・誘拐対策に関する訓練を実施している。



お問合せ先：外務省領事局邦人テロ対策室（03-3580-3311）

E-mail:ryoutai@mofa.go.jp

# ジャパン・ハウス事業

- 政府は、日本の多様な魅力を発信する拠点として、サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルスにジャパン・ハウスを設置しました。ジャパン・ハウスには、**日本の製品や技術を表示するスペース、物産を販売するショップや和食を提供するレストランを設けています。情報発信や販路開拓の拠点としてご活用ください。**

## <サンパウロの例>



建物外観

### 多様な魅力の発信

**日本の多様な魅力や、ストーリー性のある日本人・モノ・文化と出会う場**を提供。展示、物販、講演・セミナー、ワークショップ等が可能。

### 地域の魅力発信

**地域の魅力や海外に進出を考えている企業がアピールできる発信を表示や企画等**を通して実施。展示、物販、講演・セミナー、ワークショップ等が可能。

## <ロンドンの例>



建物外観

### 成果目標

単なる展示や物産展ではなく、**ビジネスやインバウンド促進等、将来的に持続可能な成果**につなげる。

### 具体例（令和6年度）

**サンパウロ**では、「地方におけるファッションの世界を探る」というタイトルで、京都の和服の歴史とその伝統的技術（西陣織、友禅等）を説明し、訪日旅行検討のブラジル人へ日本のファッション関連の訪問先等を紹介。

**ロンドン**では、愛知県のふとん店とのコラボイベントを実施し、布団職人による布団の文化や歴史、作り方を紹介する講演とデモのほか、尾州産の生地を使った座布団作り体験ワークショップを実施。また、JNTO協力のもと、工芸やデザイン、ものづくり、食文化、新たな技術利用等、日本の各地域の多彩な魅力を紹介する短期イベントも定期的に開催。

**ロサンゼルス**では、日本食の魅力を伝える事業に注力しており、館内の物販店「WAZA」と連携して、ニューヨークで人気を博している味噌玉の作り方とその試食体験したり、風呂敷の実用的な包み方や結び方等、風呂敷を日常生活に取り入れるワークショップ等を開催。また、地方自治体との連携事業も多く、岡山県、鳥取県、青森県、鹿児島県、長崎県等の特産物や日本酒、焼酎を米国のB2B向けにアピールするイベントを実施。

## <ロサンゼルスの例>



建物外観

お問合せ先：外務省 大臣官房戦略的対外発信拠点室（03-5501-8092）

E-mail:co-japanhouse@mofa.go.jp

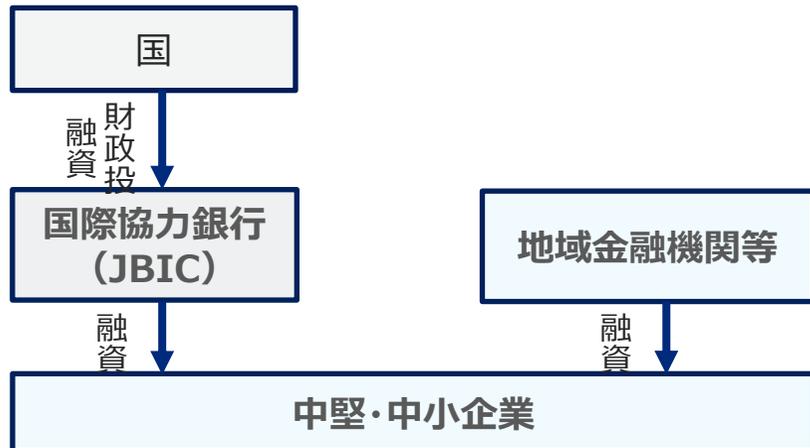
# 国際協力銀行（JBIC）の地域金融機関を通じた支援

- サプライチェーン強靱化、GX、DX等、成長力に資する国内の中堅・中小企業の海外展開を目指す投資を、地域金融機関（地銀、信金）をはじめとする民間金融機関とともに支援。

## 予算額

令和6年度補正で**財政融資900億円、産業投資100億円**の内数。

## 事業スキーム



## 成果目標

- 地域金融機関（地方銀行、信用金庫）をはじめとする民間金融機関との協調融資や、民間金融機関を介した金融支援を通じ、中堅・中小企業向け支援・民間資金動員を後押し。
- 必要に応じて、「グローバル投資強化ファシリティ」（外為特会を活用したスキーム）を通じた融資を実施。

## ＜施策例＞ 地方金融機関に対する現地プロジェクトモニタリング情報等の連携・提携枠組み

- 2024年12月3日、JBICは、常陽銀行（地銀協会長行・本店水戸市）と、中堅・中小企業の海外事業の現地モニタリング等の情報提供等に関する業務協力協定（MOU）を締結。
- 常陽銀行は地方創生・地域活性化を担う国内有数の重要プレイヤーであり、本取組により、茨城県を中心とした関東圏を主とする中堅・中小企業の海外展開支援を行っていくもの。
- JBICは、地域金融機関と連携を深めながら、全国の中堅・中小企業の海外展開を支援するために、地域金融機関に対し、JBIC海外18拠点ネットワークを活用し現地プロジェクトのモニタリング情報等の連携・提供する枠組みをスタート。本件はこの新規枠組みの第一号案件。



お問合せ先：財務省 国際局開発政策課（03-3581-8033）

# 産地生産基盤パワーアップ事業

- 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等を総合的に支援するとともに、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための取組、生産基盤の強化を支援します。

## 産地生産基盤パワーアップ事業のうち 収益性向上対策

イメージ図

< 整備事業 >



農産物加工施設

< 生産支援事業 >



農業機械の  
リース導入・取得

### 予算額

令和6年度補正予算額 **110億円**の内数

### 事業スキーム

- I 整備事業（補助率：1/2以内等）  
乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備
  - II 生産支援事業（補助率：1/2以内等）  
コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得  
雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等
- ※要望調査時期：都道府県にご確認ください。

### 対象要件等

- 地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に参加すること。
- 成果目標（生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上等）の基準を満たしていること。
- 面積要件等を満たしていること。
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

お問合せ先：農林水産省 農産局総務課 生産推進室（03-3502-5945）

## 加工食品クラスター輸出緊急対策事業

- 加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占め、輸出の伸びが期待できる分野である一方、**食品製造業においては、中小・零細事業者が大半**を占めており、輸出人材の確保や販路開拓等単独での輸出の取組を行うことが困難です。
- このため、多様な商品について地域の**食品製造事業者等が連携**して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援します。

## 1 輸出拡大に向けた連携体制の構築



## 予算額

令和6年度補正予算： **4億円**

## 事業スキーム

## ① 加工食品のPR等需要拡大、テストマーケティング、輸出人材の育成等

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するためのプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等を支援

② 輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等  
輸出先国・地域のバイヤー等が求める条件等、現地のニーズに対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等を支援

※②については 主として中小企業者から構成され、導入機械の適切な管理ができる団体に限る

- 補助率 : 定額 (上限1千万円)
- 支援を受けるもの : 民間団体 (任意団体を含む)
- 公募時期 : 間接補助事業者の公募は、3月上旬予定

## 2. 現地ニーズに対応するための機械の導入等



お問合せ先：農林水産省 新事業・食品産業部 食品製造課 (03-6744-2068)

E-mail:s\_kokusai@maff.go.jp

# 農林水産物・食品の輸出促進のうち 輸出物流構築緊急対策事業

- 日本の農林水産物・食品を将来にわたって安定的に輸出し、国内の生産基盤の維持を図るためには、輸出先国の実情に応じた**輸出サプライチェーンの確立**が必要となっているところ、**基幹ルートの機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸出物流の構築**を支援します。

## <事業の内容>

予算総額 4億5千万円（令和6年度補正予算）

### <支援内容>

#### 1 輸出物流構築に向けたモデル実証

基幹的な輸出物流ルートにおける国内産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等を活用した輸出サプライチェーン構築及び輸出商社や物流事業者等の育成に向けた調査・実証等を支援。

#### 2 輸出物流構築に必要な設備・機器導入、施設利用

業務の自動化・省人化に必要な設備・機器のリース方式による導入、輸出物流の構築のための拠点となる施設利用の賃借を支援。

### <補助率等>

- 1の事業：定額（補助上限 4千万円）
- 2の事業：3/10以内  
（HACCP等へ対応する場合は1/2以内、補助上限 4千万円）

### <申請者>

- 1の事業：食品流通業者等で組織される団体
- 2の事業：食品流通事業者、運送業者等

### <成果目標>

農林水産物・食品の輸出額を事業実施前と比較し30%以上向上すること又は流通における所要時間や経費等を30%以上削減することとする。

### <公募>

2025年3月以降に公募予定

## <事業イメージ>



お問合せ先：農林水産省 新事業・食品産業部 食品流通課 物流生産性向上推進室（03-6744-2389）

# 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）

- GFP（Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project）とは、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトです。
- 農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の連携を図る「GFP コミュニティサイト」に登録した者を対象に輸出サポートを行っています。



## 施策の内容

GFP登録者は、無料で次の支援を受けられます

- ・生産者や食品製造事業者の登録者を対象に農林水産省、経済産業省、国税庁、自治体、ジェトロ等が行う輸出診断
- ・GFPコミュニティサイトを活用した、生産者等が「売りたい」商品、輸出商社が「買いたい」商品の掲示板への投稿
- ・メールマガジンによる規制情報や補助事業の公募等の輸出に関連する情報の提供
- ・登録メンバー同士の交流会やセミナー・商談会への参加等
- ・登録や詳細については、GFP コミュニティサイトをご覧ください。

## 対象要件

企業規模に関わらずご利用いただけます

# HACCP等対応

- 食品製造事業者等が、輸出向け**HACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等をする際に要する経費を支援**します。
- 輸出拡大を目指す食品製造事業者等に対して、一般衛生管理やHACCPに基づく**衛生管理に関する研修や施設認定に向けた現地指導等の実施を支援**します。

## （１）食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備支援

- ① 施設等整備事業 輸出先国等が定める、HACCP等に適合する施設の認定、FSSC22000等の認証取得に必要な施設・設備の整備（新設及び増築は掛かり増し経費に限る）
- ② 効果促進事業 認定・認証取得に向けたコンサルティング費等
  - 令和6年度補正予算額：50億円  
令和7年度予算案額：1.2億円
  - 補助率：1/2以内
  - 募集時期：令和6年度補正予算事業 12月  
令和7年度予算案事業 4月頃予定



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修

## （２）HACCP認定の取得に向けた研修、現地指導等の支援

- ① HACCP認定の取得に向けた研修等の開催経費の支援
- ② 専門家による現地指導に係る経費の支援 等
  - 令和7年度予算案額：2.3億円（内数）、令和6年度補正予算額：0.6億円
  - 補助率：①定額、②1/2以内
  - 公募時期：2月頃に公募（事業実施主体が①②の事業を実施）



研修等による輸出事業者等の対応能力向上



施設認定等の取得

## 農林水産物・食品の輸出促進、食品事業者の海外展開支援

- ジェトロによる新規商流の開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援、食品事業者の海外展開等の取組を支援。



ジャパンパビリオン（イメージ）



海外の冷凍・冷蔵物流倉庫（イメージ）



規制関連情報の提供



官民協議会を通じた情報交換セミナー

## 予算額

**63億円**の内数（令和6年度補正予算額）

**24億円**の内数（令和7年度当初予算額）

## 支援内容

- ジェトロによる海外見本市への出展、国内外における商談会開催、専門家による伴走支援、輸出関連セミナーの開催を支援。
- 海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーン構築に向け、農林水産物・食品に関連する事業者が行う投資可能性調査を支援。
- 食産業の海外ビジネス展開を支援するため、公的支援措置や先行事例に係る官民・企業間の情報交換・交流の促進や各国市場の動向調査等を実施。
- 輸出促進法に基づく日本政策公庫の長期低利融資等を実施。

## 成果目標

農林水産物・食品の輸出額の拡大

（2兆円〔2025年度まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

# Japan Innovation Bridge (J-Bridge)

- JETROが運営するビジネスプラットフォーム「Japan Innovation Bridge(J-Bridge)」を通じて、外国企業との協業・連携による、自社課題の解決やオープンイノベーションの創出を目指す日本企業を支援します。

## 施策の内容

- 国内外JETRO事務所とコーディネーターが連携し、デジタル・グリーン分野における国内外企業の協業に向けて、海外有望企業の発掘・面談アレンジ、専門家による助言、ビジネスマッチングイベントの開催等を実施。
- 会員登録及び各種支援プログラムは全て無料。

### 重点地域・国

- 東南アジア
- インド
- 北米
- 欧州
- オーストラリア
- イスラエル
- アフリカ
- 日本

### 重点分野

#### デジタル



- モビリティ
- ヘルステック
- アグリテック
- エドテック 等

#### グリーン



- 再生可能エネルギー
- 蓄電池・バッテリー
- 水素 等

### 支援プログラム（例）

#### 個別ニーズに基づく協業候補発掘

会員企業のニーズに応じ、有望な協業候補等を発掘し、個別面談をアレンジ。

#### 専門家による助言

専門家によるメンタリングや戦略策定、法務・財務・税務面でのアドバイスを実施。

#### マッチングイベントの開催

ピッチイベント・リバーズピッチや、現地の投資環境に関するセミナー等、各種イベントを開催。

#### ■ 予算額

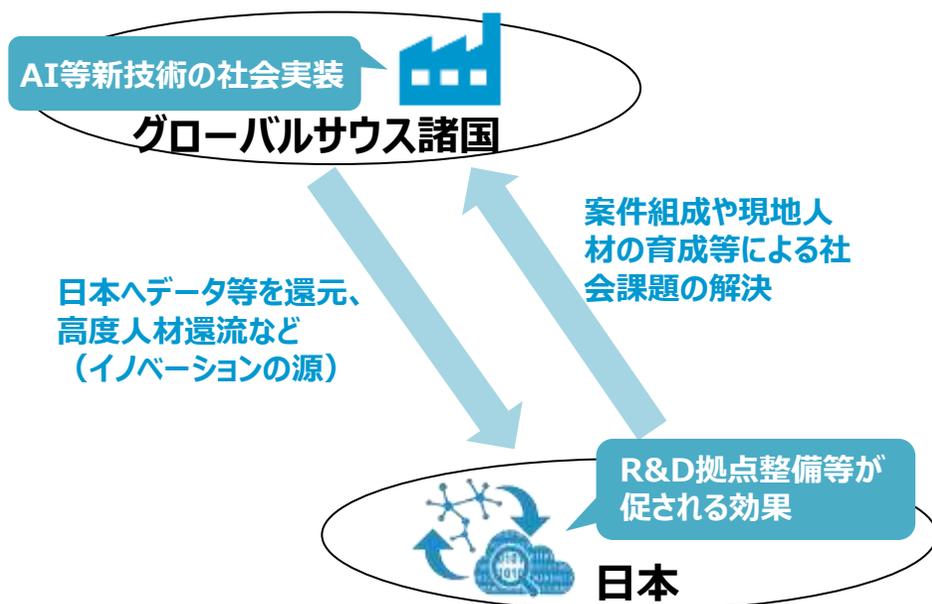
令和6年度補正予算額 100億円の内数  
令和7年度当初予算案額 263億円の内数

#### ■ 備考（対象要件等）

中堅・中小企業その他、大企業や大学・研究機関等でも利用可能。

# グローバルサウス未来志向型共創等事業

- 今後成長が見込まれる未来産業に関し、グローバルサウス諸国において、日本企業が現地企業と互いの強みを活かしながら、強靱なサプライチェーンの構築、カーボンニュートラルの実現等を共に実現するため、海外プロジェクトの事業実施可能性調査（FS）や商用化に向けた実証事業等を支援します。



## 申請類型

類型①我が国のイノベーション創出につながる共創型

類型②日本の高度技術海外展開型

類型③サプライチェーン強靱化型

※上記のいずれかの類型に合致すること等が申請要件

## 予算額

令和6年度補正予算額等 総額 **1,500億円** の内数  
(国庫債務負担行為等含む)

## 事業スキーム

### ①大型実証

- ✓ 補助額：5億円以上、40億円以下
- ✓ 補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ✓ 事業期間：最長3年間

### ②小規模実証/FS

- ✓ 補助額：上限5億円（小規模実証）、上限1億円（FS）
- ✓ 補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ✓ 事業期間：1年程度

※公募期間等の最新状況は以下のURLから確認いただけます。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/cooperation/oda/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/index.html)

## 成果目標

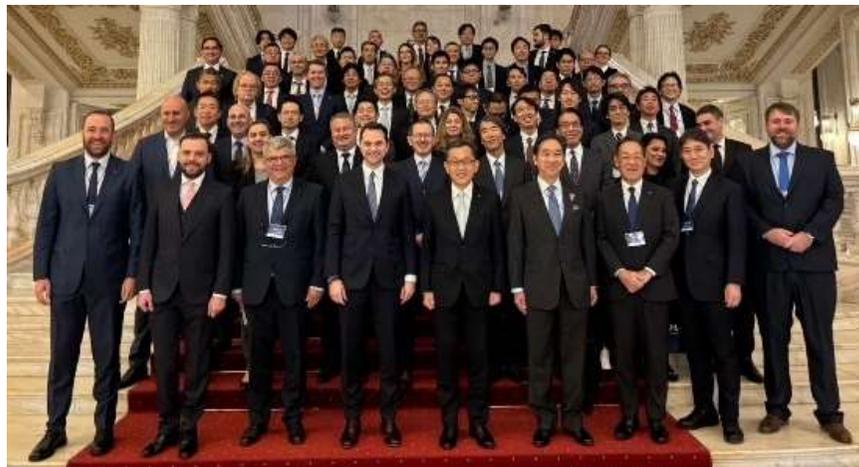
大型実証、小規模実証、FS等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。

お問合せ先：経済産業省 通商政策局 貿易振興課 (03-3501-6759)

E-mail:bzl-boekishinkoka-keikyoinfrat@meti.go.jp

# 経済ミッションによるトップセールス

- 経済産業大臣等の外国訪問に合わせて、現地へ官民経済ミッションを派遣します。



## 2024年11月 中・東欧エネルギー・ミッション

竹内経済産業大臣政務官を筆頭に、日本のエネルギー関連企業20社と政府機関4社を帯同してルーマニア・ポーランドを訪問。首脳・閣僚との会談や現地企業とのネットワーキングの機会提供、視察などを開催。

## 施策内容

- 経済産業大臣等の外国訪問に合わせて、現地へ官民経済ミッションを派遣しています。
- 派遣先の国・地域では、日本貿易振興機構（JETRO）や現地政府・政府機関等の協力の下、現地情報のアップデート並びに人脈形成に役立つビジネスフォーラム、現地経済界とのネットワーキングなどのイベントを開催し、中堅・中小企業の皆様の海外展開を後押しします。

## 過去の事例

- 2023年7月 西村経済産業大臣のインド訪問にスタートアップ約15社からなるミッション随行
- 2024年11月 竹内経済産業大臣政務官のルーマニア・ポーランド訪問に日本のエネルギー関連企業20社と政府機関4社を含むミッション随行

# J-messeによる展示会情報の提供

- 世界の見本市・展示会情報を無料で提供。

## 世界の見本市・展示会情報 (J-messe)



### 業種別に探す

- 総合(9)
- 基礎業種(303)
- 建設(261)
- 機械・工業技術(790)
- 情報・通信(410)
- 輸送・物流・包装(381)
- 医療・健康(213)
- 生活(455)
- 趣味・教育(302)
- サービス(414)
- 環境(166)
- その他(36)
- 飲料・食品・食品(211)
- インノベーション・スタートアップ(55)

すべての業種一覧を見る

### 開催地別に探す

- アジア(790)
- オセアニア(17)
- 北米(199)
- 中南米(24)
- 欧州・CIS(457)
- 中東(79)
- アフリカ(67)
- オンライン開催(74)

すべての国一覧を見る



## 予算額

令和7年度 海外ビジネス強化促進事業 27.9億円の内数

## 事業スキーム

- ✓ 日本貿易振興機構（JETRO）は、国内外の見本市・展示会情報を業種や開催地ごとに無料で検索できるデータベース「[J-messe](#)」を運用。
- ✓ 展示会・見本市情報に加え、世界の展示会場、見本市・展示会レポート、月間ランキングなどの関連トピックも提供。
- ✓ また、開催間近の主要見本市やジェットロが主催もしくは参加する見本市などの情報をお届けするメールマガジン「[J-messe News](#)」を配信。

## 成果目標

JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）が運営する見本市・展示会情報総合ウェブサイト「[J-messe](#)」において、世界各国の見本市・展示会情報を提供し、中堅・中小企業の海外展開を支援する。

## 備考（対象要件等）

企業規模に関わらず利用可能。



[（国内事務所一覧）](#)

お問合せ先：[独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）](#)（03-3582-5511）

国内のお客様は最寄りの国内事務所にご相談ください。

# 海外見本市・展示会

- 日本貿易振興機構（JETRO）が主催・参加する各分野の**海外見本市・展示会への出展を支援。**

## 予算額

令和7年度 海外ビジネス強化促進事業 27.9億円の内数

## 事業スキーム

- ✓ JETROが主催・参加する海外見本市・展示会において、ブースのデザイン・施工、出品物の通関・輸送、現地広報など各種サービスをパッケージで提供するほか、出展経費の一部を補助します。

- 補助率：1/2、1/3等
- 補助対象経費：海外見本市・展示会の出展にかかる経費の一部
- 公募時期：随時  
(募集ページ) <https://www.jetro.go.jp/events/>

## 成果目標

JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）が主催・参加する各分野の海外見本市・展示会において、中堅・中小企業等への出展支援を実施し、中堅・中小企業等の海外展開を支援する。

## 備考（対象要件等）

- ✓ 中小企業基本法で定める中小・小規模企業者等。ただし、みなし大企業等は除く。



[\(国内事務所一覧\)](#)

お問合せ先：[独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）](#)（03-3582-5511）

国内のお客様は最寄りの国内事務所にご相談ください。

## 越境EC等利活用促進事業

- BtoC市場向け、BtoB市場向けのECサイト等への出展を支援することで、海外市場の獲得を後押しし、日本の中堅・中小企業の安定した輸出ビジネスに繋げる。

事業名	JAPAN MALL	Japan Street	JAPAN STORE	JAPAN LINKAGE
				
概要	世界各国のECバイヤーへの商品紹介	ジェトロのカタログサイトへの商品掲載	米国・英国Amazonでの販売	日本企業を海外プラットフォームにつなぎ、海外市場への多様なアクセス機会を提供
おすすめポイント	原則、国内納品・円建て決済・全量買い取りで取引が完結！	ジェトロが選定した有力海外バイヤーが参照するカタログサイトへ無料掲載！ 海外バイヤーからの引き合いチャンス最大化！	米英アマゾン上の日本企業特設サイトに商品掲載！ はじめて企業は出品を個別サポート！	ジェトロが連携する民間の海外プラットフォームの多様なサービスへお申し込みが可能！
対象企業	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、伝統工芸品等	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、伝統工芸品等	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、伝統工芸品等	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、原料・素材・化学製品・製造技術、産業用機器・システム・部品、IT、コンテンツ分野、サービス等
費用	無料プラン、有料プランあり	無料	無料プラン、有料プランあり	サービス利用料等の諸経費は参加者負担

## 予算額

- ・独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金**263億円の内数**
- ・令和6年度補正地域経済の成長につながる対内直接投資促進及び海外展開支援事業**100億円の内数**

## 成果目標

本事業による支援を通じ、中堅・中小企業の海外展開成功を目指す。 ※事業内容は上記図のとおり

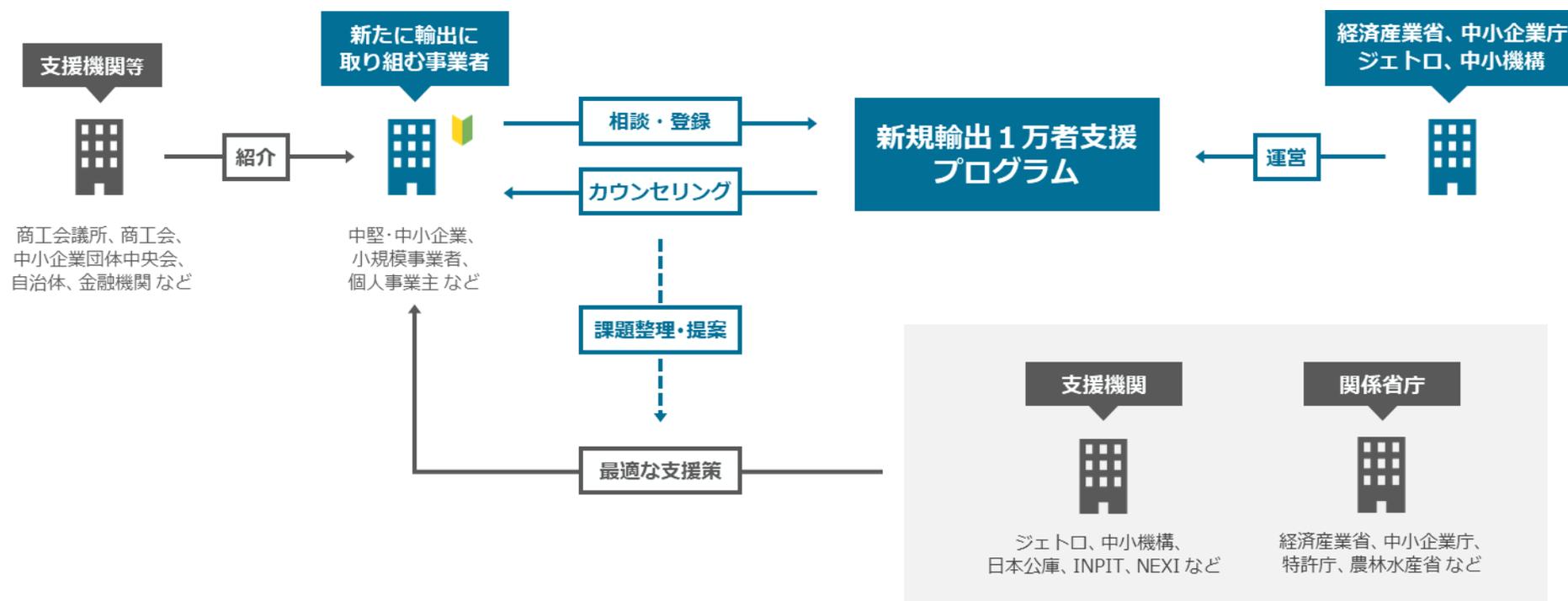
お問合せ先：ジェトロ デジタルマーケティング部

・プラットフォームビジネス課（JAPAN MALL、JAPAN STREET）（03-3582-4686）

・ECビジネス課（JAPAN STORE、JAPAN LINKAGE）（03-3582-5227）

# 新規輸出1万者支援プログラム

- 「新規輸出1万者支援プログラム」では、経済産業省、中小企業庁、JETRO及び中小機構が一体となり、新たに輸出に取り組む事業者を支援します。
- 本プログラムに登録された方には、JETROのコンシェルジュによるカウンセリングを行い、輸出の実現に向けた課題や準備状況に応じ、JETRO、中小機構をはじめとする支援機関等の支援策を提案します。



お問合せ先：JETRO本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）  
 (03-3582-4937) / (03-3582-4938) / (03-3582-4939)

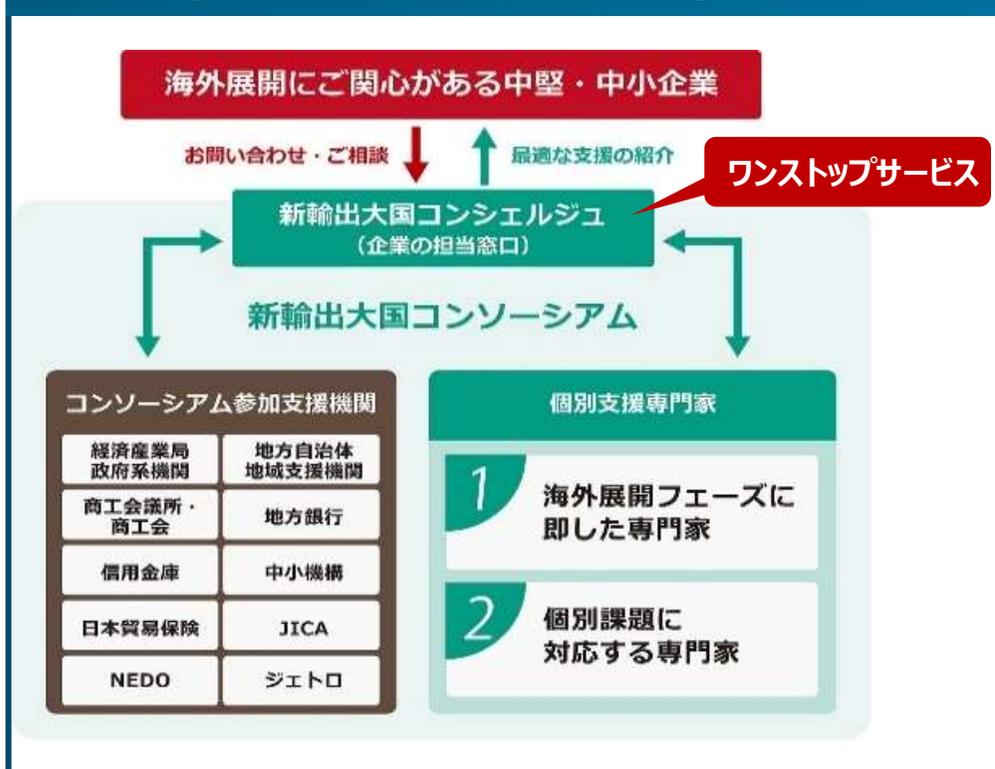
新規輸出1万者支援プログラムポータルサイト：<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>



# 新輸出大国コンソーシアム

- 海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、専門家が寄り添い、情報収集、計画策定から販路開拓に至るまで、様々な段階に応じて、各支援機関が連携して総合的な支援を提供。

## 新輸出大国コンソーシアム体制図



## 予算額

- ・独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金 **263億円の内数**
- ・令和6年度補正地域経済の成長につながる対内直接投資促進及び海外展開支援事業 **100億円の内数**

## 事業内容

- ・ジェトロ、中小機構、地方自治体、金融機関などの支援機関が幅広く集結し、最適な支援を紹介。
- ・各国・地域事業に精通した専門家が、継続的な企業訪問、商談同席、海外出張同行などを通じて、販路開拓を支援。
- ・また、貿易実務、法務、会計などの個別課題を解決する専門家がスポット支援を行う（審査あり）。  
※基本無料サービス（一部事業者負担あり）

## 成果目標

本事業による支援を通じ、中堅・中小企業の海外展開成功を目指す。

お問合せ先：ジェトロ 新輸出大国コンソーシアム事務局（03-3582-8333）

URL：<https://www.jetro.go.jp/consortium/>

# 知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業

- 我が国企業が抱える模倣品被害の減少を目的に、侵害発生国・地域の現地政府機関等に対し、知的財産権に関する制度面・運用面の改善要請、取締まり能力向上等エンフォースメント能力強化に係る支援を行います。

## 予算額

令和7年度予算案額 **1.3億円**

## 事業概要

- 模倣品・海賊版などの海外における知的財産権侵害問題の解決をめざす企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）の活動を支援します。
- 登録を希望する企業・団体の方は以下のURLをご参照ください。  
<https://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/outline/apply.html>
- 侵害発生国の知財権所管官庁、税関、警察、裁判所等の政府機関職員等を対象としたセミナー等を開催します。



## 事業スキーム

独立行政法人日本貿易振興機構へ委託

## 成果目標

平成22年度から行っている事業であり、短期的には、日本企業等の模倣品対策に係る相談数300件を目指します。

最終的には、我が国企業の模倣品被害が減少することを目標にします。

お問合せ先：特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室（03-3581-1101）（内線2575）

E-mail:nisemono110@jpo.go.jp

# INPIT外国出願助金

- 令和7年度よりINPIT本部が窓口となり、中小企業者、試験研究機関等、商工会議所等が、海外において特許、実用新案、意匠又は商標の権利化をする際に要する費用の一部を助成します。

■ 令和7年度予算案額： 120億円の内数

■ 支援の対象・要件

中小企業者、試験研究機関等、商工会議所等

■ 補助率： 1/2（上限あり）

■ 補助対象経費

外国特許庁等における権利化のための手続（①出願、②出願審査請求、③中間手続）の手数料及びこれら手続に要する翻訳費用、国内/現地代理人費用等

■ 公募時期： 決まり次第INPITホームページにて公表いたします。

※令和7年度からの新事業です。

※支援内容は、本情報掲載時点の予定です。上限額、公募期間、応募申請手続等を含む詳細については、公募要領等をご確認ください。

お問合せ先：独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）知財活用支援センター（03-3581-1101）

E-mail: ip-ct01@inpit.go.jp（内線3852）

## 海外出願支援事業

- 中小企業等が海外において特許、実用新案、意匠又は商標の権利化をする際に要する費用の一部を助成します。

■ 令和7年度予算案額： 11億円の内数

■ 支援の対象・要件

- ・中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）。ただし、みなし大企業を除く。
- ・地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。

■ 補助率： 1/2（上限あり）

■ 補助対象経費

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費 等

■ 公募時期： 例年4～7月に実施

お問合せ先：特許庁 国際協力課 海外展開支援室（03-3581-1101）（内線2577）

URL：[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_gaikokusyutugan.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html)

## 中小企業等海外侵害対策支援事業

- 外国における権利行使の促進を支援するため、中小事業者等の海外での知財侵害への対策費用を助成します。

■ 令和7年度予算案額： 11億円の内数

### (1) 模倣品対策支援

海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等について、その費用の2/3を助成。

### (2) 抜け駆け商標無効・取消係争支援

海外で悪意の現地企業から、自社のブランドの商標や地域団体商標を抜け駆け出願された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判（例：中国における三年不使用取消）請求など、抜け駆け商標を取消するためにかかる費用の2/3を助成。

### (3) 防衛型侵害対策支援

海外企業から警告、訴訟など係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる費用の2/3を助成します。

## 海外知財訴訟保険事業

- 中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合に対応するため、海外知財訴訟費用保険の掛け金の一部を助成します。

■ 令和7年度予算案額： 11億円の内数

■ 支援の対象・要件

以下1.、2.の両方の要件を満たす者。

1. 海外知財訴訟費用保険に応募資格を有する者
2. 中小企業基本法で定める中小企業であり、かつみなし大企業ではない者

■ 補助率： 掛金の1/2 ※2年目以降の更新の場合は、掛金の1/3

■ 補助対象経費： 海外知財訴訟費用保険加入時の掛金

■ 公募時期

2025年7月1日始期分（7月1日付け加入分）より開始予定  
（2026年2月1日始期分まで又は予算がなくなり次第終了）

■ 制度の仕組み



お問合せ先：特許庁 国際協力課 海外展開支援室（03-3581-1101）（内線2577）

URL：[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_sosyou\\_hoken.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html)

# 地域貢献プロジェクト

- 中小・小規模企業者グループによる地域単位での海外展開の取り組みを支援。

## 予算額

令和7年度 海外ビジネス強化促進事業 27.9億円の内数

## 事業スキーム

- ✓ 「地域貢献プロジェクト」は、日本貿易振興機構（JETRO）の国内事務所が自治体や地域の関係団体等と連携しながら、海外展開に取り組む複数の中小・小規模企業から構成されるグループを支援するプロジェクト。
- ✓ 各地域の産業や産品の特性を踏まえた特定国・地域への販路開拓や輸出拡大を支援。
- ✓ 具体的には、①戦略の策定、②バイヤー発掘調査、③研究会・セミナー、④海外ミッション派遣、⑤海外有力企業の招へい・オンラインツールを活用した国内外での商談会等を効果的に組み合わせ、地域単位での海外販路開拓につなげる。

■ 補助率：定額

■ 補助対象経費：バイヤー発掘調査、研究会・セミナー開催、海外ミッション派遣、海外有力企業招聘等にかかる経費の一部

## 成果目標

各地域の産業や産品の特性を踏まえた特定国・地域への販路開拓や輸出拡大を支援することで、地域単位での海外販路開拓につなげる。

## 備考（対象要件等）

中小企業基本法で定める中小・小規模企業者等。ただし、みなし大企業等は除く。



[\(国内事務所一覧\)](#)

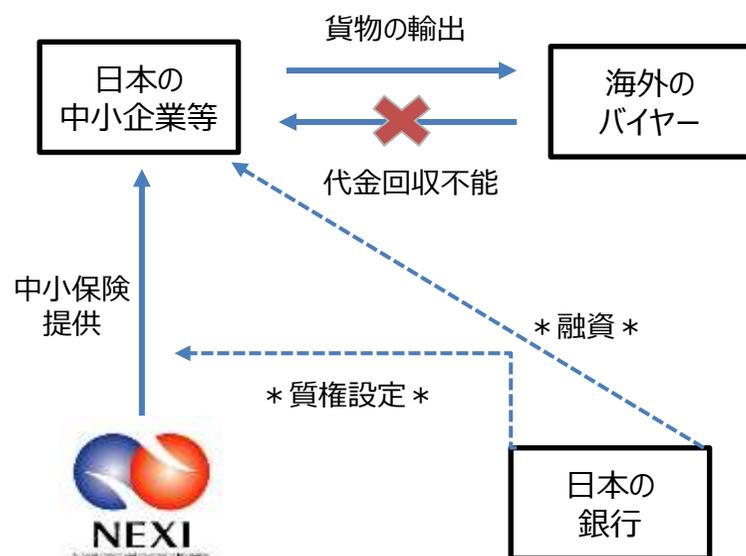
お問合せ先：[独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）](#)（03-3582-5511）

国内のお客様は最寄りの国内事務所にご相談ください。

## 中小企業・農林水産業輸出代金保険

- 日本の中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出を支援するための保険です。
- 後払い輸出の代金回収不能リスクをカバーします。

### 中小企業・農林水産業輸出代金保険



\* 融資銀行が融資の担保として、貿易保険に質権を設定する場合 \*

#### 【カバー範囲】

- 為替取引の制限や戦争・内乱、自然災害等の「非常危険」及び契約相手方の破産等の「信用危険」により、貨物代金を回収できないことにより被る損失「船積後の代金回収不能リスク」を保険でカバー。

#### 【利用条件等】

- 資本金10億円未満の中堅企業もしくは中小企業、または農林水産業従事者等が対象（2025年4月より、従業員数が2,000人以下の企業も対象に追加予定）。
- 日本からの輸出貨物を対象に、契約金額5千万円以下、かつバイヤーの与信枠（個別保証枠残高）内であること。
- 決済ユーザンス（貨物の船積日から代金決済日までの期間）が180日以内の輸出契約であること。
- バイヤーが、海外支店や子会社に当たらない輸出契約であること。
- 保険料は貿易一般保険（個別）と比較して原則割安であり、他の保険商品よりも迅速に保険金支払いが可能（原則として保険金請求後1ヵ月以内）

利用事例：<https://www.nexi.go.jp/product/booklet/pdf/pr-anyurepo-01.pdf>

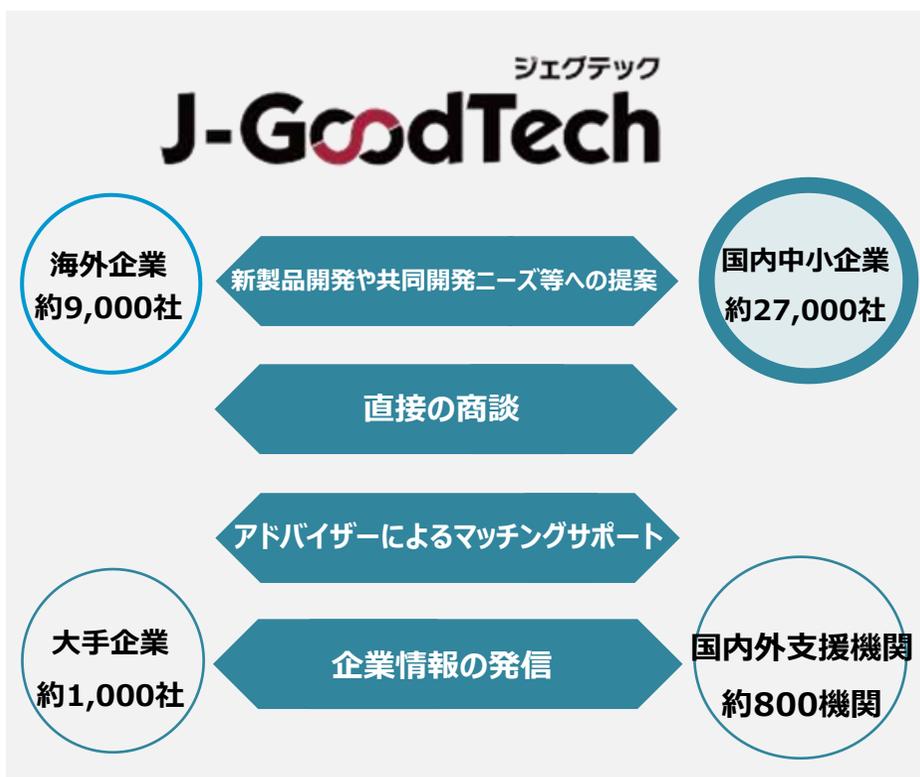
お問合せ先：NEXI お客様相談窓口（0120-671-094（東京））、（0120-649-818（大阪））

E-mail:cs@nexi.go.jp

# J-GoodTech

- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営するビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」を通じた、企業情報の発信や商談サポートにより、日本の中小企業と海外企業、国内大手企業との新たな取引や事業提携を支援します。

## J-GoodTech (ジエグテック)



## 予算額

(令和7年度当初予算：184億円の内数)

## 事業スキーム

- J-Goodtechでは、製造業や流通業、サービス業など幅広い業種の国内中小企業や海外支援機関が推薦する海外企業等の情報を掲載。
- 研究開発、事業提携、海外展開等のビジネス・パートナー探しや新規取引に向けた商談をサイト上で効率よく行えるサービスを提供。
- また、全国の中小機構の専門家がビジネスマッチングをサポート。

## 成果目標

- 中小機構の持つ大手パートナー企業、海外支援機関・企業等と連携し、中小企業が単独では入手困難な国内外のニーズ情報を届け、国内外への新規販路開拓、企業間連携によるイノベーションの創出・促進を実現する。

お問合せ先：中小企業基盤整備機構 販路支援部 マッチング支援課 (03-5470-1824)

## 中堅・中小建設企業の海外進出支援業務

- **各種セミナーの開催、海外事業計画策定支援、海外訪問団などの施策実施**や、中堅・中小建設企業や政府関係機関・金融機関等からなる**中堅・中小建設企業海外展開促進協議会(JASMOC)の運営を通じ**、海外進出に必要な情報・課題の共有や現地企業とのビジネスマッチングを提供することで、**中堅・中小建設企業等の海外進出**を支援します。

**予算額** 令和7年度予算額：0.8億円の内数

### 概要 ①各種セミナーの開催

- ✓ 海外進出に向けた戦略・事業計画策定のポイントをお伝えする海外事業計画策定支援セミナー、現地共同研究や新たなビジネスパートナーをつくる機会を提供する海外大学連携技術紹介セミナー、各地域で開催する海外進出セミナー、リスク管理セミナー等、JASMOC会員企業のアンケートや有識者の意見を踏まえて各種セミナーを開催。

### ②海外事業計画策定支援の実施

- ✓ 各社における海外進出の戦略立案から事業計画に落とし込むまでの一連のプロセスを、中小企業診断士を中心としたアドバイザーとの個別面談を通して支援。

### ③海外訪問団の実施

- ✓ 対象国に中堅・中小建設企業からなる訪問団を派遣。相手国政府との意見交換会、現地JICA等からのブリーフィング、現地企業・日系企業とのビジネスマッチングや、現場見学等を実施。

### ④中堅・中小建設企業海外展開促進協議会（JASMOC）の運営

- ✓ 業界団体、中小企業診断士、政府関係機関・金融機関等の支援機関等と連携し、海外進出に役立つ情報の提供や企業紹介シートを通じた企業のPR等を実施。

●協議会構成	会員	: 中堅・中小建設企業 287社
(令和7年1月1日現在)	支援機関等	: 業界団体、政府関係機関、金融機関(地銀・信金)等 124団体
	運営委員	: 【委員長】草柳俊二(東京都市大学客員教授)、有識者6名 計7名

お問合せ先：国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課（03-5253-8280）

E-mail:hqt-kokusai01@gxb.mlit.go.jp

# 地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業

- 地域においてより効果的に観光消費を拡大し、地域へインバウンドの経済効果を波及させる観点から、自然、文化、食、スポーツ等の我が国が誇る地域の観光資源を活用し、より高単価な特別体験商品の造成を支援。

## 予算額

令和6年度補正予算 地方誘客促進によるインバウンド拡大事業 80億円の内数

## 事業スキーム

インバウンド向けに、以下類型①～③のいずれかを満たす特別性のある体験商品造成であること。

なお、以下の類型①～③を組み合わせたコンテンツ造成も可。

## 補助対象

民間事業者、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等

## 補助率

1,000万円定額に加え、1,000万円を超える部分については8,000万円まで補助率 1 / 2 を支援

最低事業費：1,500万円（最低自己負担額250万）

## 成果目標

地域への経済波及効果の高い観光コンテンツを集中的に造成し、地方創生に繋げる

### 【①プレミアム型】

特別な機会を活用したより高単価な体験商品であるもの

例)  
国際スポーツ大会での選手との特別交流も含む特別観覧席の設置



### 【②コト消費×モノ消費型】

希少性の高い体験コンテンツ（コト消費）と高付加価値な地域産品・工芸品等の購入（モノ消費）を組み合わせたツアーであり、地域への高い経済波及効果が期待されるもの

例)  
国指定伝統工芸品のグラントマスターとの交流・工房見学



### 【③規制改革型】

未公開エリア開放や早朝・夜間の活用など規制緩和を行った上、造成される高単価な特別体験商品であるもの

例)  
通常飲食不可の特別名勝での茶懐石体験



お問合せ先：観光庁観光資源課、国際観光課 電話番号（03-5253-8924、03-5253-8923）

E-mail:hqt-premium-tour@gxb.mlit.go.jp

## ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

- インバウンドの更なる増加に伴い、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りながら、高い経済効果を全国に波及させる必要。
- 全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。

## インバウンド受入環境高度化事業

## 【補助メニュー例】(全20項目)

- ・多言語化、公衆無線Wi-Fi、キャッシュレス、トイレ洋式化等の基礎的な受入環境整備
- ・ワーケーション環境の整備、ICTごみ箱の設置、多様な移動手段の導入等
- ・ナイトタイムエコノミー、廃屋撤去等の賑わい環境の創出
- ・段差の解消、子連れ環境の整備等のユニバーサル対応支援



令和7年度予算額 約18.7億円の内数

## 事業スキーム

インバウンドの周遊促進・消費拡大に向けて、観光地等の面的な受入環境整備の高度化を支援

補助率1/2等 ※廃屋撤去補助のみ上限5,000万円

## インバウンド安全・安心対策推進事業

イメージ図



多言語対応AED



非常用電源装置の整備

令和7年度予算額 約18.7億円の内数  
(令和6年度補正予算額 158.2億円の内数)

## 事業スキーム

観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化、医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化を支援

補助率1/2

お問合せ先：観光庁参事官（外客受入担当）付（03-5253-8972）

**6. GX·DX**

# 食品産業の生産性向上に向けた支援

- 食品製造事業者による生産性向上に資する新技術（機械設備等）の導入を支援。
- 食品製造事業者と食品機械メーカーからなる食品企業生産性向上フォーラムを創設し、国の施策情報などの各種情報の発信、食品工場の自動化を推進するための人材育成、技術開発のマッチング等を推進。

## 新技術導入緊急対策事業

### 【新規性・先導性の高い技術の設備投資を支援】

イメージ図（惣菜盛付ロボットの導入）



容器への盛付作業は人が実施



労働生産性の向上・人手不足の解消

### 予算額

令和6年度補正予算額3億円

### 事業スキーム

- ・製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入を支援
- ・補助上限 **5,000万円**（補助率**1/2以内**）

※補助対象者は中堅・中小の食品製造事業者

※補助対象経費は、生産効率3%/年以上かつ販売後3年程度未満の条件を満たす機械設備の導入に係る経費

お問合せ先：農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課 原材料調達・品質管理改善室（03-6738-6166）

## 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

### 【食品企業生産性向上フォーラムを創設】

イメージ図（食品工場の自動化を推進するための人材育成）



### 予算額

令和7年度予算額1.45億円の内数

### 事業スキーム

食品企業・機械メーカー等の連携を促進するとともに、生産性向上に意欲的に取り組む中堅・中小の食品製造事業者をトータルでサポート

#### 【具体的な事業内容】

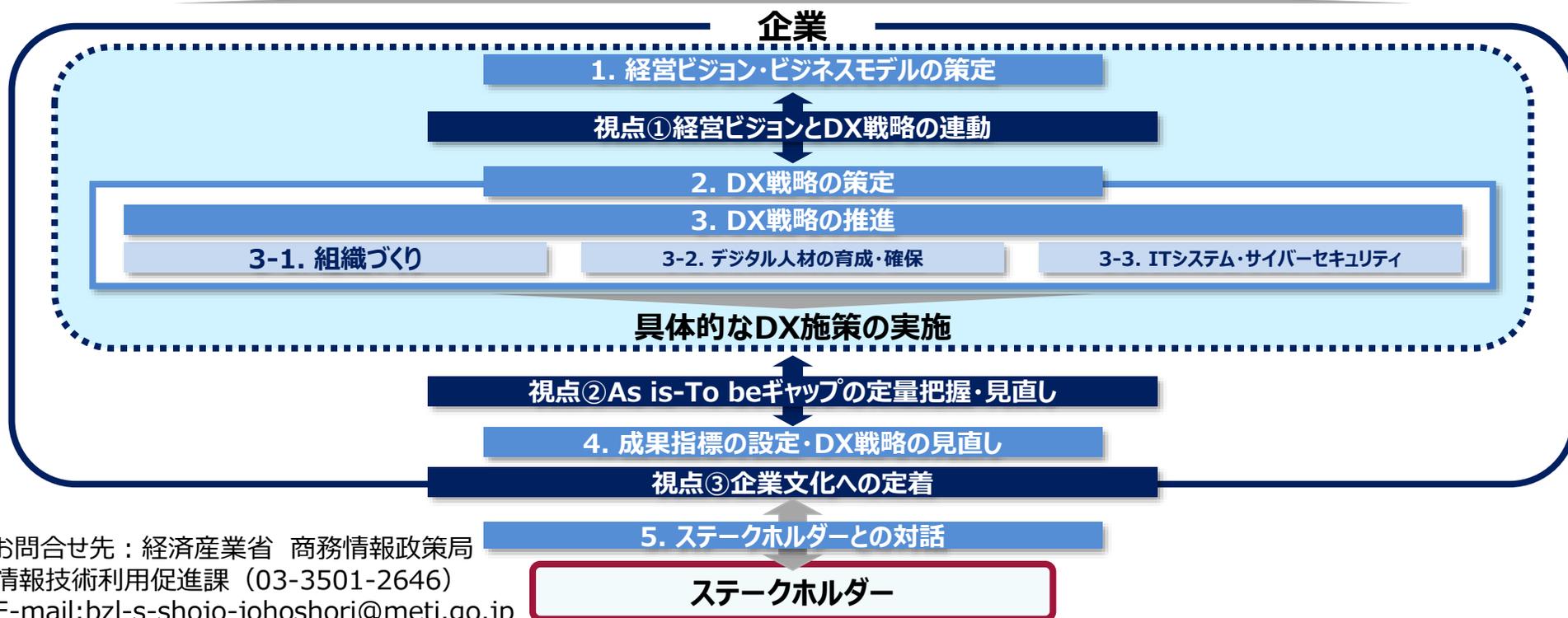
- ・食品製造事業者への各種情報発信
- ・食品工場の自動化を推進するための人材育成
- ・技術開発のマッチング

## デジタルガバナンス・コード3.0

- 経営者がDXによる企業価値向上の推進のために実践することが必要な事項をとりまとめ。
- 改訂版の3.0では、①DX経営による企業価値向上に焦点を当てた経営者へのメッセージとDX経営に求められる3つの視点を追加するとともに、②柱立ての名称・構成を大幅に見直し。

## デジタルガバナンス・コード3.0

DX経営に求められる3つの視点・5つの柱  
企業価値向上の実現



## DX支援ガイドンス

- 支援機関が中堅・中小企業等のDX支援を実施する「新しいアプローチ」の意義、DX支援の方法論、支援機関の連携、人材育成のあり方を解説。

## DX支援ガイドンス

## ガイドンス検討の背景・目的と課題

## 検討の背景

- 今日、簡単に安く使えるデジタルツールが増えているにもかかわらず、大企業に比べて**中小企業のDXは大きな遅れ**
- 実際にDXに取り組んでいる中小企業は、**労働生産性や売上高が大きく向上している**

## ガイドンスの目的

- 人材・情報・資金が不足する中堅・中小企業等は独力のDX推進が困難であり、「個社支援」に加え、**地域の伴走役たる支援機関等による面的なDX支援の「新しいアプローチ」を追求**
- DX支援により中堅・中小企業等のDXが加速し、中堅・中小企業等の成長の果実が地域に還元されることによって、**地域全体の持続的な成長を実現**

## 支援機関が抱える課題

- ✓ 支援機関自身のDXの取組が遅れている
- ✓ 支援機関として有益なDX支援の方法が確立できていない
- ✓ 支援機関内及び支援機関同士の連携が不足している
- ✓ 支援機関内のDX支援人材が不足している

お問合せ先：経済産業省 商務情報政策局  
情報技術利用促進課（03-3501-2646）  
E-mail:bzl-s-shojo-johoshori@meti.go.jp

## 支援機関としての望ましい主な取組

DX支援の  
考え方・  
方法論  
(第3章)

- 身近なデジタル化から成功体験の繰り返し、最終的にDXを成功させる上でも有益
- 地域の支援機関の中でも特に、**企業の成長を見守る「主治医」として、地域金融機関、地域ITベンダー、地域のコンサルタントの主体的取組に期待**
- DX支援は**中長期的な金銭的・非金銭的な「利益」**が生まれる取組
- 企業経営の負担となっている**間接業務**は、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）のような**共通化・標準化のアプローチ**を積極的に追求

支援機関  
同士の  
連携  
(第4章)

- 支援先の課題の多様化・複雑化に対応するため支援機関同士の「**連携**」により、「**強み・弱みの相互補完**」、「**情報共有**」を実現
- 「**主治医**」としての役割が期待される支援機関が主体性をもって能動的に連携を追求

DX支援人  
材の在り方  
(第5章)

- DX支援人材には、**変革を導くための「スキル」と土台となる「マインド」が重要**であり、「DXリテラシー標準」と特にDX支援に必要なマインドから構成
- 人材育成は**座学やケーススタディ・実践・フィールドワークの提供**に加え、**DX支援の評価制度やインセンティブ設計が重要**

## DX認定制度

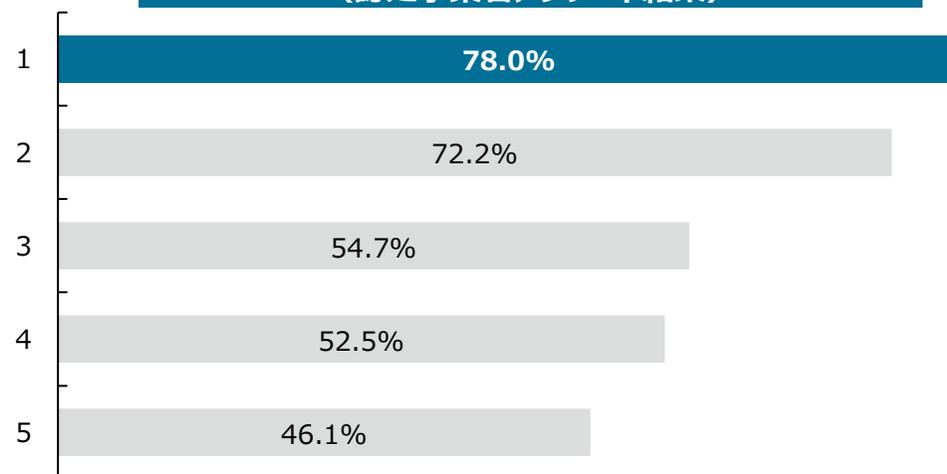
- 「情報処理の促進に関する法律」第31条に基づき、**企業がデジタルによって自らのビジネスを変革するためのビジョン・戦略・体制等が整った事業者を認定。**

## DX認定制度

## 申請～認定の流れ



- ✓ 企業の規模や業種を問わず、**全ての事業者**が対象
- ✓ 認定申請や認定の維持に係る費用は**全て無料**
- ✓ **1年間いつでもオンライン申請**が可能
- ✓ IPAが審査を行い、**経産大臣が認定**
- ✓ 認定事業者については、**オンラインで公表**・認定事業者の取組の検索が可能

DX認定を取得したことによるメリット  
(認定事業者アンケート結果)

- ✓ DX認定を**取得するためのプロセス**は、自社を見直す大変**良い機会**に
- ✓ 経営陣との対話の機会を多く得られ、**経営方針の決定に役立った**
- ✓ 新規営業において、お客様からの反応が良くなり**売上増につながった**
- ✓ デジタル人材の**応募が増え**、実際に**人材確保につながった**

お問合せ先：経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課（03-3501-2646）

E-mail:bzl-s-shojo-johoshori@meti.go.jp

## DXセクション

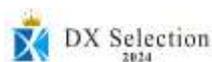
- デジタルガバナンス・コードに沿った取組を通じてDXで成果を残し、中堅・中小企業等のモデルケースとなる優良事例を選定するもの。優良事例として地域内や業種内での横展開を図り、中堅・中小企業等におけるDX推進及び各地域での取組の活性化につなげていくことが目的。

## DXセクション

## 「DXセクション2024」の概要

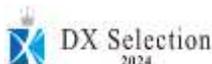
- 全32社（うち、グランプリ1社、準グランプリ4社）を選定

グランプリ：浜松倉庫株式会社



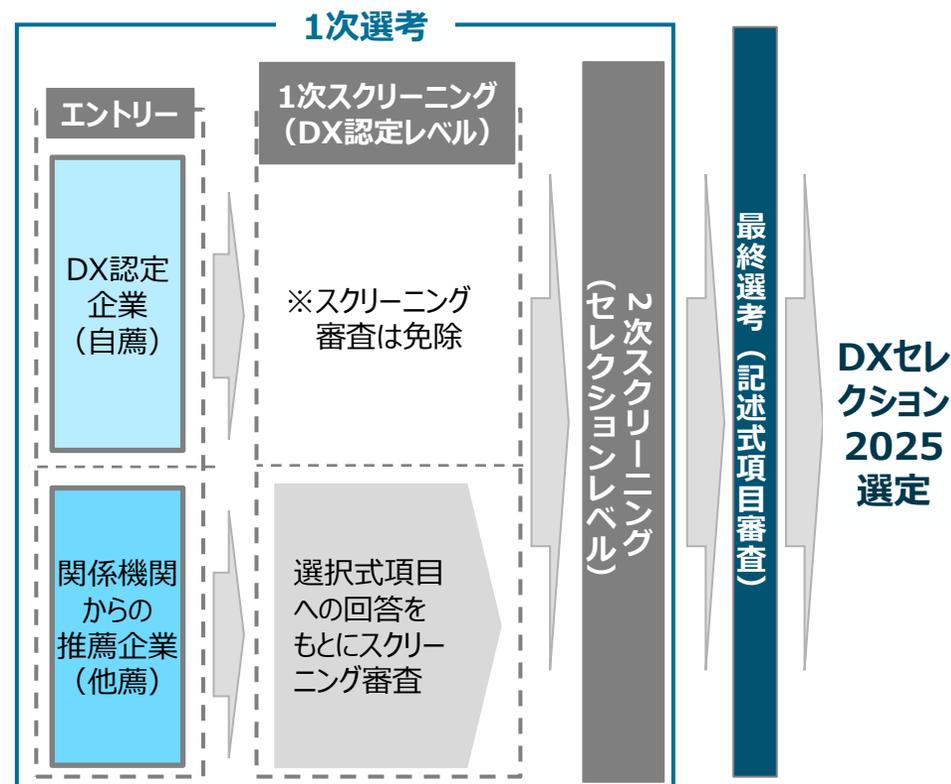
- データ入力業務、紙媒体での事務作業の改善に向け、デジタルツールを導入
- 営業所単位の管理会計化と業務省力化・省人化のため、RPAを導入
- 既存業務の高度化を経て、「管理医療機器販売業」許可を取得し、新分野（医療機器の取扱）への参画を推進し、AI・RPA・ロボットを活用した新倉庫を建設

準グランプリ



- 株式会社トーシンパートナーズホールディングス
- 山口産業株式会社
- 株式会社リノメタル
- 株式会社西原商事ホールディングス

## 「DXセクション2025」における選考プロセス



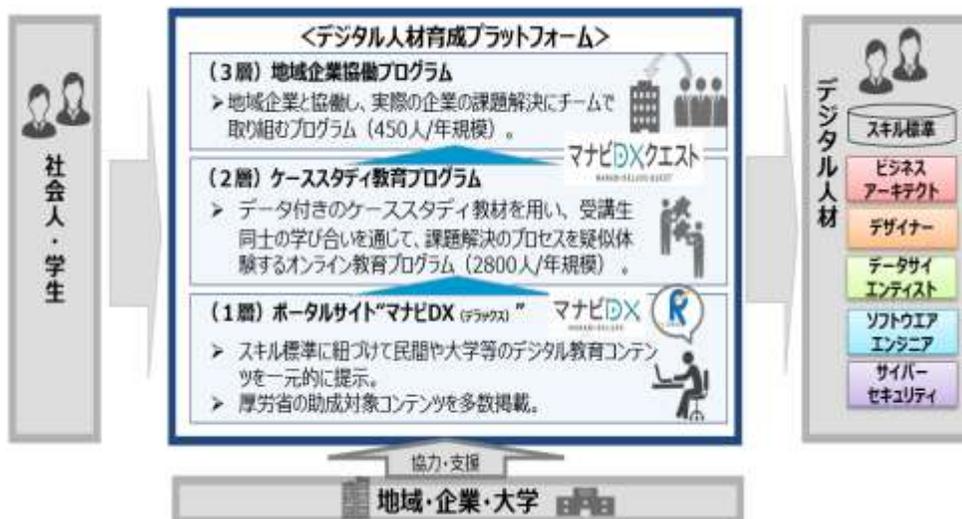
お問合せ先：経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課（03-3501-2646）

E-mail: bzl-s-shojo-johoshori@meti.go.jp

# 地域デジタル人材育成・確保推進事業

- 民間等の様々な教育コンテンツを一元的に提示するポータルサイト「マナビDX」の運営や、地域での実践的なDX人材の育成に向けて、「ケーススタディ教育プログラム」、「地域企業協働プログラム」を提供し、デジタル人材の育成・確保を推進します。

## 地域デジタル人材育成・確保推進事業



## 予算額

令和7年度予算案額：8.6億円の内数

## 施策の内容

企業・産業のDX実現に向けてデジタル人材の育成を推進するため、以下のオンライン教育サイト及びデジタル人材育成プログラムを提供。

- マナビDX(デラックス) <https://manabi-dx.ipa.go.jp/>
- ✓ すべての社会人にとって必須スキルであるデジタルスキルを学べるオンライン教育サイト。誰でもデジタルスキルが学べる幅広い教育コンテンツを提供（約230社約730講座、令和7年1月時点）。生成AI関連の講座も掲載。
- マナビDX Quest(デラックス クエスト)
- ✓ データ付きのケーススタディ教材を用い、課題解決プロセスを疑似体験する教育プログラムと、地域企業と協働し、デジタル技術の実装にチームで取り組む地域企業協働プログラムを提供。

※マナビDX Questの受講は、社会人・学生が対象。

お問合せ先：経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課（03-3501-2646）

E-mail:bzl-s-shojo-johoshori@meti.go.jp

## サーキュラーパートナーズを通じた産官学連携の活動強化

- 野心的・先駆的にサーキュラエコノミーに取り組む関係主体が参画する「サーキュラーパートナーズ」を設立。
- 600者を超える会員間での情報共有や連携の場を設けるだけでなく、製品や素材ごとの課題の抽出、資源循環のロードマップの策定や循環実態の可視化のための情報流通プラットフォームの構築等に向けて議論・支援を加速する。



**会員数：620者**（2月12日時点）

### ビジョン・ロードマップ 検討WG

今後の日本のサーキュラーエコノミーに関する方向性を定めるため、2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。また、各製品・各素材別のビジョンや中長期ロードマップの策定も目指す。

### CE情報流通 プラットフォーム構築WG

循環に必要となる製品・素材の情報や循環実態の可視化を進めるため、2025年を目途に、データの流通を促す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指す。

### 地域循環モデル 構築WG

自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」を目指す。

## 産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業

- 産官学連携によるサーキュラーエコノミー実現を目的として、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ（サーキュラーパートナーズ）」を活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施する。

- ・**事業期間**：令和6～8年度の3年間
- ・**予算額**：国庫債務負担含め総額**100億円**
- ・**執行団体**：低炭素投資促進機構（GIO）
- ・**補助率**：大企業1/3、中小企業1/2
- ・**補助対象**：自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、
  - （1）動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証に係る設備投資
  - （2）長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資
- ・**公募の詳細**：<https://www.teitanso.or.jp/skgshigen/>

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- Ⅰ型に中小企業投資促進枠を創設するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

予算額：国庫債務負担行為含む総額 2,375億円（令和6年度補正予算額600億円）

<p><b>(Ⅰ)</b> 工場・事業場型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>工場・事業所全体で大幅な省エネを図る</b>取り組みに対して補助</li> <li>● 補助率：1/2（中小）1/3（大）等</li> <li>● 補助上限額：15億円 等</li> </ul>	<p>【平釜】  → 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用  </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。</li> <li>● 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、<b>事業所全体の設備・設計を見直し</b>。<b>3年で37.1%の省エネ</b>を実現予定。</li> </ul>
<p><b>(Ⅱ)</b> 電化・脱炭素燃転型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器</b>への更新を補助</li> <li>● 補助率：1/2</li> <li>● 補助上限額：3億円 等</li> </ul>	<p>【キューボラ式】※コークスを使用  → 【誘導加熱式】※電気を使用 </p>
<p><b>(Ⅲ)</b> 設備単位型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>リストから選択する機器</b>への更新を補助</li> <li>● 補助率：1/3</li> <li>● 補助上限額：1億円</li> </ul>	<p>【業務用給湯器】     【高効率空調】     【産業用モータ】 </p>
<p><b>(Ⅳ)</b> EMS型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>EMSの導入を補助</b></li> <li>● 補助率：1/2（中小）1/3（大）</li> <li>● 補助上限額：1億円</li> </ul>	<p>【見える化システムによるロス検出】     【AIによる省エネ最適運転】 </p>

お問合せ先：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課（03-3501-9726）

## 省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費

- 省エネルギーに資する機器等導入事業への投資に対する融資を、利子補給となる補助金を交付することにより低利にすることで、各部門における省エネルギー投資を促進する。

### 省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費

#### 予算額

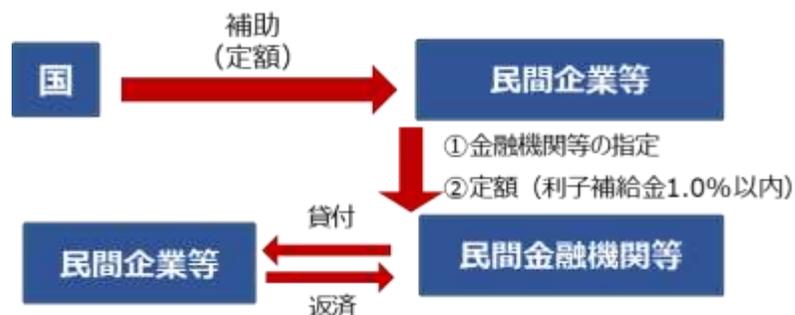
令和7年度当初予算案額：13億円

#### 事業概要

省エネ設備の新規導入や、省エネ取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進する。

具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、エネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、指定金融機関（民間金融機関等）から融資を受ける事業者に対して利子補給を行う。

#### 事業スキーム



お問合せ先：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課（03-3501-9726）

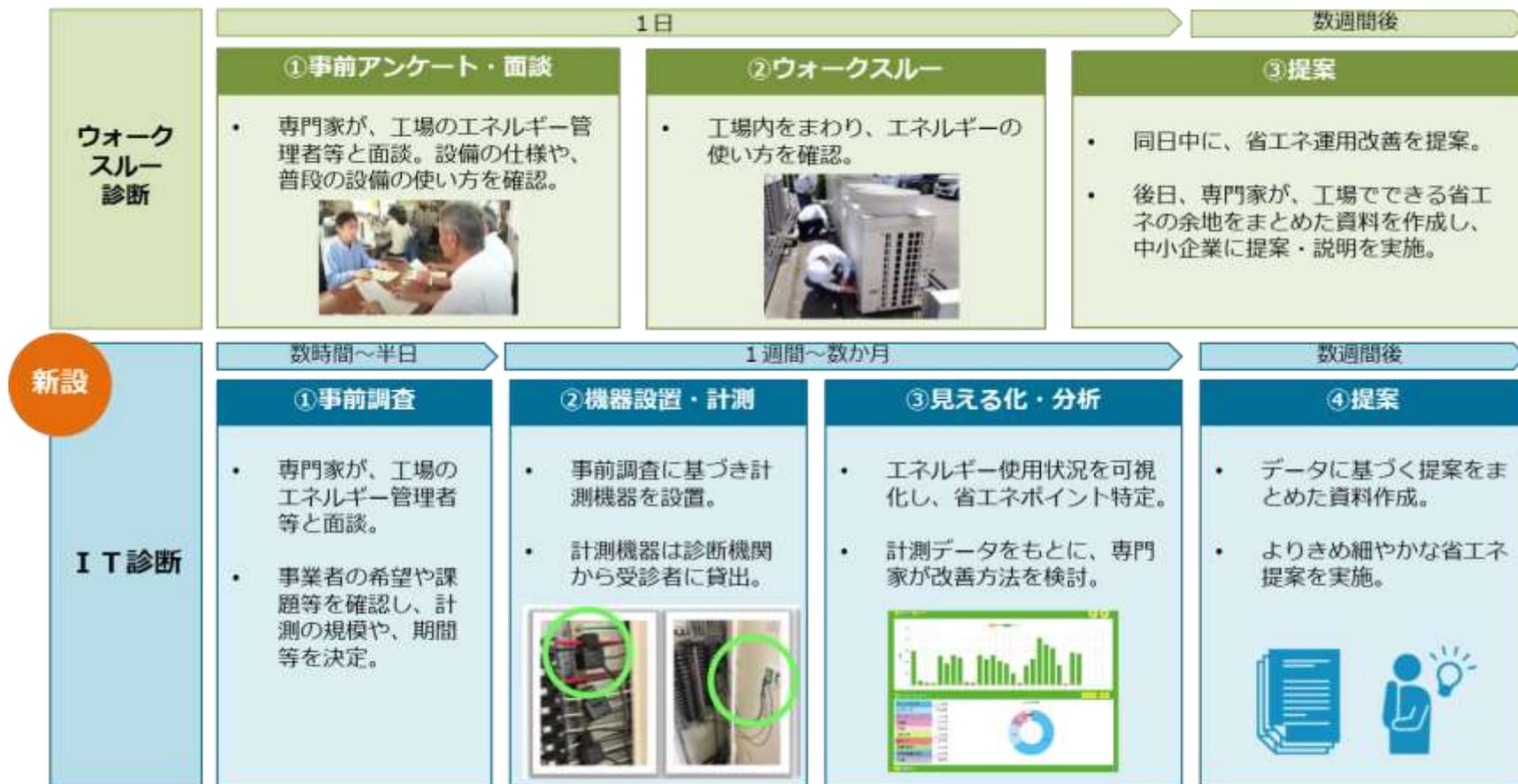
# 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

中小企業（※）

概要ページ掲載施策

- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しする。

予算額：令和6年度補正予算額：34億円/令和7年度当初予算案額：6.1億円



※中小企業基本法に定める中小企業者または会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kI未満の事業所が対象。

※IT診断は令和6年度補正予算にて実施。

お問合せ先：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課（03-3501-9726）

# 建設現場管理のデジタル化の推進事業

- 「地域の守り手」である建設業の持続可能な発展のため、現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避の状況となっているが、建設業のICT化は不十分な現状。
- 令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、ICT活用の適切かつ有効な実施を図るための指針を作成することとされた。

## ICT指針の概要

- **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化**を推進し、**省力化による生産性向上・建設業の魅力向上**を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における

**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、**建設業者が留意すべきポイントと事例**】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナ

国交省調査 ( R6d )

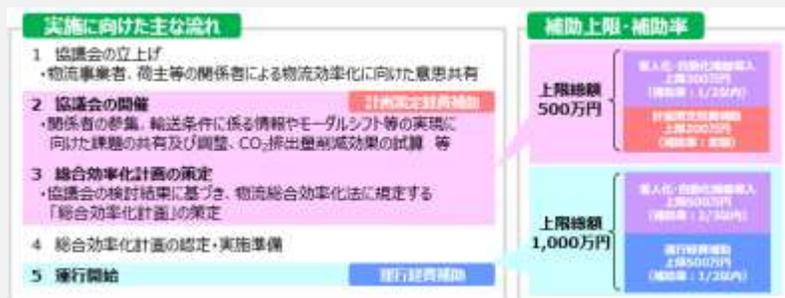
お問合せ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 (03-5253-8277)

# モーダルシフト等推進事業

- モーダルシフト等の物流効率化の取組について、①物流効率化法に基づく「**総合効率化計画**」の**策定経費**（協議会の開催等）や、②「**認定総合効率化計画**」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化（幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等）に関する**事業の初年度の運行経費**に対して支援。
- ①、②のうち、**省人化・自動化機器の導入等の計画策定**や**実際に当該機器を用いた運行**には、**補助額上限の引上げ等**を実施。

## モーダルシフト等推進事業

イメージ図



## 予算額

**1.1億円**

(令和6年度補正予算額0.7億円 + 令和7年度当初予算案額0.4億円)

## 事業スキーム

- (1)物流効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査事業  
上限総額**500万円**（定額・上限200万円 + 最大1/2・上限300万円※）
- (2)物流効率化法の総合効率化計画に基づき実施する事業  
上限総額**1,000万円**（最大1/2・上限500万円 + 最大2/3・上限500万円※）

※省人化・自動化に資する機器導入等の計画、実際に当該機器を用いて運行する場合の補助上限と補助率

## 成果目標

物流分野の労働力不足に対応するとともに、**温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため**、物流効率化法の枠組みの下、荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等を推進する。

お問合せ先：国土交通省物流・自動車局 物流政策課（03-5253-8799）

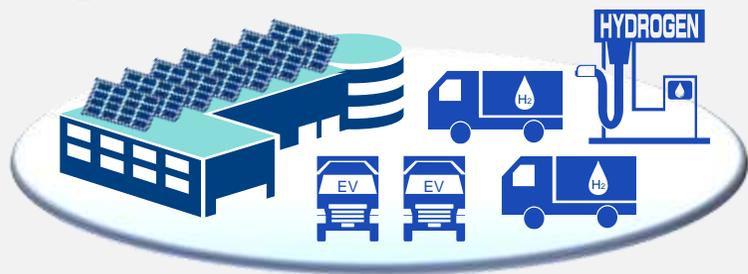
E-mail:hqt-logistics\_dxgx@gxb.mlit.go.jp

# 物流脱炭素化促進事業（流通業務の脱炭素化促進事業）

- 地域の集配拠点や倉庫、トラックターミナル等の物流施設等において、**物流の脱炭素化**に向けて次世代エネルギーである**水素や再生可能エネルギー等**を活用した**先進的な取組**を行う際の**充填・充電設備等の導入**を支援。

## 物流脱炭素化促進事業

イメージ図



### 【水素を活用した取組】

- ①水素の製造・貯蔵のための装置・機器等の導入
- ②水素を活用する水素スタンド、FCVトラック等の導入

### 【再エネを活用した取組】

- ①再生可能エネルギー電力の購入又は再生可能エネルギー発電施設の導入
- ②大容量蓄電池（20kwh以上の容量のみ）、充電設備、EVトラック等車両の内いずれか2つ以上の導入

## 予算額

**12億円**

（令和6年度補正予算）

## 事業スキーム

・水素及び再生可能エネルギー電気の利用に必要な設備や、これらを利用する車両等の導入を行う物流事業者等を支援

補助上限 **水素を活用した取組 2億円（P）**（補助率 **1/2**）

**再エネを活用した取組 1億円（P）**（補助率 **1/2**）

### ※補助対象設備等

- ・水素利用関連設備（水素スタンド、FCVトラック等）
- ・再エネ利用関連設備（EV充電設備、太陽光パネル、EVトラック、EMS等）
- ・上記の導入と一体的に行う先進的な取組に必要な設備・機器類（トラック予約受付システム、無人搬送機等）

## 成果目標

地球温暖化対策計画の目標達成（2030年度KPI脱炭素化を行う物流施設を200件）へ向けた支援を実施。

# 物流標準化・データ連携促進事業

- 荷役作業の効率化や積載率の向上等を促すため、荷主・物流事業者等が取り組む「標準仕様パレット」の導入や「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携による共同輸配送や帰り荷確保等を支援。

予算額 **4億円**（令和6年度補正予算）

## 荷役作業の効率化のための「標準仕様パレット」の利用促進支援事業

現状Ⅰ パレットを利用していない



バラ積み・バラ卸し

現状Ⅱ パレットを利用しているが、規格や運用が標準化されていない



パレットからパレットへの積み替え



「標準仕様パレット」の利用による荷役時間の短縮

### ①「標準仕様パレット」導入に係る支援

フォークリフト、パレタイザー、ラック等のパレット導入に必要な物流設備の導入・改修費用、現有自社パレットの処分費用等

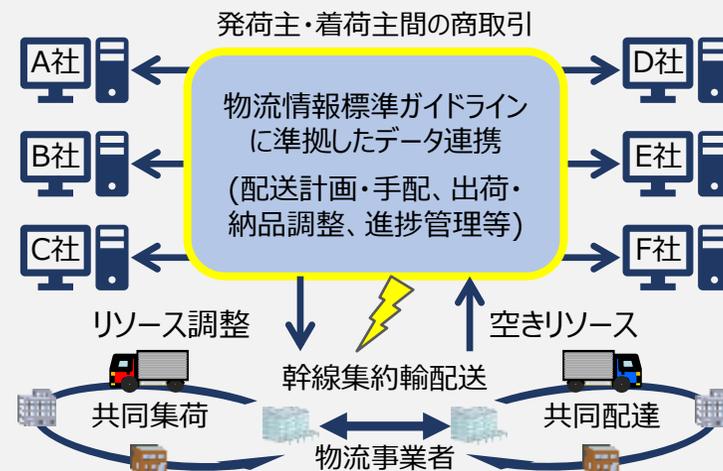
【補助上限・補助率】1件あたり最大500万円（P）（補助率1/2）

### ②「標準仕様パレット」の効果的な活用に係る支援

複数事業者間でのパレットの動態管理のためのタグ・バーコード等の読み取り機器の導入費用等

【補助上限・補助率】1件あたり最大1,000万円（P）（補助率1/2）

## 共同輸配送や帰り荷確保等のためのデータ連携促進支援事業



複数の荷主・物流事業者等で構成される協議会に対し、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携を通じて共同輸配送や帰り荷確保、配車・運行管理の高度化等に取り組む場合のシステム構築・改修等を支援。

【補助上限・補助率】1件あたり最大4,000万円（P）程度（補助率1/2）

お問合せ先：国土交通省物流・自動車局 物流政策課（03-5253-8801）

E-mail: ihashi-t2rj@mlit.go.jp

# 中小物流事業者の労働生産性向上事業

- 令和6年2月の関係閣僚会議において、**物流の適正化・生産性向上をさらに進める**ため策定された「**2030年度に向けた政府の中長期計画**」に基づき、荷役作業の機械化・自動化を進める機器や車両の動態管理や原価管理を行うシステムの導入、大型免許等の取得などの取組への支援を実施。

## 物流効率化等推進事業費補助金

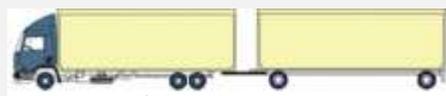
イメージ図



テールゲートリフター



トラック搭載型クレーン



ダブル連結トラック

自動化機器による  
庫内作業の省力化

無人フォークリフト

無人搬送機器

AIカメラによる  
スムーズな受付

業務効率化に資するシステム・機器

ハンディターミナルによる  
効率的な貨物管理

## 予算額

**15.2億円**(令和6年度補正予算)

## 事業スキーム

中小物流事業者が行う業務効率化に資するシステムの構築や自動化機器の導入等の機械化・自動化・省人化・デジタル化の取組を支援する。

## 主な上限金額

テールゲートリフター	20万円	(補助率1/6)	(P)
トラック車載型クレーン	60万円	(補助率1/6)	(P)
ダブル連結トラック	400万円	(補助率1/6)	(P)
中型・大型・けん引免許取得等	15万円	(補助率1/2)	(P)
物流施設におけるシステム構築・連携	2,000万円	(補助率1/2)	(P)
物流施設における自動化・機械化機器の導入	3,000万円	(補助率1/2)	(P)

## 成果目標

- ・テールゲートリフター等導入による1運行当たりの荷役時間の削減。
- ・物流DXを実現している物流事業者の割合の向上。

お問合せ先：国土交通省物流・自動車局

貨物流通事業課 (03-5253-8575)

貨物流通経営戦略室 (03-5253-8297)